

平成 29 年 3 月会議

津幡町議会会議録

平成29年 3 月 6 日開会

平成29年 3 月14日散会

津 幡 町 議 会

平成29年津幡町議会 3 月会議会議録 目 次

第1号（3月6日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 開会・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第1号～議案第35号）	4
1. 散 会（午前11時10分）	16

第2号（3月7日）

1. 出席議員、欠席議員	17
1. 説明のため出席した者	17
1. 職務のため出席した事務局職員	17
1. 議事日程（第2号）	18
1. 本日の会議に付した事件	18
1. 開 議（午前10時00分）	19
1. 議事日程の報告	19
1. 会議時間の延長	19
1. 議案上程（議案第1号～議案第35号）	19
1. 議案に対する質疑	19
1. 委員会付託	19
1. 町政一般質問	19
7 番 森山時夫議員	19
2 番 竹内竜也議員	23
4 番 八十嶋孝司議員	31
5 番 西村 稔議員	37
10 番 塩谷道子議員	39
1. 休 憩（午後0時00分）	43
1. 再 開（午後1時00分）	43
10 番 塩谷道子議員	43
9 番 酒井義光議員	47
13 番 道下政博議員	49

1. 休 憩（午後 2 時05分）	57
1. 再 開（午後 2 時20分）	57
1 番 森川 章議員	57
15番 洲崎正昭議員	62
1. 散 会（午後 3 時20分）	70
第 3 号（3 月14日）	
1. 出席議員、欠席議員	71
1. 説明のため出席した者	71
1. 職務のため出席した事務局職員	71
1. 議事日程（第 3 号）	72
1. 本日の会議に付した事件	72
1. 開 議（午後 1 時30分）	73
1. 議事日程の報告	73
1. 会議時間の延長	73
1. 議案等上程（議案第 1 号～議案第35号、請願第 1 号、陳情第 1 号）	73
1. 委員長報告	73
1. 委員長報告に対する質疑	77
1. 討 論	77
1. 採 決	82
1. 議会議案上程（議会議案第 1 号～議会議案第 3 号）	84
1. 質 疑	84
1. 討 論	84
1. 採 決	84
1. 質 疑	85
1. 討 論	86
1. 採 決	86
1. 質 疑	87
1. 討 論	88
1. 採 決	88
1. 閉議・散会（午後 2 時37分）	88
1. 署名議員	89

平成29年3月6日（月）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	角 井 外喜雄
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	宮 崎 寿
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	山 嶋 克 幸
社会福祉課長	葉 名 貴 江	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	河 上 孝 光	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	本 多 延 吉	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
消 防 次 長	浅 木 喜久男	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	舩 井 重 夫
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
管財用地係長	河 島 敬	企画財政課主査	高 倉 喜 美

○議事日程（第 1 号）

平成29年 3 月 6 日（月）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第 1 号～議案第35号）

- 議案第 1 号 平成29年度津幡町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成29年度津幡町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成29年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 号 平成29年度津幡町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成29年度津幡町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成29年度津幡町バス事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成29年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成29年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
- 議案第 9 号 平成29年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算
- 議案第10号 平成29年度津幡町水道事業会計予算
- 議案第11号 平成29年度津幡町下水道事業会計予算
- 議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第14号 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第15号 平成28年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第16号 平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第17号 平成28年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第18号 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第19号 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第20号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第21号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 津幡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 津幡町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 津幡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 津幡町種谷地区防災センター条例について
- 議案第26号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第27号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 津幡町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第29号 津幡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 津幡町農業委員会の委員等の定数条例について
- 議案第32号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第33号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第34号 苧谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第35号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開会・開議＞

○向 正則議長 ただいまから、平成29年津幡町議会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○向 正則議長 本3月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から3月14日までの9日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議録署名議員の指名＞

○向 正則議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本3月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○向 正則議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本3月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第1号および陳情第1号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成28年11月分、12月分および平成29年1月分に関する例月出納検査ならびに地方自治法第199条第9項の規定による平成28年度定期監査としての財務事務監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの平成28年津幡町議会12月会議で可決された「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」および「地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○向 正則議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第1号から議案第35号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成29年津幡町議会3月会議が開かれるに当たり、提出議案の説明に先立ち、町政運営に対する私の基本的な考え方と予算編成の基本方針ならびに重点施策等につきまして、議員各位を初め、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、ご説明を申し上げます。

まず、12月会議以降の町政の概要につきまして、ご報告させていただきます。

平成29年の冬は、西日本の日本海側で大雪に見舞われることが多く、鳥取県では記録的な積雪により列車や車が立ち往生するなどの交通混乱も発生し、その脱出作業や除雪作業中において2名の方が亡くなりました。謹んでお悔やみを申し上げる次第でございます。一方、本町では、今のところ積雪や暴風による被害は少ないシーズンとなったのではないかと考えているところでございます。今後におきましても、気を緩めることなく非常時への備えを行ってまいりますので、議員各位の引き続きのご理解、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、少しずつ暖かくなり春を感じるようになった2月の中旬に、大変おめでたいニュースを耳にいたしました。津幡町で四つ子の赤ちゃんが誕生したということでございます。私といたしましては、昨年の川井梨紗子選手のリオデジャネイロオリンピック金メダル獲得に続く大変明るいニュースに、とてもうれしく、元気をもらったところでございます。四つ子の赤ちゃんの元気で健やかな成長を心から願いますとともに、津幡町の子どもたちのために、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくみずからの責任も改めて感じたところでございます。

2月26日には、元気な津幡町の早春を彩るイベントとして、「吉本ふるさと劇団inつばた〜町民よ立ち上がれ！平成俱利伽羅合戦〜」がシグナスのホールで上演されました。客席を埋め尽くしました約800人の来場者の皆さまは、公募により編成された町民劇団員33人の演技力に驚きつつ、我が町に伝わる源平歴史物語を笑いの中に学び、そして元気をもらっていたようでございます。町民劇団の元気が、町中に広がったかのような一日であったと感じたところでございます。

そして3月に入り、社会全体が新しい年度への準備に活気も出ている中、小中学校や高校、大学では卒業式のシーズンを迎え、希望に満ちた新たな旅立ちの季節となっております。3月2日には、津幡高校の卒業式に出席をいたしました。津幡町の小中学校でも、小学6年生362人、中学3年生411人が卒業式を間近に控え、希望と少しの不安を抱えながらも新しいステージに踏み出していきます。卒業生の皆さんのさらなる飛躍と今後の活躍を楽しみに、そして心から応援をするものでございます。

津幡高校の卒業式と同じく3月2日、向議長、荒井総務常任委員長にもご出席をいただきまして、津幡町とNTT西日本による特設公衆電話の設置・利用に関する協定書の締結式を行いました。この協定は、災害時などに一般電話よりも優先的につながり、無料で利用できる特設公衆電話を避難所となる小学校9施設に13回線設置するもので、避難者が家族に安否を知らせるなどの通信手段の確保を目的としております。今後もさまざまな機関との連携を進めながら、安全、安心のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、平成29年度町政運営に対する基本的な考え方および予算編成の基本方針につきまして、述べさせていただきます。

日本経済は緩やかな回復基調が続いておりますが、国際情勢は変動は著しく、依然として先行きは不透明な状況となっております。急速な人口減少、少子高齢化が進行する中、喫緊の課題で

ある年金、医療、介護を初めとする持続可能な社会保障制度の確立や地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取り組み、さらには全国各地で発生している自然災害に対する対策など、多岐にわたる諸課題への対応が求められております。津幡町におきましても、国の動向を的確に捉え、最大限の効果が得られる施策を実行し、諸課題に対応してまいりたいと考えております。

私の町政運営の基本となる考え方でございますが、大きく2つの柱がございます。1つは子の世代、孫の世代のためのまちづくり、そしてもう1つが心豊かに今を暮らすためのまちづくりでございます。未来と今、2つのまちづくりをどちらも力強く推し進めていく、そうした私の基本的な考え方を反映したものが、第5次津幡町総合計画であります。その第5次津幡町総合計画も、平成29年度は実施2年目となります。本計画で、まちづくりの将来像に掲げた「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」を推進する取り組みをさらに充実させていかなければならないと思っていますところでございます。

それでは1つ目の柱、子の世代、孫の世代のためのまちづくりの推進について、述べさせていただきます。

「ふるさと つばた」の歴史と伝統を継承する取り組みは、昨年、津幡ふるさと歴史館「れきしる」の開館でようやくその拠点が整備されました。古くから加賀、能登、越中の3国の分岐点にあった津幡町は、人、もの、文化の交わりの地、交通の要衝として栄え発展してまいりました。そして、源平合戦火牛の計で知られる倶利伽羅峠は、約6,000本の八重桜が咲き誇る名勝の地となり、その歴史を今に伝えております。昨年、倶利伽羅峠周辺を舞台とした歴史ストーリーの日本遺産登録を目指し、小矢部市と連携して調査を始めました。平成29年度は、具体的に地域の文化財や名所をつなげた歴史ストーリーを構築し、日本遺産として申請したいと考えております。町の歴史と文化を保存、継承していくことは、今を生きる私たちに課せられた重要な使命であり、こうした歴史資源やれきしるなどの拠点施設を活用しながら、今後も魅力あるまちづくりを進め、「ずっと住みたい ふるさと つばた」を実感していただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、平成29年度はいよいよ全国規模の観光名所を目指し、将来の交流人口の飛躍的増加を見込む体験型観光交流公園の工事に着手することとしております。当公園周辺には津幡運動公園、道の駅、倶利伽羅塾、倶利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿があり、これらとの相乗効果も期待し、第5次津幡町総合計画のいきいき交流ゾーンとして、大きな集客を図るとともに、将来の一大観光名所としたいと思っていますところでございます。町内外の多くの方々がこの公園一帯を訪れ、笑顔の時間を過ごされることを願い、住んでみたい町に加え、訪れてみたい町としての整備も進めていくものでございます。これにより、子の世代、孫の世代を見据えたまちづくりの一つが具体的にスタートいたします。

さらに、町の将来を見据えた具体的計画といたしまして、津幡駅東口整備と新駅設置計画の策定を進めてまいりたいと考えております。北陸新幹線金沢開業により首都圏からの交通アクセスが格段によりくなり、交流人口をまちづくりに活用していくことが大変重要となってまいりました。そうしたことも含めまして、津幡町の交通アクセスの最重要拠点である津幡駅の東口整備と新駅の設置は、将来を見据えた最も重要なまちづくり施策の一つであると捉えております。

また、町民の皆さまが待ち望み、私自身の大きな公約でもあります室内温水プールにつきましても、平成29年中に建設場所を決定したいと考えております。町民の皆さまの健康増進と豊かで

潤いのある生活の実現に向けまして、着実に計画を進めてまいります。

平成29年度はそうした将来を見据えたまちづくりの具体的事業の第一歩を踏み出す年と位置づけ、着実かつ確実に事業化していきたいと考えているところでございます。

次に、2つ目のまちづくり、心豊かに今を暮らすためのまちづくりの推進についてでございます。

2015年国勢調査での津幡町の人口は28人の微増でございましたが、人口減少社会にあって、石川県全体でも減少となっている状況を考えますと、まだまだ津幡町は元気な町であると思っております。このことは、津幡町のこれまでのまちづくりが、町民の皆さまのより豊かな暮らしに寄与できたことのあらわれと言えるのではないかと考えている次第でございます。

さて、心豊かに今を暮らすための取り組みですが、まず子育て支援のさらなる充実でございます。本町では、国の取り組みに呼応し、新子育て支援制度のもと、段階的に保育園保育料の引き下げ、多子世帯の保育料無償化を実施しております。また、放課後児童対策といたしまして、放課後児童クラブの入所受け入れの拡充とあわせて利用料の負担軽減も進めてまいります。津幡町の放課後児童クラブでは、従来からも小学校4年以下としていた以前の国の受け入れ基準を上回る、小学校6年生まで入所を可能としておりました。こうした児童クラブの運営をさらに支援してまいります。子育てをしている若い世代の方々が安心して暮らしながら、ますます社会で活躍できるよう、さらに施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、生活の基盤となる道路、上下水道、交通環境等の整備推進でございます。通学路の安全確保や生活水の安定供給および下水処理、町営バスなどの町内全域にわたる二次交通網の充実、いずれも住みよいまちづくりには欠かせない重要施策であります。

また、教育環境の充実は子どもたちの健やかな成長に直結する取り組みでございます。学力向上はもとより、地域とともに歩む学校として、安全、安心の学校生活と心身ともに健康な児童生徒の育成に努めてまいります。昨年の中学校全国大会での津幡南中学校ボート部、相撲部の活躍は記憶に新しいところですが、体育、文化活動も含めまして、児童生徒の教育環境充実に引き続き取り組んでまいります。

社会教育、社会体育におきましても、心豊かな暮らしのため、生涯学習社会の一層の整備と競技スポーツの振興、生涯スポーツの普及に努めるものでございます。

次に、住んでよかったと実感できる独自の取り組みとしまして、定住促進事業に位置づけております結婚祝金制度や住宅取得等の支援制度を充実させてまいります。

さらに、平成29年4月1日から町民福祉部の組織機構を一部再編いたします。特に地域包括支援センターの相談機能を従前の高齢者に加え、児童および障害のある方にも対応できるよう、社会福祉士などの相談支援専門職を配置し、一元化いたします。また、町民のより一層の健康維持、増進を図るため、新設する健康推進課に保健師や管理栄養士を重点配置するとともに、新設の子育て支援課と連携し、町民の子育てに関する包括的支援も行なってまいります。

津幡町にずっと住み続けてもらえますよう、子の世代、孫の世代のための将来を見据えたまちづくりとあわせて、バランスよく、そして力強く、2つの町政運営の柱を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、町政運営に当たりましての私の基本的な考えにつきまして述べさせていただきましたが、平成29年度も町民生活の向上に全力を尽くしてまいりますので、議員各位のご理解とお力添えを

賜りますようお願いを申し上げます。

それでは次に、平成29年度予算編成とその概要につきましてご説明いたします。

平成29年度一般会計当初予算は121億2,300万円で、前年度当初予算比4.1パーセント、5億1,300万円の減額予算となっております。

減額の主な要因は、前年度の当初予算に計上いたしました種地区防災拠点施設整備事業や消防車両、救急車両更新事業、倶利伽羅公園整備や林道西山線開設事業、津幡中学校での太陽光発電施設設置事業など、予算規模の大きい普通建設事業が終了したことによるものでございます。しかし、予算の規模は減額ながら、新年度予算の中には先ほど来申し上げておりますとおり、津幡町が今後さらに住みよいまちづくりに取り組んでいくための大切な事業を計上しており、津幡町の将来を展望する予算となっております。ちなみに、予算総額の数字の並びは、1、2、1、2、3と着実にステップアップをしていく津幡町らしい数字がそろったのではないかと、平成29年度のスタートに向けて感じているところでございます。

また特別会計では、本年3月をもって廃止いたします河合谷の国民健康保険直営診療所事業特別会計を除いた全7つの特別会計の総額で約830万円、0.1パーセントの増となる67億173万5,000円を計上、さらに事業会計につきましては、3会計の合計で約1億9,969万円、3.3パーセントの減となる59億3万5,000円を計上しております。

各会計ごとに増額になるものと減額になるものがありますが、全11会計で総額247億2,477万円、前年度当初予算と比較いたしまして7億440万円、2.8パーセントの減となっております。

次に、平成29年度一般会計の重点施策につきましてご説明いたします。

まず、ハード事業では、土木費として体験型観光交流公園の幹線道路となる町道竹橋大坪線道路改良事業に1億501万円を計上するほか、社会資本整備総合交付金を活用した湖北大橋の橋梁補修事業に1億291万円、町道加賀爪18号線ほか1路線の通学路安全対策事業に5,435万円を計上、さらに民生費では、入所児童数の増加に伴い分離が必要となる中条小学校区放課後児童健全育成施設整備事業に2,782万円、ウエルピア倉見の脱衣所ロッカー改修工事に250万円を計上、衛生費では、笠池ヶ原地区の上水道接続に伴う水道事業会計への出資金1,660万円や鷹の松墓地公園内合葬墓整備の測量および実施設計費に405万円を計上するなど、計画決定事業を中心に緊急度の高いものを優先的に計上し、安全、安心に暮らせる環境づくりに配慮させていただきました。

一方、ソフト事業につきましては、総務費で庁舎整備基本計画策定費に1,000万円を計上し、地震による倒壊が懸念される北側庁舎の早期建てかえに向けて具体的な整備計画を策定するほか、土木費で運動公園を初めとした公園施設の長寿命化ならびに温水プールの建設に向けた都市公園整備計画策定事業費に約130万円を計上、また商工費では、津幡駅東口および新駅設置に向けての基本計画策定費に250万円、小矢部市との連携による倶利伽羅峠周辺の日本遺産登録に向けた調査費に約140万円を計上するなど、本町の将来を展望し、さらなる発展に向けた第一歩を踏み出すための予算を計上いたしております。

そのほか定住促進事業では、制度を一部見直して平成33年12月末まで5年間延長することとし、利用者の増加と奨励金支給期間の短縮により予算を大幅に増額するとともに、学童保育施設では、津幡小学校区で新たに1施設増設し、14施設で運営を行うこととなることからその運営費を増額するなど、町の定住人口拡大や子育て支援の充実に一層取り組んでまいります。

また、これまで進めてまいりました大河ドラマ誘致関連事業や科学のまちづくり関連事業など

も引き続き取り組み、元気で活気あふれるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指していく所存でございます。

次に、一般会計の歳入予算では、町税のうち町たばこ税以外すべて増額を見込んでおります。

景気の回復基調や納税義務者数の増などにより町民税で2.4パーセント、4,657万9,000円増の19億9,433万4,000円を計上したほか、固定資産税では家屋の新增築による増に加え、平成28年度は補正対応した北陸新幹線に係る償却資産を当初から見込み、14.5パーセント、2億850万2,000円増の16億4,672万4,000円を計上いたしました。町税全体では、前年度当初予算比6.9パーセント、2億6,233万4,000円増の40億8,159万4,000円とし、津幡町の当初予算では初めて40億円を超える町税予算の計上となりました。

一方、地方交付税では、地方財政計画が2.2パーセント減となっていることに加え、本町では、普通交付税の基準財政収入額に北陸新幹線に係る償却資産の影響などを見込み、前年度当初予算比7.4パーセント、2億6,000万円の大幅減となる32億6,000万円を見込みました。

町債は、道路橋梁および街路整備事業に2億590万円、水道事業会計で実施する笠池ヶ原地区の上水道接続に係る出資金の財源として一般会計出資債で1,660万円、実質的な普通地方交付税である臨時財政対策債で4億8,500万円など、総額で前年度比33.4パーセント、3億6,760万円の大幅減となる7億3,140万円を計上いたしております。町債発行額を各年度の償還元金以内とするシーリングを堅持しているのはもちろんですが、この7億3,140万円というのは、当町の当初予算計上額といたしまして、平成8年度以降最も低い額となっており、財政の健全化にも十分配慮したものでございます。

特別会計につきましては、冒頭にも申し上げましたように、河合谷診療所が本年3月末で事業を終了することに伴い、国民健康保険直営診療所事業特別会計を廃止し、全7つの会計となりますが、給付の増が見込まれる国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計や前年度で個人番号制度に係るシステムの改修が終了した介護保険特別会計、前年度に引き続き車両更新を行うバス事業特別会計など、それぞれの目的に応じた予算を計上いたしております。

事業会計につきましては、河北中央病院事業会計では外来患者用のトイレ改修費用、水道事業会計では第8次拡張事業のほか、笠池ヶ原地区の上水道接続事業費、また下水道事業会計では昨年度に引き続き災害用トイレシステムの整備費など、それぞれの会計で計画的に事業を実施するための予算を計上いたしております。

一般会計、特別会計、事業会計それぞれの予算編成におきまして、国・県からの補助、交付金など極力有利な財源を選択するように努めておりますが、それでも不足する分につきましては、各種特定目的基金の繰り入れで対応しております。さらに、特別会計への繰出金、事業会計の補助、負担金等に要する費用を含めた一般会計の財源不足につきましては、財政調整基金の繰り入れで財源調整をしているところでございます。平成28年度末の財政調整基金残高につきましては、約9億円程度を見込んでおりますが、平成29年度当初予算編成において3億8,500万円の繰り入れを計上しております。今後の安定した財政運営のためにも、執行に際しましてはさらなる財源の創出や経費節減を図り、財政調整基金の繰入額削減に努めたいと考えております。

次に、重点施策の主なものについて、具体的に説明してまいります。

最初に安全、安心に関する施策でございます。

まず、急務となっております役場庁舎整備につきましては、平成29年度中に基本計画の策定を

行ってまいります。地震による倒壊が懸念される北側庁舎の早期建てかえに向けて、現在、庁舎整備基金を設け、計画的に積み立てを行っているところでございますが、庁舎整備に活用できる財源が国より示されたことから、安全、安心の取り組みの最優先事項に位置づけ、建てかえ計画を具体化してまいりたいと考えております。また、災害時における広域的な救援協力体制の推進といたしまして、災害時相互応援協定を締結しております和歌山県上富田町との相互交流をさらに具体的に進めてまいります。本町各地区自主防災クラブの代表と災害担当職員の計13人を上富田町に派遣し、防災総合訓練への参加を計画いたしております。上富田町からの要請物資を実際に届ける訓練を行うと同時に、町民同士の交流促進を図り、両町の協定の実効性を高めていきたいと考えております。福岡県岡垣町とは、引き続き小学生国内派遣交流事業のほか、担当職員の相互交流を行ってまいります。

次に、定住促進の施策としまして、結婚祝品や住宅取得奨励金等の一部に、津幡町内の店舗でのみ利用可能な商品券を活用し、町内の経済活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、福祉関係施策でございます。

放課後児童健全育成の施策といたしまして、入所児童の増加に対応するため、平成29年度から津幡小学校区に新たに放課後児童クラブ施設を追加設置いたします。また、中条小学校区につきましても、平成29年度に新たに1施設の整備を進め、平成30年度の設置、開所を計画しております。また、多子世帯に係る利用料について、無料対象となる範囲を一定の所得以下の世帯については、第3子以降から第2子以降に拡大することといたしております。

少子化対策事業では、石川県とともにプレミアム・パスポート事業の対象を2子以上の世帯に拡大してまいります。安心して出産、育児ができる環境整備をさらに進めていくものでございます。

次に、産業建設関係施策でございます。

道路、橋梁整備に係る施策につきましては、社会資本整備総合交付金や地方創生道整備推進交付金、辺地対策事業債などを最大限に活用してまいります。先ほど申し上げましたが、平成29年度はいよいよ体験型観光交流公園の工事に着手いたします。まずはアクセス道路となります町道竹橋大坪線道路改良工事を行っていくこととしております。観光振興と交流人口の拡大につながる道路整備となるもので、本町の将来に向けた希望の第一歩を踏み出すものでございます。なお、体験型観光交流公園に植樹のため、もみじ、アズミの実証圃での栽培は現在も続けております。次に、通学路安全対策としましては、町通学路交通安全プログラムにより実施した合同点検結果に基づき、町道加賀爪18号線などの安全対策を継続して行ってまいります。また、道路ストック補修事業では、道路施設総点検の結果を受け、老朽化が著しい町道太田領家線の舗装補修を進めてまいります。辺地対象事業では、町道菩提寺1号線、町道俱利伽羅1号線、町道荻谷笠池ケ原線、町道木窪瓜生線の4路線について追加整備を進め、地域の利便性、安全性を確保してまいります。また、橋梁補修事業といたしまして、町道湖東2号線（湖北大橋）の長寿命化を図ってまいります。

都市計画施策としましては、市街地幹線道路である本津幡横浜線街路事業を引き続き進めてまいります。密集市街地である本地域の交通の円滑化と歩行者の安全確保、都市防災機能の向上を図ることといたします。さらに、町民の皆さまが待ち望む温水プールの計画を初め、施設の長寿命化などを図る都市公園整備計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

農業振興施策では、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員を公選制から公募制を基本とした選出とするほか、農地等の利用の最適化を図るため、農業委員とは別に新たに農地利用最適化推進員の委嘱を行うこととしております。各推進委員は担当する地域を決め、農地利用の最適化推進のための現地活動を行うもので、これにより担い手への農地利用の集積、集約化や耕作放棄地の発生防止などの一層の推進が期待されるものでございます。次に、震災対策農業水利施設整備事業として、住宅地等への影響が大きいため池の安全性を検証し、耐震整備の必要性を判断する土地改良事業調査を行います。また、鳥獣捕獲事業といたしまして、イノシシによる農作物の被害が増加する中、捕獲奨励金の総額を増額するほか、電気柵購入の補助も引き続き行ってまいります。

次に、消費者生活に係る施策ですが、現在交流経済課に設置しております消費生活相談室を消費生活センターに改め、相談対応体制を一層充実させ、消費者、町民の皆さまの安全、安心をサポートしてまいりたいと考えております。

観光宣伝推進事業では、引き続き大河ドラマ誘致の推進を図っていくとともに、昨年津幡町生まれの女優の野際陽子さんに第1号を委嘱しました津幡町広報特使につきましても、本年は2人目としてタレントであり落語家の月亭方正さんに委嘱を予定しております。あわせまして、広報特使就任記念の独演会をシグナスで行うこととしております。そして、先ほども申し上げました倶利伽羅峠周辺の日本遺産登録を申請したいと思っております。

交通政策といたしまして、将来の津幡町を見据え、津幡駅東口および新駅設置基本計画策定事業費を盛り込みました。石川県や鉄道事業者との協議に向けて、具体的調査を進めてまいります。また、町営バス事業では、老朽化したバス車両1台の更新とドライブレコーダーの追加設置も行い、安全、安心の運行を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境水道施策についてでございます。

墓地公園整備事業では、昨年合葬墓に関するアンケートを実施したところでございますが、今後の墓地管理に不安を抱えている人が少なからずいらっしゃるようになりました。町としまして、町民の将来を見据えた多様な選択が可能となるよう現状の墓地公園の利用実態等を総合的に勘案し、合葬墓の建設に向けての測量、設計を行いたいと考えております。

水道整備では、水道未普及地域解消事業としていたしまして、新たに笠池ヶ原地区の整備を進めるものでございます。下水道事業におきましても、安全、安心の対策として、引き続き災害用トイレシステムの整備を進めることとし、また浄化センターの電気設備、機械設備の改築工事なども行うこととしております。

次に、消防関係施策についてでございます。

救急体制の整備としまして、新たに指導的立場の救急救命士の養成を行い、救急救命士全体の資質向上を図ることとしております。また、消防庁舎管理では、庁舎内の照明設備をLED化し、省電力化とCO₂の削減を図ります。震災対策強化と消防水利確保としまして、浅田、加賀爪地内に40トン級の耐震性防火水槽を設置し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、教育関係施策についてでございます。

科学のまちつばたの推進では、引き続きまちなか科学館を拠点とする各種事業を展開してまいります。身近な科学館の特徴を生かし、体験型科学教室講座を充実させ、出前講座などを含め、科学に触れる機会をより多く提供することで、科学への興味、関心を高めることとしております。

学校教育推進の施策としまして、まず児童生徒の健康管理の充実を行ってまいります。現在、小学校1年生と中学校1年生に実施しております心臓検診を小学校4年生にも行うこととし、発達段階に対応した健康管理に努めてまいります。次に、学校施設の整備といたしまして、井上小学給食調理場の改修を行い、安全、安心の給食調理を推進してまいります。学力向上の取り組みといたしまして、電子黒板の一層の活用を図るとともに、デジタル教科書の追加導入を行います。特に低学年の児童において、電子黒板やデジタル教科書を活用した視覚的な学習を進め、効果を上げているところでございます。また、河北郡市で独自の社会科教材の共同制作を行い、郷土理解に役立てていくこととしております。就学支援におきましては、就学援助費の一部前倒し支給を実施することとし、中学校入学準備のための入学支度金を前年度のうちに申請に応じて支給することといたします。

次に、生涯教育関係施策でございます。

文化継承事業では、津幡ふるさと歴史館れきしるが開館し、歴史継承の拠点施設として、積極的に事業展開を行う予定でございます。れきしるで人気を集める歴史トンネルの写真入れかえを計画しており、また夜間開館、いわゆるナイトミュージアムを行っていくことといたしております。生涯学習事業では、土曜学習プログラムの充実を図り、シグナス子ども邦楽教室や子ども舞踊教室を始めることとしております。図書館事業としましては、セカンド・ブック事業を充実させます。要望が高い読書ノートの配付を、現在は小学校4年生までですが、6年生にまで拡大いたします。スポーツ振興事業におきましては、津幡運動公園施設のバスケットボールゴールの更新のほか、各種設備の整備を行います。引き続きスポーツ施設の適切な維持管理とスポーツ環境の充実に努めていくものでございます。

次に、河北中央病院事業の施策でございます。

利便性の向上を図るため、診療日の一部変更を行うこととするものでございます。要約して申し上げますと、これまでは土曜日午前を診療日として、木曜日午後を休診としておりました。これを土曜日午前を休診とし、木曜日午後を診療日とするもので、平成28年度は移行期間として木曜日午後を診療日としながら、土曜日午前も隔週で診療日としていたところでございます。これは、町内の開業医療機関の多くが木曜日午後を休診とし、土曜日午前を診療日としていることから、休診日を移行することで町内医療機関全体の利便性が高まることが期待されることと、木曜日の手術日の設定が容易になるなどの医療体制充実が見込まれることから変更するものでございます。また、勤務時間外における病院外での医療職員の待機態勢を機能化するオンコールシステムを導入し、救急医療体制の充実を図ることといたしております。

以上、平成29年度の重点施策について、概要をご説明いたしました。

それでは、平成29年度の当初予算ならびに平成28年度の補正予算ほか諸議案につきまして、順を追ってその概要を説明いたします。

議案第1号 平成29年度津幡町一般会計予算について。

歳入歳出予算総額は121億2,300万円で、その概要は先ほどの平成29年度予算編成や重点施策等で説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

次に、議案第2号から第11号までの10件の議案は、平成29年度各特別会計および事業会計の当初予算についてでございます。

議案第2号 平成29年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、実績見込みに伴う保険給付費の増などにより、前年度当初に比べ1.6パーセント増となる38億2,013万3,000円を計上するものであります。

次に、**議案第3号** 平成29年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績を踏まえ、前年度当初比2.6パーセント増となる3億1,906万5,000円を計上するもので、主なものは、後期高齢者医療制度の事業ならびに財政運営の安定化を図るための石川県後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

次に、**議案第4号** 平成29年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績などを参考に、前年度当初比2.4パーセント減となる24億83万8,000円を計上し、介護予防の推進と要支援、要介護者に対する介護サービス給付等を行うものであります。

次に、**議案第5号** 平成29年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。

本予算は597万2,000円を計上し、上河合地区ほか2地区の簡易水道を管理運営するものであります。

次に、**議案第6号** 平成29年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は1億1,047万1,000円を計上し、廃止代替路線や自主運行路線および福祉バス路線の22路線に係る運行を行うものでございます。また、路線バス1台の更新とドライブレコーダーの追加設置など、公共交通機関としての利便性や安全性を高め、町民サービスに努めるものでございます。

次に、**議案第7号** 平成29年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

本予算は、平成17年8月より供用を開始しております津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を4,489万9,000円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

次に、**議案第8号** 平成29年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、35万7,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

次に、**議案第9号** 平成29年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均51人の入院患者と180人の外来患者を見込み、収益的支出を12億7,825万6,000円としております。資本的支出は1億8,754万2,000円とし、新たに高圧蒸気滅菌器等を購入するなど、引き続き地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。企業債につきましては、医療機器等購入費について、限度額および借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第10号** 平成29年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で7億9,975万9,000円を予定しております。1日平均9,758立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものでございます。資本的支出では3億3,006万円を予定し、第8次拡張事業として引き続き北中条、中須加地内の配水幹線の拡張を実施するほか、水道未普及地域解消事業として笠池ヶ原地内で水道を整備するものであります。企業債につきましては、水道未普及地域解消事業および第8次拡張事業について、それぞれ限度額および借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第11号** 平成29年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で15億4,337万7,000円を予定しております。1日平均9,997立方メートルの生活排水等を処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものであります。資本的支出では17億6,104万1,000円を予定し、浄化センター主ポンプ棟機械設備改築工事などの建設改良事業

を予定するとともに、企業債の償還を行い、下水道事業の普及、推進に努めるものであります。企業債につきましては、公共下水道事業ほか3件について、限度額および借入条件を定めるものでございます。

続いて、議案第12号から第20号までの9件の議案は、平成28年度一般会計および特別会計ならびに事業会計の補正予算についてでございます。

議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正は、年度末を控え各種事業の実績見込みを踏まえて増減調整を行うもので、歳入歳出それぞれ384万円を減額し、予算総額を130億6,417万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款町税で9,000万円の増額、6款地方消費税交付金で1,483万円の増額、13款使用料及び手数料で327万円の増額、14款国庫支出金で4,557万4,000円の減額、15款県支出金で667万円の減額、16款財産収入で519万5,000円の増額、18款繰入金で3,268万2,000円の減額、20款諸収入で405万5,000円の減額、21款町債で2,880万円の減額などの補正でございます。

続いて、歳出の主なものをご説明いたします。

1款議会費は22万2,000円の減額、2款総務費で2,632万円の増額、3款民生費で5,248万8,000円の減額、4款衛生費で2,363万1,000円の増額、6款農林水産業費で1,125万9,000円の増額、7款商工費で117万6,000円の減額、8款土木費で1,178万8,000円の増額、9款消防費で1,044万6,000円の減額、10款教育費で26万4,000円の減額、12款公債費で1,224万2,000円の減額などの補正でございます。

第2表繰越明許費につきましては、個人番号カード事務費について、引き続き取り組む必要があるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は、津幡丘陵公園用地管理費ほか5事業について、事業費の確定に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4表地方債補正は、事業費の確定に伴い、道路整備事業（社会資本整備総合交付金・防災安全）のほか6事業において、限度額をそれぞれ変更するものであります。

議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ782万8,000円を減額するものでございます。

議案第14号 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,179万4,000円を増額するものでございます。

議案第15号 平成28年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ108万2,000円を減額するものでございます。

議案第16号 平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ217万5,000円を減額するものでございます。

議案第17号 平成28年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ581万4,000円を減額するものでございます。

議案第18号 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ129万4,000円を増額するものでございます。

議案第19号 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6万2,000円を増額するものでございます。

議案第20号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）に

について。

本補正の主なものは、収益的支出において1,959万9,000円の減額補正を予定し、資本的支出において135万円の増額補正を予定するものでございます。

次に、各条例の改正等についてご説明申し上げます。

議案第21号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特別職の国家公務員の給与等の改正および津幡町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、津幡町の常勤の特別職の職員と議会議員の期末手当の額を改正するもので、平成28年12月1日に遡及して適用するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第22号** 津幡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町特別職報酬等審議会の審議事項から議会議員の期末手当の額を削除し、常勤の特別職の職員と同様とするための改正を行うものでございます。

次に、**議案第23号** 津幡町職員の育児休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大と介護休暇の分割取得、介護時間の新設に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第24号** 津幡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、情報提供等記録の定義の改正と引用条項の整理を行うものでございます。

次に、**議案第25号** 津幡町種谷地区防災センター条例について。

本案は、旧種保育園跡地に開設する津幡町種谷地区防災センターの位置および名称等を定める条例を制定するものでございます。

次に、**議案第26号** 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、指定地域密着型サービス事業の名称および基準の変更を行うもので、津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、津幡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、それぞれの一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第27号** 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡小学校区の放課後児童クラブにおいて、受け入れ児童が定員超えになる見込みとなったことから、新たに施設を追加設置するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第28号** 津幡町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

次に、**議案第29号** 津幡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。

本案は、町組織機構の再編に伴い、所管担当課の名称を変更する改正を行うものでございます。

次に、**議案第30号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、河北中央病院の緊急医療体制の強化を図るため、時間外の待機について手当を追加するとともに、河合谷診療所の廃止に伴い、関係規定を削除する改正を行うものでございます。

次に、**議案第31号** 津幡町農業委員会の委員等の定数条例について。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、報酬の額を定めるものでございます。

次に、**議案第32号**から**議案第35号**までの牛首辺地、種辺地、苧谷辺地、朝日畑辺地の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、町道木窪瓜生線、町道菩提寺1号線、池ヶ原用水路、町道苧谷笠池ヶ原線、町道倶利伽羅1号線の各整備について、それぞれ整備事業費および辺地対策事業債の予定額の追加または変更の必要が生じたことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、本3月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長が説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜散 会＞

○向 正則議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時10分

平成29年3月6日（月）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	角 井 外喜雄
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	宮 崎 寿
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	山 嶋 克 幸
社会福祉課長	葉 名 貴 江	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	河 上 孝 光	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	本 多 延 吉	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
消 防 次 長	浅 木 喜久男	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	舩 井 重 夫
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
管財用地係長	河 島 敬	企画財政課主査	高 倉 喜 美

○議事日程（第 1 号）

平成29年 3 月 6 日（月）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第 1 号～議案第35号）

- 議案第 1 号 平成29年度津幡町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成29年度津幡町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成29年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 号 平成29年度津幡町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成29年度津幡町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成29年度津幡町バス事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成29年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成29年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
- 議案第 9 号 平成29年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算
- 議案第10号 平成29年度津幡町水道事業会計予算
- 議案第11号 平成29年度津幡町下水道事業会計予算
- 議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第14号 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第15号 平成28年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第16号 平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第17号 平成28年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第18号 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第19号 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第20号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第21号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 津幡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 津幡町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 津幡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 津幡町種谷地区防災センター条例について
- 議案第26号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第27号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 津幡町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第29号 津幡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 津幡町農業委員会の委員等の定数条例について
- 議案第32号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第33号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第34号 苧谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第35号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開会・開議＞

○向 正則議長 ただいまから、平成29年津幡町議会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○向 正則議長 本3月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から3月14日までの9日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議録署名議員の指名＞

○向 正則議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本3月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○向 正則議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本3月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第1号および陳情第1号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成28年11月分、12月分および平成29年1月分に関する例月出納検査ならびに地方自治法第199条第9項の規定による平成28年度定期監査としての財務事務監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの平成28年津幡町議会12月会議で可決された「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」および「地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○向 正則議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第1号から議案第35号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成29年津幡町議会3月会議が開かれるに当たり、提出議案の説明に先立ち、町政運営に対する私の基本的な考え方と予算編成の基本方針ならびに重点施策等につきまして、議員各位を初め、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、ご説明を申し上げます。

まず、12月会議以降の町政の概要につきまして、ご報告させていただきます。

平成29年の冬は、西日本の日本海側で大雪に見舞われることが多く、鳥取県では記録的な積雪により列車や車が立ち往生するなどの交通混乱も発生し、その脱出作業や除雪作業中において2名の方が亡くなりました。謹んでお悔やみを申し上げる次第でございます。一方、本町では、今のところ積雪や暴風による被害は少ないシーズンとなったのではないかと考えているところでございます。今後におきましても、気を緩めることなく非常時への備えを行ってまいりますので、議員各位の引き続きのご理解、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、少しずつ暖かくなり春を感じるようになった2月の中旬に、大変おめでたいニュースを耳にいたしました。津幡町で四つ子の赤ちゃんが誕生したということでございます。私といたしましては、昨年の川井梨紗子選手のリオデジャネイロオリンピック金メダル獲得に続く大変明るいニュースに、とてもうれしく、元気をもらったところでございます。四つ子の赤ちゃんの元気で健やかな成長を心から願いますとともに、津幡町の子どもたちのために、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくみずからの責任も改めて感じたところでございます。

2月26日には、元気な津幡町の早春を彩るイベントとして、「吉本ふるさと劇団inつばた～町民よ立ち上がれ！平成俱利伽羅合戦～」がシグナスのホールで上演されました。客席を埋め尽くしました約800人の来場者の皆さまは、公募により編成された町民劇団員33人の演技力に驚きつつ、我が町に伝わる源平歴史物語を笑いの中に学び、そして元気をもらっていたようでございます。町民劇団の元気が、町中に広がったかのような一日であったと感じたところでございます。

そして3月に入り、社会全体が新しい年度への準備に活気も出ている中、小中学校や高校、大学では卒業式のシーズンを迎え、希望に満ちた新たな旅立ちの季節となっております。3月2日には、津幡高校の卒業式に出席をいたしました。津幡町の小中学校でも、小学6年生362人、中学3年生411人が卒業式を間近に控え、希望と少しの不安を抱えながらも新しいステージに踏み出していきます。卒業生の皆さんのさらなる飛躍と今後の活躍を楽しみに、そして心から応援をするものでございます。

津幡高校の卒業式と同じく3月2日、向議長、荒井総務常任委員長にもご出席をいただきまして、津幡町とNTT西日本による特設公衆電話の設置・利用に関する協定書の締結式を行いました。この協定は、災害時などに一般電話よりも優先的につながり、無料で利用できる特設公衆電話を避難所となる小学校9施設に13回線設置するもので、避難者が家族に安否を知らせるなどの通信手段の確保を目的としております。今後もさまざまな機関との連携を進めながら、安全、安心のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、平成29年度町政運営に対する基本的な考え方および予算編成の基本方針につきまして、述べさせていただきます。

日本経済は緩やかな回復基調が続いておりますが、国際情勢は変動は著しく、依然として先行きは不透明な状況となっております。急速な人口減少、少子高齢化が進行する中、喫緊の課題で

ある年金、医療、介護を初めとする持続可能な社会保障制度の確立や地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取り組み、さらには全国各地で発生している自然災害に対する対策など、多岐にわたる諸課題への対応が求められております。津幡町におきましても、国の動向を的確に捉え、最大限の効果が得られる施策を実行し、諸課題に対応してまいりたいと考えております。

私の町政運営の基本となる考え方でございますが、大きく2つの柱がございます。1つは子の世代、孫の世代のためのまちづくり、そしてもう1つが心豊かに今を暮らすためのまちづくりでございます。未来と今、2つのまちづくりをどちらも力強く推し進めていく、そうした私の基本的な考え方を反映したものが、第5次津幡町総合計画であります。その第5次津幡町総合計画も、平成29年度は実施2年目となります。本計画で、まちづくりの将来像に掲げた「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」を推進する取り組みをさらに充実させていかなければならないと思っていますところでございます。

それでは1つ目の柱、子の世代、孫の世代のためのまちづくりの推進について、述べさせていただきます。

「ふるさと つばた」の歴史と伝統を継承する取り組みは、昨年、津幡ふるさと歴史館「れきしる」の開館でようやくその拠点が整備されました。古くから加賀、能登、越中の3国の分岐点にあった津幡町は、人、もの、文化の交わりの地、交通の要衝として栄え発展してまいりました。そして、源平合戦火牛の計で知られる倶利伽羅峠は、約6,000本の八重桜が咲き誇る名勝の地となり、その歴史を今に伝えております。昨年、倶利伽羅峠周辺を舞台とした歴史ストーリーの日本遺産登録を目指し、小矢部市と連携して調査を始めました。平成29年度は、具体的に地域の文化財や名所をつなげた歴史ストーリーを構築し、日本遺産として申請したいと考えております。町の歴史と文化を保存、継承していくことは、今を生きる私たちに課せられた重要な使命であり、こうした歴史資源やれきしるなどの拠点施設を活用しながら、今後も魅力あるまちづくりを進め、「ずっと住みたい ふるさと つばた」を実感していただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、平成29年度はいよいよ全国規模の観光名所を目指し、将来の交流人口の飛躍的増加を見込む体験型観光交流公園の工事に着手することとしております。当公園周辺には津幡運動公園、道の駅、倶利伽羅塾、倶利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿があり、これらとの相乗効果も期待し、第5次津幡町総合計画のいきいき交流ゾーンとして、大きな集客を図るとともに、将来の一大観光名所としたいと思っていますところでございます。町内外の多くの方々がこの公園一帯を訪れ、笑顔の時間を過ごされることを願い、住んでみたい町に加え、訪れてみたい町としての整備も進めていくものでございます。これにより、子の世代、孫の世代を見据えたまちづくりの一つが具体的にスタートいたします。

さらに、町の将来を見据えた具体的計画といたしまして、津幡駅東口整備と新駅設置計画の策定を進めてまいりたいと考えております。北陸新幹線金沢開業により首都圏からの交通アクセスが格段によりくなり、交流人口をまちづくりに活用していくことが大変重要となってまいりました。そうしたことも含めまして、津幡町の交通アクセスの最重要拠点である津幡駅の東口整備と新駅の設置は、将来を見据えた最も重要なまちづくり施策の一つであると捉えております。

また、町民の皆さまが待ち望み、私自身の大きな公約でもあります室内温水プールにつきましても、平成29年中に建設場所を決定したいと考えております。町民の皆さまの健康増進と豊かで

潤いのある生活の実現に向けまして、着実に計画を進めてまいります。

平成29年度はそうした将来を見据えたまちづくりの具体的事業の第一歩を踏み出す年と位置づけ、着実かつ確実に事業化していきたいと考えているところでございます。

次に、2つ目のまちづくり、心豊かに今を暮らすためのまちづくりの推進についてでございます。

2015年国勢調査での津幡町の人口は28人の微増でございましたが、人口減少社会にあって、石川県全体でも減少となっている状況を考えますと、まだまだ津幡町は元気な町であると思っております。このことは、津幡町のこれまでのまちづくりが、町民の皆さまのより豊かな暮らしに寄与できたことのあらわれと言えるのではないかと考えている次第でございます。

さて、心豊かに今を暮らすための取り組みですが、まず子育て支援のさらなる充実でございます。本町では、国の取り組みに呼応し、新子育て支援制度のもと、段階的に保育園保育料の引き下げ、多子世帯の保育料無償化を実施しております。また、放課後児童対策といたしまして、放課後児童クラブの入所受け入れの拡充とあわせて利用料の負担軽減も進めてまいります。津幡町の放課後児童クラブでは、従来からも小学校4年以下としていた以前の国の受け入れ基準を上回る、小学校6年生まで入所を可能としておりました。こうした児童クラブの運営をさらに支援してまいります。子育てをしている若い世代の方々が安心して暮らしながら、ますます社会で活躍できるよう、さらに施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、生活の基盤となる道路、上下水道、交通環境等の整備推進でございます。通学路の安全確保や生活水の安定供給および下水処理、町営バスなどの町内全域にわたる二次交通網の充実、いずれも住みよいまちづくりには欠かせない重要施策であります。

また、教育環境の充実は子どもたちの健やかな成長に直結する取り組みでございます。学力向上はもとより、地域とともに歩む学校として、安全、安心の学校生活と心身ともに健康な児童生徒の育成に努めてまいります。昨年の中学校全国大会での津幡南中学校ボート部、相撲部の活躍は記憶に新しいところですが、体育、文化活動も含めまして、児童生徒の教育環境充実に引き続き取り組んでまいります。

社会教育、社会体育におきましても、心豊かな暮らしのため、生涯学習社会の一層の整備と競技スポーツの振興、生涯スポーツの普及に努めるものでございます。

次に、住んでよかったと実感できる独自の取り組みとしまして、定住促進事業に位置づけております結婚祝金制度や住宅取得等の支援制度を充実させてまいります。

さらに、平成29年4月1日から町民福祉部の組織機構を一部再編いたします。特に地域包括支援センターの相談機能を従前の高齢者に加え、児童および障害のある方にも対応できるよう、社会福祉士などの相談支援専門職を配置し、一元化いたします。また、町民のより一層の健康維持、増進を図るため、新設する健康推進課に保健師や管理栄養士を重点配置するとともに、新設の子育て支援課と連携し、町民の子育てに関する包括的支援も行なってまいります。

津幡町にずっと住み続けてもらえますよう、子の世代、孫の世代のための将来を見据えたまちづくりとあわせて、バランスよく、そして力強く、2つの町政運営の柱を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、町政運営に当たりましての私の基本的な考えにつきまして述べさせていただきましたが、平成29年度も町民生活の向上に全力を尽くしてまいりますので、議員各位のご理解とお力添えを

賜りますようお願いを申し上げます。

それでは次に、平成29年度予算編成とその概要につきましてご説明いたします。

平成29年度一般会計当初予算は121億2,300万円で、前年度当初予算比4.1パーセント、5億1,300万円の減額予算となっております。

減額の主な要因は、前年度の当初予算に計上いたしました種地区防災拠点施設整備事業や消防車両、救急車両更新事業、倶利伽羅公園整備や林道西山線開設事業、津幡中学校での太陽光発電施設設置事業など、予算規模の大きい普通建設事業が終了したことによるものでございます。しかし、予算の規模は減額ながら、新年度予算の中には先ほど来申し上げておりますとおり、津幡町が今後さらに住みよいまちづくりに取り組んでいくための大切な事業を計上しており、津幡町の将来を展望する予算となっております。ちなみに、予算総額の数字の並びは、1、2、1、2、3と着実にステップアップをしていく津幡町らしい数字がそろったのではないかと、平成29年度のスタートに向けて感じているところでございます。

また特別会計では、本年3月をもって廃止いたします河合谷の国民健康保険直営診療所事業特別会計を除いた全7つの特別会計の総額で約830万円、0.1パーセントの増となる67億173万5,000円を計上、さらに事業会計につきましては、3会計の合計で約1億9,969万円、3.3パーセントの減となる59億3万5,000円を計上しております。

各会計ごとに増額になるものと減額になるものがありますが、全11会計で総額247億2,477万円、前年度当初予算と比較いたしまして7億440万円、2.8パーセントの減となっております。

次に、平成29年度一般会計の重点施策につきましてご説明いたします。

まず、ハード事業では、土木費として体験型観光交流公園の幹線道路となる町道竹橋大坪線道路改良事業に1億501万円を計上するほか、社会資本整備総合交付金を活用した湖北大橋の橋梁補修事業に1億291万円、町道加賀爪18号線ほか1路線の通学路安全対策事業に5,435万円を計上、さらに民生費では、入所児童数の増加に伴い分離が必要となる中条小学校区放課後児童健全育成施設整備事業に2,782万円、ウエルピア倉見の脱衣所ロッカー改修工事に250万円を計上、衛生費では、笠池ヶ原地区の上水道接続に伴う水道事業会計への出資金1,660万円や鷹の松墓地公園内合葬墓整備の測量および実施設計費に405万円を計上するなど、計画決定事業を中心に緊急度の高いものを優先的に計上し、安全、安心に暮らせる環境づくりに配慮させていただきました。

一方、ソフト事業につきましては、総務費で庁舎整備基本計画策定費に1,000万円を計上し、地震による倒壊が懸念される北側庁舎の早期建てかえに向けて具体的な整備計画を策定するほか、土木費で運動公園を初めとした公園施設の長寿命化ならびに温水プールの建設に向けた都市公園整備計画策定事業費に約130万円を計上、また商工費では、津幡駅東口および新駅設置に向けての基本計画策定費に250万円、小矢部市との連携による倶利伽羅峠周辺の日本遺産登録に向けた調査費に約140万円を計上するなど、本町の将来を展望し、さらなる発展に向けた第一歩を踏み出すための予算を計上いたしております。

そのほか定住促進事業では、制度を一部見直して平成33年12月末まで5年間延長することとし、利用者の増加と奨励金支給期間の短縮により予算を大幅に増額するとともに、学童保育施設では、津幡小学校区で新たに1施設増設し、14施設で運営を行うこととなることからその運営費を増額するなど、町の定住人口拡大や子育て支援の充実に一層取り組んでまいります。

また、これまで進めてまいりました大河ドラマ誘致関連事業や科学のまちづくり関連事業など

も引き続き取り組み、元気で活気あふれるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指していく所存でございます。

次に、一般会計の歳入予算では、町税のうち町たばこ税以外すべて増額を見込んでおります。

景気の回復基調や納税義務者数の増などにより町民税で2.4パーセント、4,657万9,000円増の19億9,433万4,000円を計上したほか、固定資産税では家屋の新增築による増に加え、平成28年度は補正対応した北陸新幹線に係る償却資産を当初から見込み、14.5パーセント、2億850万2,000円増の16億4,672万4,000円を計上いたしました。町税全体では、前年度当初予算比6.9パーセント、2億6,233万4,000円増の40億8,159万4,000円とし、津幡町の当初予算では初めて40億円を超える町税予算の計上となりました。

一方、地方交付税では、地方財政計画が2.2パーセント減となっていることに加え、本町では、普通交付税の基準財政収入額に北陸新幹線に係る償却資産の影響などを見込み、前年度当初予算比7.4パーセント、2億6,000万円の大幅減となる32億6,000万円を見込みました。

町債は、道路橋梁および街路整備事業に2億590万円、水道事業会計で実施する笠池ヶ原地区の上水道接続に係る出資金の財源として一般会計出資債で1,660万円、実質的な普通地方交付税である臨時財政対策債で4億8,500万円など、総額で前年度比33.4パーセント、3億6,760万円の大幅減となる7億3,140万円を計上いたしております。町債発行額を各年度の償還元金以内とするシーリングを堅持しているのはもちろんですが、この7億3,140万円というのは、当町の当初予算計上額といたしまして、平成8年度以降最も低い額となっており、財政の健全化にも十分配慮したものでございます。

特別会計につきましては、冒頭にも申し上げましたように、河合谷診療所が本年3月末で事業を終了することに伴い、国民健康保険直営診療所事業特別会計を廃止し、全7つの会計となりますが、給付の増が見込まれる国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計や前年度で個人番号制度に係るシステムの改修が終了した介護保険特別会計、前年度に引き続き車両更新を行うバス事業特別会計など、それぞれの目的に応じた予算を計上いたしております。

事業会計につきましては、河北中央病院事業会計では外来患者用のトイレ改修費用、水道事業会計では第8次拡張事業のほか、笠池ヶ原地区の上水道接続事業費、また下水道事業会計では昨年度に引き続き災害用トイレシステムの整備費など、それぞれの会計で計画的に事業を実施するための予算を計上いたしております。

一般会計、特別会計、事業会計それぞれの予算編成におきまして、国・県からの補助、交付金など極力有利な財源を選択するように努めておりますが、それでも不足する分につきましては、各種特定目的基金の繰り入れで対応しております。さらに、特別会計への繰出金、事業会計の補助、負担金等に要する費用を含めた一般会計の財源不足につきましては、財政調整基金の繰り入れで財源調整をしているところでございます。平成28年度末の財政調整基金残高につきましては、約9億円程度を見込んでおりますが、平成29年度当初予算編成において3億8,500万円の繰り入れを計上しております。今後の安定した財政運営のためにも、執行に際しましてはさらなる財源の創出や経費節減を図り、財政調整基金の繰入額削減に努めたいと考えております。

次に、重点施策の主なものについて、具体的に説明してまいります。

最初に安全、安心に関する施策でございます。

まず、急務となっております役場庁舎整備につきましては、平成29年度中に基本計画の策定を

行ってまいります。地震による倒壊が懸念される北側庁舎の早期建てかえに向けて、現在、庁舎整備基金を設け、計画的に積み立てを行っているところでございますが、庁舎整備に活用できる財源が国より示されたことから、安全、安心の取り組みの最優先事項に位置づけ、建てかえ計画を具体化してまいりたいと考えております。また、災害時における広域的な救援協力体制の推進といたしまして、災害時相互応援協定を締結しております和歌山県上富田町との相互交流をさらに具体的に進めてまいります。本町各地区自主防災クラブの代表と災害担当職員の計13人を上富田町に派遣し、防災総合訓練への参加を計画いたしております。上富田町からの要請物資を実際に届ける訓練を行うと同時に、町民同士の交流促進を図り、両町の協定の実効性を高めていきたいと考えております。福岡県岡垣町とは、引き続き小学生国内派遣交流事業のほか、担当職員の相互交流を行ってまいります。

次に、定住促進の施策としまして、結婚祝品や住宅取得奨励金等の一部に、津幡町内の店舗でのみ利用可能な商品券を活用し、町内の経済活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、福祉関係施策でございます。

放課後児童健全育成の施策といたしまして、入所児童の増加に対応するため、平成29年度から津幡小学校区に新たに放課後児童クラブ施設を追加設置いたします。また、中条小学校区につきましても、平成29年度に新たに1施設の整備を進め、平成30年度の設置、開所を計画しております。また、多子世帯に係る利用料について、無料対象となる範囲を一定の所得以下の世帯については、第3子以降から第2子以降に拡大することといたしております。

少子化対策事業では、石川県とともにプレミアム・パスポート事業の対象を2子以上の世帯に拡大してまいります。安心して出産、育児ができる環境整備をさらに進めていくものでございます。

次に、産業建設関係施策でございます。

道路、橋梁整備に係る施策につきましては、社会資本整備総合交付金や地方創生道整備推進交付金、辺地対策事業債などを最大限に活用してまいります。先ほど申し上げましたが、平成29年度はいよいよ体験型観光交流公園の工事に着手いたします。まずはアクセス道路となります町道竹橋大坪線道路改良工事を行っていくこととしております。観光振興と交流人口の拡大につながる道路整備となるもので、本町の将来に向けた希望の第一歩を踏み出すものでございます。なお、体験型観光交流公園に植樹のため、もみじ、アズキの実証圃での栽培は現在も続けております。次に、通学路安全対策としましては、町通学路交通安全プログラムにより実施した合同点検結果に基づき、町道加賀爪18号線などの安全対策を継続して行ってまいります。また、道路ストック補修事業では、道路施設総点検の結果を受け、老朽化が著しい町道太田領家線の舗装補修を進めてまいります。辺地対象事業では、町道菩提寺1号線、町道俱利伽羅1号線、町道荻谷笠池ケ原線、町道木窪瓜生線の4路線について追加整備を進め、地域の利便性、安全性を確保してまいります。また、橋梁補修事業といたしまして、町道湖東2号線（湖北大橋）の長寿命化を図ってまいります。

都市計画施策としましては、市街地幹線道路である本津幡横浜線街路事業を引き続き進めてまいります。密集市街地である本地域の交通の円滑化と歩行者の安全確保、都市防災機能の向上を図ることといたします。さらに、町民の皆さまが待ち望む温水プールの計画を初め、施設の長寿命化などを図る都市公園整備計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

農業振興施策では、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員を公選制から公募制を基本とした選出とするほか、農地等の利用の最適化を図るため、農業委員とは別に新たに農地利用最適化推進員の委嘱を行うこととしております。各推進委員は担当する地域を決め、農地利用の最適化推進のための現地活動を行うもので、これにより担い手への農地利用の集積、集約化や耕作放棄地の発生防止などの一層の推進が期待されるものでございます。次に、震災対策農業水利施設整備事業として、住宅地等への影響が大きいため池の安全性を検証し、耐震整備の必要性を判断する土地改良事業調査を行います。また、鳥獣捕獲事業といたしまして、イノシシによる農作物の被害が増加する中、捕獲奨励金の総額を増額するほか、電気柵購入の補助も引き続き行ってまいります。

次に、消費者生活に係る施策ですが、現在交流経済課に設置しております消費生活相談室を消費生活センターに改め、相談対応体制を一層充実させ、消費者、町民の皆さまの安全、安心をサポートしてまいりたいと考えております。

観光宣伝推進事業では、引き続き大河ドラマ誘致の推進を図っていくとともに、昨年津幡町生まれの女優の野際陽子さんに第1号を委嘱しました津幡町広報特使につきましても、本年は2人目としてタレントであり落語家の月亭方正さんに委嘱を予定しております。あわせまして、広報特使就任記念の独演会をシグナスで行うこととしております。そして、先ほども申し上げました倶利伽羅峠周辺の日本遺産登録を申請したいと考えております。

交通政策といたしまして、将来の津幡町を見据え、津幡駅東口および新駅設置基本計画策定事業費を盛り込みました。石川県や鉄道事業者との協議に向けて、具体的調査を進めてまいります。また、町営バス事業では、老朽化したバス車両1台の更新とドライブレコーダーの追加設置も行い、安全、安心の運行を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境水道施策についてでございます。

墓地公園整備事業では、昨年合葬墓に関するアンケートを実施したところでございますが、今後の墓地管理に不安を抱えている人が少なからずいらっしゃるようになりました。町としまして、町民の将来を見据えた多様な選択が可能となるよう現状の墓地公園の利用実態等を総合的に勘案し、合葬墓の建設に向けての測量、設計を行いたいと考えております。

水道整備では、水道未普及地域解消事業としていたしまして、新たに笠池ヶ原地区の整備を進めるものでございます。下水道事業におきましても、安全、安心の対策として、引き続き災害用トイレシステムの整備を進めることとし、また浄化センターの電気設備、機械設備の改築工事なども行うこととしております。

次に、消防関係施策についてでございます。

救急体制の整備としまして、新たに指導的立場の救急救命士の養成を行い、救急救命士全体の資質向上を図ることとしております。また、消防庁舎管理では、庁舎内の照明設備をLED化し、省電力化とCO₂の削減を図ります。震災対策強化と消防水利確保としまして、浅田、加賀爪地内に40トン級の耐震性防火水槽を設置し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、教育関係施策についてでございます。

科学のまちつばたの推進では、引き続きまちなか科学館を拠点とする各種事業を展開してまいります。身近な科学館の特徴を生かし、体験型科学教室講座を充実させ、出前講座などを含め、科学に触れる機会をより多く提供することで、科学への興味、関心を高めることとしております。

学校教育推進の施策としまして、まず児童生徒の健康管理の充実を行ってまいります。現在、小学校1年生と中学校1年生に実施しております心臓検診を小学校4年生にも行うこととし、発達段階に対応した健康管理に努めてまいります。次に、学校施設の整備といたしまして、井上小学給食調理場の改修を行い、安全、安心の給食調理を推進してまいります。学力向上の取り組みといたしまして、電子黒板の一層の活用を図るとともに、デジタル教科書の追加導入を行います。特に低学年の児童において、電子黒板やデジタル教科書を活用した視覚的な学習を進め、効果を上げているところでございます。また、河北郡市で独自の社会科教材の共同制作を行い、郷土理解に役立てていくこととしております。就学支援におきましては、就学援助費の一部前倒し支給を実施することとし、中学校入学準備のための入学支度金を前年度のうちに申請に応じて支給することといたします。

次に、生涯教育関係施策でございます。

文化継承事業では、津幡ふるさと歴史館れきしるが開館し、歴史継承の拠点施設として、積極的に事業展開を行う予定でございます。れきしるで人気を集める歴史トンネルの写真入れかえを計画しており、また夜間開館、いわゆるナイトミュージアムを行っていくことといたしております。生涯学習事業では、土曜学習プログラムの充実を図り、シグナス子ども邦楽教室や子ども舞踊教室を始めることとしております。図書館事業としましては、セカンド・ブック事業を充実させます。要望が高い読書ノートの配付を、現在は小学校4年生までですが、6年生にまで拡大いたします。スポーツ振興事業におきましては、津幡運動公園施設のバスケットボールゴールの更新のほか、各種設備の整備を行います。引き続きスポーツ施設の適切な維持管理とスポーツ環境の充実に努めていくものでございます。

次に、河北中央病院事業の施策でございます。

利便性の向上を図るため、診療日の一部変更を行うこととするものでございます。要約して申し上げますと、これまでは土曜日午前を診療日として、木曜日午後を休診としておりました。これを土曜日午前を休診とし、木曜日午後を診療日とするもので、平成28年度は移行期間として木曜日午後を診療日としながら、土曜日午前も隔週で診療日としていたところでございます。これは、町内の開業医療機関の多くが木曜日午後を休診とし、土曜日午前を診療日としていることから、休診日を移行することで町内医療機関全体の利便性が高まることが期待されることと、木曜日の手術日の設定が容易になるなどの医療体制充実が見込まれることから変更するものでございます。また、勤務時間外における病院外での医療職員の待機態勢を機能化するオンコールシステムを導入し、救急医療体制の充実を図ることといたしております。

以上、平成29年度の重点施策について、概要をご説明いたしました。

それでは、平成29年度の当初予算ならびに平成28年度の補正予算ほか諸議案につきまして、順を追ってその概要を説明いたします。

議案第1号 平成29年度津幡町一般会計予算について。

歳入歳出予算総額は121億2,300万円で、その概要は先ほどの平成29年度予算編成や重点施策等で説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

次に、議案第2号から第11号までの10件の議案は、平成29年度各特別会計および事業会計の当初予算についてでございます。

議案第2号 平成29年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、実績見込みに伴う保険給付費の増などにより、前年度当初に比べ1.6パーセント増となる38億2,013万3,000円を計上するものであります。

次に、**議案第3号** 平成29年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績を踏まえ、前年度当初比2.6パーセント増となる3億1,906万5,000円を計上するもので、主なものは、後期高齢者医療制度の事業ならびに財政運営の安定化を図るための石川県後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

次に、**議案第4号** 平成29年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績などを参考に、前年度当初比2.4パーセント減となる24億83万8,000円を計上し、介護予防の推進と要支援、要介護者に対する介護サービス給付等を行うものであります。

次に、**議案第5号** 平成29年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。

本予算は597万2,000円を計上し、上河合地区ほか2地区の簡易水道を管理運営するものであります。

次に、**議案第6号** 平成29年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は1億1,047万1,000円を計上し、廃止代替路線や自主運行路線および福祉バス路線の22路線に係る運行を行うものでございます。また、路線バス1台の更新とドライブレコーダーの追加設置など、公共交通機関としての利便性や安全性を高め、町民サービスに努めるものでございます。

次に、**議案第7号** 平成29年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

本予算は、平成17年8月より供用を開始しております津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を4,489万9,000円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

次に、**議案第8号** 平成29年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、35万7,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

次に、**議案第9号** 平成29年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均51人の入院患者と180人の外来患者を見込み、収益的支出を12億7,825万6,000円としております。資本的支出は1億8,754万2,000円とし、新たに高圧蒸気滅菌器等を購入するなど、引き続き地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。企業債につきましては、医療機器等購入費について、限度額および借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第10号** 平成29年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で7億9,975万9,000円を予定しております。1日平均9,758立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものでございます。資本的支出では3億3,006万円を予定し、第8次拡張事業として引き続き北中条、中須加地内の配水幹線の拡張を実施するほか、水道未普及地域解消事業として笠池ヶ原地内で水道を整備するものであります。企業債につきましては、水道未普及地域解消事業および第8次拡張事業について、それぞれ限度額および借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第11号** 平成29年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で15億4,337万7,000円を予定しております。1日平均9,997立方メートルの生活排水等を処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものであります。資本的支出では17億6,104万1,000円を予定し、浄化センター主ポンプ棟機械設備改築工事などの建設改良事業

を予定するとともに、企業債の償還を行い、下水道事業の普及、推進に努めるものであります。企業債につきましては、公共下水道事業ほか3件について、限度額および借入条件を定めるものでございます。

続いて、議案第12号から第20号までの9件の議案は、平成28年度一般会計および特別会計ならびに事業会計の補正予算についてでございます。

議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正は、年度末を控え各種事業の実績見込みを踏まえて増減調整を行うもので、歳入歳出それぞれ384万円を減額し、予算総額を130億6,417万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款町税で9,000万円の増額、6款地方消費税交付金で1,483万円の増額、13款使用料及び手数料で327万円の増額、14款国庫支出金で4,557万4,000円の減額、15款県支出金で667万円の減額、16款財産収入で519万5,000円の増額、18款繰入金で3,268万2,000円の減額、20款諸収入で405万5,000円の減額、21款町債で2,880万円の減額などの補正でございます。

続いて、歳出の主なものをご説明いたします。

1款議会費は22万2,000円の減額、2款総務費で2,632万円の増額、3款民生費で5,248万8,000円の減額、4款衛生費で2,363万1,000円の増額、6款農林水産業費で1,125万9,000円の増額、7款商工費で117万6,000円の減額、8款土木費で1,178万8,000円の増額、9款消防費で1,044万6,000円の減額、10款教育費で26万4,000円の減額、12款公債費で1,224万2,000円の減額などの補正でございます。

第2表繰越明許費につきましては、個人番号カード事務費について、引き続き取り組む必要があるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は、津幡丘陵公園用地管理費ほか5事業について、事業費の確定に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4表地方債補正は、事業費の確定に伴い、道路整備事業（社会資本整備総合交付金・防災安全）のほか6事業において、限度額をそれぞれ変更するものであります。

議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ782万8,000円を減額するものでございます。

議案第14号 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,179万4,000円を増額するものでございます。

議案第15号 平成28年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ108万2,000円を減額するものでございます。

議案第16号 平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ217万5,000円を減額するものでございます。

議案第17号 平成28年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ581万4,000円を減額するものでございます。

議案第18号 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ129万4,000円を増額するものでございます。

議案第19号 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6万2,000円を増額するものでございます。

議案第20号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）に

について。

本補正の主なものは、収益的支出において1,959万9,000円の減額補正を予定し、資本的支出において135万円の増額補正を予定するものでございます。

次に、各条例の改正等についてご説明申し上げます。

議案第21号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特別職の国家公務員の給与等の改正および津幡町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、津幡町の常勤の特別職の職員と議会議員の期末手当の額を改正するもので、平成28年12月1日に遡及して適用するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第22号** 津幡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町特別職報酬等審議会の審議事項から議会議員の期末手当の額を削除し、常勤の特別職の職員と同様とするための改正を行うものでございます。

次に、**議案第23号** 津幡町職員の育児休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大と介護休暇の分割取得、介護時間の新設に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第24号** 津幡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、情報提供等記録の定義の改正と引用条項の整理を行うものでございます。

次に、**議案第25号** 津幡町種谷地区防災センター条例について。

本案は、旧種保育園跡地に開設する津幡町種谷地区防災センターの位置および名称等を定める条例を制定するものでございます。

次に、**議案第26号** 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、指定地域密着型サービス事業の名称および基準の変更を行うもので、津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、津幡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、それぞれの一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第27号** 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡小学校区の放課後児童クラブにおいて、受け入れ児童が定員超えになる見込みとなったことから、新たに施設を追加設置するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第28号** 津幡町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

次に、**議案第29号** 津幡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。

本案は、町組織機構の再編に伴い、所管担当課の名称を変更する改正を行うものでございます。

次に、**議案第30号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、河北中央病院の緊急医療体制の強化を図るため、時間外の待機について手当を追加するとともに、河合谷診療所の廃止に伴い、関係規定を削除する改正を行うものでございます。

次に、**議案第31号** 津幡町農業委員会の委員等の定数条例について。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、報酬の額を定めるものでございます。

次に、**議案第32号**から**議案第35号**までの牛首辺地、種辺地、苧谷辺地、朝日畑辺地の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、町道木窪瓜生線、町道菩提寺1号線、池ヶ原用水路、町道苧谷笠池ヶ原線、町道倶利伽羅1号線の各整備について、それぞれ整備事業費および辺地対策事業債の予定額の追加または変更の必要が生じたことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、本3月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長が説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜散 会＞

○向 正則議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時10分

平成29年 3 月 7 日（火）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	角 井 外喜雄
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	宮 崎 寿
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	山 嶋 克 幸
社会福祉課長	葉 名 貴 江	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	河 上 孝 光	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	本 多 延 吉	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
消 防 次 長	浅 木 喜久男	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	舩 井 重 夫
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
管財用地係長	河 島 敬	企画財政課主査	高 倉 喜 美

○議事日程（第 2 号）

平成29年 3 月 7 日（火）午前10時00分開議

日程第 1 議案上程（議案第 1 号～議案第35号）

（質疑・委員会付託）

日程第 2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

＜開 議＞

○向 正則議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○向 正則議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議案上程＞

○向 正則議長 日程第1 議案上程の件を議題とし、議案第1号から議案第35号までを一括して議題といたします。

＜議案に対する質疑＞

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○向 正則議長 ただいま議題となっております議案第1号から議案第35号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○向 正則議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いいたします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

7番 森山時夫議員。

〔7番 森山時夫議員 登壇〕

○7番 森山時夫議員 皆さん、おはようございます。7番、森山です。

まず質問の前に、今月をもって定年退職を迎えられます酒井河北中央病院事務長、また西田消防長、浅木消防次長。3氏ともに町民の生命、安心、安全を守る最前線に立ち、指揮をする重要な職に長年にわたり重責を全うされましたことに心から感謝を申し上げます。職場を離れて気が緩んで体調を崩すようなこともありますけども、3氏ともに今後は十分健康に留意されて、第2の人生を送っていただき、また町民の立場から長年培ってきた知識で側面から見守っていただきたいと思います。少し早いですけど、本当にご苦労さまでございました。

それでは、私から通告いたしました質問について、2点質問をいたします。

最初は、イノシシの今後の取り組みについてでございます。

今年は暖冬で積雪が特に少なく、我々や動物においては非常に過ごしやすい冬であったと思います。人間社会では少子化が進む中、一方イノシシは一夫多妻で雌は生まれて1年半で成獣になり、毎年4月から5月にかけて四、五頭の子どもを産むと言われております。唯一自然に個体を減らすには、冬の大雪が一番効果があるそうですが、ことしの積雪ではそれは期待は持てません。

イノシシの行動といえば、冬の積雪時は行動は活発ではないものの、雪が解け出す春には人里にあらわれて主食のクズの根を掘り起こしたり、田のあぜや農道の至るところのミミズを掘り出し、掘り起こした後は見るも無残であり、水路は土砂が堆積し、あぜは見る影もなく、つくり直すなど被害が重大であります。畑には丹精を込めて育てたサツマイモやジャガイモ、長芋などの芋類のほか、野菜は収穫する前にイノシシ被害防止策がなければ、100パーセントというほど食い荒らされております。

秋口になると、畑の収穫が終わって食べ物がなくなると、また再び人里にあらわれ、稲穂が実った水田に入り、転げ回ってイノシシ独特の鋭いにおいを放つため、荒らされた水田は、米収穫は断念するしかなく、後に刈払機で始末をするなどの残念な結果となっております。また、冬に備えてミミズを掘り起こし、捕食するなどの繰り返しであります。被害防止策より捕獲対策をより一層進め、個体数を減らす努力をしていかなければなりません。

ここで、八田農林振興課長にお伺いをいたします。

現在、町内にはイノシシおりは猟友会や町として106基が設置してあると聞いておりますが、町内86集落中、平地など21集落を除く65集落はイノシシ被害に頭を悩ませております。イノシシは熊と違って、畑や山道で遭遇してもすぐやぶの中に逃げ込みますが、もし町なかに出没すると逃げ場がないため、人にけがを負わす危険性が大いにあります。そうしたことが起きないように、捕獲おりを少しでもふやし、1頭でも多く捕獲の必要があります。

そこで1点目ですけれども、昨年12月20日の北國新聞記事で、捕獲数が11月時点で531頭で、奨励額が1,000万円突破、1,200万円にも達する可能性があり頭を抱えていると記載をされましたが、捕獲当事者においては、奨励金目当てでなく、少しでも個体数を減らしたい一心で取り組んでおります。捕獲おりが1集落5基としても、現在設置数は3分の1程度であります。そこで、現在の奨励金の見直し、例えば1頭当たりの減額、もしくは子ども、成獣に分類するなどして、その分の差額をおり製作へ回して数をふやすことを検討していただきたい。

それと2点目は、町からの貸し出しおりなどの管理は、猟友会の負担増にならないためにも、できる限り各集落の人が行えるよう、狩猟免許取得助成制度を設けて免許取得向上を図ってほしい。

3点目には、イノシシのジビエ料理は家庭や各行事などに目玉料理として人気が高まり、羽咋市ではふるさと納税返戻品の一番人気となっております。獣肉処理施設が近年各自治体にふえつつあり、当町の第5次津幡町総合計画において、産業振興、6次産業化の推進が取り組まれ、今まさに一番困っているイノシシ対策を食材に生かす絶好のチャンスでもあります。これは冷凍保存で年中供給できる素材でもあり、肉の直販、町内の飲食店などでのジビエ料理の提供など、6次産業化の実現に向け、強く働きかけをしてはいかがと思いますが、以上3点について見解を求めます。

○向 正則議長 八田農林振興課長。

〔八田信二農林振興課長 登壇〕

○八田信二農林振興課長 森山議員のイノシシの今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、最近ではイノシシの増加に伴い農作物被害がふえており、生産者の営農意欲の低下が懸念されております。

ご提案のイノシシの個体数を減らすことは、被害防止の第一歩であることは間違いありません。捕獲奨励金を減額して、おり数をふやせとのことですが、現在も国の補助制度を活用し、順次おり数をふやしております。平成28年度のおり設置数は、前年より11基増の106基のおりを設置しております。これと対比したイノシシ捕獲数は、平成27年度の416頭に対し、本年度は3月末までに約680頭の捕獲を見込んでおります。おり数が1.1倍ふえたのに対し、捕獲数は1.6倍の勢いでふえている状況であります。

捕獲には、おりの見回り、餌の交換、さらに捕獲後は運搬や処分など、おり設置者は幼獣、成獣に関係なく、相当な費用と労力を費やしております。捕獲奨励金を減額し、その分おり数をふやす見直しでは、捕獲意欲の低下や人手不足が予想され、管理不十分なおりが多くなるということも考えられます。また、設置おり数に対する捕獲数との対比実績を考慮しても、単純に比例するものとは思えません。よって、捕獲奨励金は現状のままで、効率的、効果的なおりの配置および計画的な増設を考えていきたいと思っております。

次に、狩猟免許取得助成制度を設けよとのことですが、現状では猟友会会員の免許更新に係る負担金として、10万円の支援を行っております。これで十分とは思えませんが、今後も動向を見きわめ、継続し、支援してまいりたいと考えております。

最後に、6次産業化の推進に取り組み、イノシシを食文化にとのご提案についてお答えいたします。

近年では、羽咋市のようにイノシシを特産としてまちおこしに役立てていたり、本町も加入しているいしかわジビエ利用促進研究会において関係機関が連携し、いしかわジビエ料理フェアを開催するなど、需要拡大や普及促進に努めております。しかし、ジビエ料理においては、施設の建設や維持費、人件費、食肉の安定供給、販売ルートの確保など、課題もたくさんあり、運営するには組織的な支援や専門家集団の育成などが不可欠と考えられます。人間の都合で命を絶たれたイノシシを、人の命をつなぐ食材として循環することが大切であると思われまことから、今後これらを活用した6次産業化の実現に意欲のある方への支援を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○向 正則議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 回答ありがとうございました。

奨励金は現状どおりしばらく続けるということと、きょうの新聞でも、珠洲市では肉の加工を市でも少し積極的に取り組んでいくという記事も出ていましたので、また今後ともそういうふうに向かって、町としても進めていってほしい。そのように思っております。

ありがとうございました。

2問目でありますけども、木造家屋密集地帯の消火活動の対応についてお尋ねをいたします。

初めに、先月2月6日早朝に起きた火災は、2次出動発令として、町内10分団一斉の消火活動になりました。消防本部、また現場に駆けつけられた各分団員の皆さん、暗闇で風雨の強い中を

大変ご苦労さまでございました。また、延焼被害に遭われました家族の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。町内火災での4棟の全焼火災は、町にとっては記憶にない大火災と言えると思います。

もし、乾燥中の強風下で民家密集地帯に起きると、昨年年末の皆さん記憶にございます糸魚川の大火災のような大惨事になりかねません。

火災には、人災や漏電、落雷、震災など、いろいろな原因で発生する要因があり、日常生活で火の取り扱いを十二分に注意していても、自然に起きる火災は、不可抗力により予測は非常に困難と思われます。

町には大きな災害に備えた全体、地域での避難実施訓練などを活発に行っておりますが、火災による緊急避難場所や緊急車両の通行帯確保、また火災の消火活動配置など、今回のような全分団車が集結した場合、家屋密集地での道幅の狭い地区での消火活動は、担当地区以外の分団員にとっては、効率のよい消火活動が十分に発揮できないのではないかと懸念されます。

そこで、浅木消防次長の最後の答弁になると思いますけれども、よろしくお願いします。

1点目は、本部は、木造家屋密集地帯を特定した消火活動のシミュレーションなどによる対策がなされているのですか。

2点目は、緊急車両の入りにくい家屋の密集した地域の消火活動に対して、各分団に周知されていますか。また、今後どのように考えているのですか。

3点目、ことし金沢市では、糸魚川大火を教訓に寺町のお寺境内にて防火水槽の設置を実施することになりましたが、毎年町内においても計画を持って消防水利事情の悪い地域を重点に40トン級耐震性防火水槽の設置に取り組んでおりますが、水槽の給水は外部の給水であり、初期消火には非常に有効でありますけれども、長時間の放水には容量不足であり、そこで本管より直接給水できる水槽を家屋密集地帯や非常に水利事情の悪いところへ設置してはいかがと思いますが、長年、前線活動での経験者として、今後の見解をお伺いいたします。

○向 正則議長 浅木消防次長。

〔浅木喜久男消防次長 登壇〕

○浅木喜久男消防次長 答弁させていただく前に、私どもに対しまして身に余るねぎらいの言葉を頂戴いたしました。まことに光栄にございます。私どもも長年奉職できましたことは、町長を初め、議員の皆さま、町民の皆さまのご支援とご指導のおかげでございます。本当にありがとうございます。

それでは、木造家屋密集地帯の消火活動の対応についてのご質問にお答えいたします。

平成29年2月6日明け方、庄地内で発生した火災でございますが、現場到着時、強風により延焼が拡大するおそれがあり、分団ポンプ車を第1次出動の5台から第2次出動の10台にふやし、消防職員と団員を合わせ100人を超える体制で延焼防止活動に当たりましたが、全焼建物4戸、部分焼2棟の計6棟を焼損する被害が生じました。当時の最大瞬間風速は、北北西の風、約15メートルで、強風注意報が発令されておりました。延焼火災を防ぐには、消防ポンプ車が到着するまでの近隣住民による初期消火活動も有効な手段ですが、消防ポンプ車から放水する筒先をふやし、迅速に出火建物を包囲する放水体系の確保が重要となります。庄地内の火災では、道路状況や建物の隣接状況が延焼拡大した要因の一つとも考えております。このため、町内の建物が密集する地域を再度調査し、消防団と意思疎通が図れるよう対策を講じ、火災防御体制の強化を図っ

ていきたいと考えております。

1点目の木造家屋密集地帯を特定した消火活動対策についてですが、本町には木造家屋密集地帯を特定した地域は現在ございません。しかし、糸魚川大火を踏まえ、今後各地区における建物の密集状況や道路の進入状況、消防水利の状況等をより詳しく調べ、延焼の危険性が高い地区においては消防団の活動要領も盛り込んだ火災防御計画を作成し、消防団を交えて検討会を行いたいと考えております。また、全分団が出動する火災を想定した第2次出動対応の訓練や消防用水が著しく乏しい地域で、河川やため池等から遠距離中継送水で消防用水を確保する訓練も継続して実施してまいります。

2点目の緊急車両の入りにくい家屋の密集した地域における消火活動の分団への周知についてですが、水利状況を記載した住宅地図を各分団に渡しており、その地図で確認をしていただいておりますが、1点目のご質問にお答えしたとおり、その対策により周知をしていきたいと考えております。

3点目の家屋密集地帯に水道本管から直接給水できる防火水槽の設置についてでございますが、火災現場では、通常4から5か所の消火栓に消防ポンプ車がそれぞれ停車し給水しております。さらに本管から防火水槽にも給水するとした場合、本管自体の水量が不足することによって、消防ポンプ車への給水量が不足し、有効な放水ができないことが考えられます。このため、防火水槽等の増設や河川、農業用水のほか学校プール等の活用も含め、水量を確保することを検討してまいります。

また、消防ポンプ車が不足する場合は、近隣の自治体と締結している消防相互応援協定により消防ポンプ車数をふやし対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○向 正則議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 回答ありがとうございました。

全般的に消火活動を向上させる、非常に今から町全体としての消防団活動を期待しております。

それと近年、乾燥、強風注意報という、そういう気象上の予報が非常に頻繁に起こっておりますので、いつ何どきどういう火災が起きるか分かりませんが、そういう点についても十分対応した行動をとっていただきたい。そういうふうに思っております。それで町全体が安心、安全に暮らせる、そう私も思っておりますので、よろしく願いをいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、7番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、土曜授業についてです。

平成14年度から完全学校週5日制が導入されているわけですが、学校、家庭、地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら、社会全体として子どもを育てることを基本理念とするものであり、土日を活用しての家庭や地域における豊かな体験活動を通じ、生涯教育の基礎になるものと

も言われる生きる力を育むことが、そもそもの狙いであったかと思います。そのようなもとで、すべての子どもに学習、体験、交流などの機会を提供するための特色あるさまざまな取り組みが進められ、児童生徒が伸びやかに成長する環境が整えられてきたところです。

しかしその一方で、家庭における生活リズムや保護者の考え方の変化などによるものだと思われますが、土曜日を必ずしも有意義に過ごすことができている子どもたちが少なからず存在しているとの指摘等もなされるようになりました。こうしたことから設置された土曜授業に関する検討チームによる議論が重ねられ、土曜日におけるこれまで以上の豊かな教育環境の提供に向けた現在の流れとなっているようです。

当町では、昨年度から土曜学習プログラム事業が実施されています。平成27、28年度にそれぞれ17と16に及ぶプログラムが実施されていたようですが、それこそ多くの児童生徒さんが広く文化、スポーツ活動に選択的、主体的に参加されることによって、土曜日ならではの学習、体験の機会となり得ているものと評価すべきだと思いますし、今後のさらなる充実した展開に期待が持てるのではないのでしょうか。

一方、小中学校では土曜授業が実施されています。土曜学習と同じく土曜日の教育活動として位置づけられているわけですが、教育課程内の学校教育であって児童生徒の代休日を設けずに行われ、授業であるわけですから当然、児童生徒にとっては出席か欠席かという意味で選択的ではあり得ず、そもそも性質が異なるものと言えます。また、学校が主体となるものであっても、希望者を対象として教育課程外の学校教育を行う土曜の課外授業とも異なるものと位置づけられなければなりません。

土曜授業推進事業の実践指定をお受けになっている七尾市、輪島市、中能登町の小中学校では、教科授業に限らず総合的な学習の時間や特別活動の実施に充てるなど、創意工夫を凝らした土曜授業をなさっているようです。当町で実施する土曜授業においても、生きる力を育むための土曜日ならではの事業となるよう、慎重な検討を重ねていくことが求められるのではないのでしょうか。

また、先月14日に示されました次期学習指導要領改訂案によれば、小学校英語の教科化によって3年生から6年生の授業が年間35コマ、週当たり1コマの純増となるようです。これへの対応策として、短時間学習などのほかに土曜授業の実施が案として上げられているようですが、その動向について注意深く見守っていく必要があります。

平成26年3月会議の一般質問において、当時の早川教育長は、土曜授業の効果の一つとして「教科だけではない、地域や家庭と連携して、平日ではできない地域の方を招いた授業を行うこともできるようになります」と答弁なさっていますが、土曜授業の方向性を示唆するものとして傾聴すべきではないのでしょうか。

そこで、次の4点について質問いたします。

1点目は、平成27、28年度の2か年度にわたり計6回、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業が実施されてきたものと思いますが、問題点の指摘や賛否を含めた意見などの聴取が実施されているとすればそれも含めて、児童生徒、保護者、教職員のこれまでの反応はいかがでしょうか。

2点目は、この2か年度、1学期につき1回、年3回の実施とされてきましたが、実施回数増加の可能性について検討課題とされているのでしょうか。

3点目は、土曜授業の内容として教科授業、道徳などとされていますが、津幡町土曜学習事業

実施要綱でお示しの趣旨に照らし、土曜日ならではの学校教育活動となり得ているのでしょうか。

最後4点目は、この2か年度の実績を総括して、次年度以降における方向性、実施に当たって学校に期待することおよび留意すべき点はどのようなことでしょうか。

以上、学校教育課長にお聞きいたします。

○向 正則議長 舛井学校教育課長。

〔舛井重夫学校教育課長 登壇〕

○舛井重夫学校教育課長 竹内議員の土曜授業についてのご質問にお答えいたします。

土曜授業は、平成25年11月の学校教育法施行規則の一部改正を受け、本町では平成27年度から小中学校において、年3回午前中に実施してきました。その狙いとして、津幡町教育振興基本計画における「確かな学力の定着」、「心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実」、「いのち・からだ・こころの教育の推進」に主眼を置いてきました。

まず、ご質問の1つ目の土曜授業に対する児童生徒、保護者、教職員の反応についてです。

正式な調査はしておりませんが、学校長に聞き取ったところでは、児童生徒については特に負担に感じている様子はないようであります。また、保護者については、土曜授業を授業参観に充てている関係から、参加しやすいと好評のようです。さらに、教職員は普通の授業日と同じ感覚で受けとめているようです。このように、全般的に肯定的に受けとめられております。

次に、2つ目の実施回数の増加についてです。

この2年間、学期に1回ずつ年間で計3回実施してきました。土曜日には、ジュニアスポーツや各種習い事、中学校の部活動の大会などが計画されており、その調整の必要性を考慮すると、回数については増加が難しいのが現状です。そのため、現段階での実施回数の増加については考えておりません。

次に、3つ目の土曜日ならではの活動になり得ているかについてと、4つ目の次年度以降の方向性について、あわせてお答えいたします。

土曜授業では、過去2年間は教科または道徳の授業を実施してきました。津幡町土曜学習実施要項では、教育振興基本計画に掲げる5つの目標を推進するため、児童生徒が広く学術、文化、スポーツ活動に参加できるよう、行政、学校、地域の文化団体、スポーツクラブ等が連携して土曜学習を実施するものとしております。その中で、土曜授業については学校が担うものとして、確かな学力を身につけ、個性や創造性に富む人づくりおよび道徳心を育み、心豊かで活力ある人づくりに沿った内容を実施しております。

来年度は教科または道徳にこだわらず、特別活動や総合的な学習の時間の内容、さらには学校行事などを組み入れることも可能とする予定であります。幅広い活動内容を取り入れることで地域とともに歩む学校を目指し、各校で工夫を凝らした土曜授業となるように働きかけていきますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 ありがとうございます。

特段の児童さんであったり生徒さんであったりに特段の聞き取り調査等はされていないということですが、学校長さんには聞き取りをされているということで、現状、特段の問題等も発生していないということで、私も安心をしております。

そして来年度に向けましては、現状の教科、道徳にこだわらず、もっと幅広く総合学習の時間等に使われるということです。そちらについても言ってみれば、広義でいうところの土曜学習、広い意味でも土曜学習に土曜授業も入ってくるんだと思いますけれども、ご答弁にあったとおり地域社会の皆さまの理解とかご協力を得ながら、平日ではできないやはり土曜日ならではの授業になるように知恵をしっかりと絞っていただきまして、何よりも児童生徒さんの伸びやかな学びと成長にしっかりと支えていただくようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

続きましては、教職員の労働時間管理についてです。

一億総活躍社会の実現に向けた職責の一翼を担う働き方改革担当大臣を中心に、働き方改革実現会議が設置されています。先月1日に開催されておりますが、そこでの第6回会議において、長時間労働の是正に向けた本格的な議論が始まっています。

一昨年の暮れ、大手広告代理店に勤務する女性新人社員が、休日、休暇も満足に取れない状況下での過酷な長時間労働に耐えかね過労自殺に追い込まれた事案が、社会に大きな衝撃を与えたことは記憶に新しいところです。長時間労働の是正が待ったなしの状況であることを無言で訴えかけるものであり、このことが端緒の一つともなっている働き方改革実現会議における議論の行方に、注目が集まっているところです。

長時間労働に関する問題では、多忙な教職員の姿が真っ先に思い浮かびます。授業の準備、宿題その他の提出物への対応、生活指導や進路指導、課外活動、保護者や地域からの要望対応などに割く時間が多くならざるを得ないため、必然の問題と言えるでしょう。事実、2014年6月に報告されているOECD、TALIS調査によれば、日本の教職員の勤務時間は週平均53.9時間とされており、調査に参加したほかの国と比べ約1.4倍となっているようです。また、昨年2月2日付の日本経済新聞の記事によれば、小学校教員は平均で午前7時29分に出勤、午後7時11分に退勤、学校外での労働は1時間9分、中学校教員については、平均で午前7時23分に出勤、午後7時38分退勤、学校外での労働は1時間6分、両者の1日の平均労働時間については13時間にも及ぶと報道されていますが、勤務が長時間にわたることによって、教師としての成長に欠かせないはずの読書時間が15分未満しか確保できていないという実態も明らかにされています。

県内では昨年2月、野々市市立富陽小学校で1年生の学年主任をされていた女性教諭が勤務時間中にクモ膜下出血で倒れ、その後入院先で亡くなるといういたたまれない事案が起こっています。長時間労働を含む過度の強いストレスが影響したものと想像いたしますが、こうしたことを端緒として野々市市では、教職員勤務記録の義務化や労働時間管理を的確に実施するためのタイムカードの導入に向けて動き出しているようです。

昨年12月会議の一般質問において学校教育課長が、「教員が疲れていては、いい表情で授業ができません。管理職は職員の勤務状況を把握し、休みが少ない教員や帰りの時間の遅い教員には適切に休みをとるよう促すなど、職員の健康管理に努めるよう指導しております」と答弁されているとおり、勤務実態の把握と健康管理指導は極めて重要な責務です。

一般の地方公務員を含め、教職員にも労働基準法上の労働時間に関する諸規定が適用されることになっていますが、適切な労働時間管理と長時間労働の是正について、服務監督権を有するものとして教育委員会が積極的役割を果たすべきことが、当然求められているのではないのでしょうか。

そこで、次の３点について質問いたします。

１点目として、当町が設置する小中学校において、教職員の出退勤記録、労働時間管理をどのような方法で行い、的確に勤務実態を把握されているのでしょうか。また、賃金その他労働関係に関する重要な書類に該当すると解釈されているものとして、始業および就業等、労働時間の記録に関する書類につきましては３年間の保存が義務づけられているわけですが、その保存状況についてはいかがでしょうか。

２点目は、自宅に持ち帰ってお仕事をなさることも随分あると伺っておりますが、こうした状況下での労働時間把握は困難であるとしても、労働時間把握義務を果たすべく、タイムカードによる打刻、ＩＣカード、業務上使用するパソコンについてウェブ上でログイン、ログアウト時刻による管理を導入するなど、出退勤時刻、労働時間管理を適正、明確化するためにも、より客観性のある方法を採用すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後、３点目です。児童生徒の豊かな学びを保障する前提として、教職員の心と身体の健康がしっかりと保たれている必要があります。しかし、多忙な勤務環境に置かれ長時間労働が常態化している現状のもとにあっては、それもままならないのではないのでしょうか。ワーク・ライフ・バランスの観点からも教職員の労働時間を適正なものとする必要があるものと考えますが、長時間労働の是正に対する具体的な取り組みについてはいかがでしょうか。

以上、教育長にお聞きいたします。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 教職員の労働時間管理についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、労働安全衛生法および文部科学省からの通知などを遵守し、すべての学校において労働安全衛生管理体制を整備し、教職員の労働安全管理や健康管理指導に努めております。

各学校においても、校長の監督のもと衛生推進者を置き、業務効率化による長時間勤務の緩和に努めるとともに、教職員の担当業務の内容やその遂行状況を的確に把握し、教職員のワーク・ライフ・バランスに配慮しております。しかしながら、学校現場を取り巻く環境が年々複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働は全国的にも大きな問題となっております。

ご質問の１つ目の小中学校における教職員の出退勤記録、労働時間管理についてですが、現在は出勤簿および年休届や特別休暇願等の記録などにより把握を行っており、関係文書の保存年限につきましては５年としております。

ご質問の２つ目のタイムカード等による労働時間管理についてですが、現在は学校に勤務する給食調理員や校務員などの町職員についてのみ、タイムカードによる出退勤管理を行っております。教職員のタイムカード等の導入についても、現在教育委員会内で検討をしており、勤務状況がより正確に把握できるよう、前向きに対応してまいりたいと考えております。

ご質問の３つ目の長時間労働の是正に対する具体的な取り組みについてですが、校長等管理職の確認、教職員への指導に加え、タイムカード等による客観的な労働時間管理の導入、ＩＣＴの推進による業務の効率化を支援する取り組みを進め、長時間労働の緩和に努めてまいります。また、中学校の部活動に関しては、休養日の設定について具体的な基準を示し、教職員の負担軽減を図りたいと考えております。文部科学省の学校現場における業務改善のためのガイドラインな

どにも基づきながら、労働環境の改善に向け、一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと思います。

また、労働時間の管理とあわせまして、教職員の心と体のケアにつきましても、町教育委員会の長時間超過勤務職員に対する面接指導マニュアルに基づく面接指導や昨年10月より全職員を対象に実施しておりますストレスチェック制度の活用などにより、教職員が安心して学校教育活動に専念できるよう、メンタルヘルス面での対策につきましても充実を図ってまいりたいと思います。

今後も、学校現場における業務の適正化に向けて各学校の職場環境を常に点検評価し、教職員の長時間労働の状況を把握、改善し、教員が子どもと向き合う時間をより多く確保できるよう、そして教員が誇りや情熱を持って職責を遂行できるような学校現場となるよう、着実に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 すいません、1点だけ再質問させてください。お願いいたします。

1点目で質問させていただきました勤務実態の把握なんですけれども、現状では出勤簿でなされているということなんですけれども、その出勤簿っていうのは、捺印のみするというものなのか、その捺印に出退勤の時刻も付記するという方法で行われているのか、それだけお願いをいたします。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 ただいまの再質問にお答えいたします。

出勤簿につきましては、捺印のみとなっております。時間の正確な把握につきましては、出勤簿ではできないことになっております。管理職が実際に現認して、出勤時間、退勤務時間等を把握するように努めております。

以上でございます。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 ありがとうございます。

出勤簿にあわせて管理職の方の、去年の今ごろも吉田教育長も管理職として南中学にいらっしゃったわけなんですけれども、現認の方法もあわせてとられているということで、労働時間の管理も何とかセーフなのかなという感触を持ちました。

ただ、先ほどの吉田教育長のご答弁の中にもありましたけれども、本当に長時間労働に関して強い関心と問題意識をお持ちであるということで、私もぜひこの長時間労働の是正について進めていっていただきたいと思いますし、タイムカード等の導入についても前向きに検討されているということなんですけれども、パソコンについては金沢市と白山市がもう検討されていて、多分春ごろには導入されるとかというふうなうわさも耳にしておりますので、こういう客観的な方法を導入するというのも、早いか遅いか、時代の流れになってきていると思いますので、こちらのほうもぜひ進めていただければと思います。

ありがとうございます。

それでは、3項目の質問に移ります。

最後は、成年後見制度等、権利擁護施策の推進についてです。

認知症や知的障害、精神障害などによってみずからの自由な意思に基づき十分な判断をすることができない方が、日常の生活面において財産上の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれることのないよう支援し、それこそ自己決定の尊重と本人保護の要請を調和させることを目的とする成年後見制度ではありますが、介護保険制度と時期を同じく開始されてから17年が経過しようとしているところです。その間、成年後見関係事件の申し立て件数は全国的に増加傾向で推移しているようですが、当町でも例年成年後見制度利用支援事業の実績があるように、制度普及の進展と高齢者人口の増加が相まって今後もそのニーズは高まるものと想定すべきだと考えます。

その一方で、後見事務の担い手不足が顕在化しており、このことに対応する動きとして、基礎的自治体レベルで市民後見人を育成し活用されているケースもあるようです。現状、市民後見人についてはその定義づけや所掌範囲が明確に示されているわけではないようですが、弁護士などの専門職にはない市民感覚や目線で、日常の生活面にあって専門職としての後見人が行わない、言わばらち外とされる事実行為などを支援することによって権利擁護に寄与していこうとする存在として、期待が寄せられているものと思われます。

昨年4月には成年後見制度利用促進法が成立するに至っており、文字どおり制度利用の促進に向けた環境整備が始められているわけですが、見直しが進められ、基礎的自治体の役割の拡大や地域住民のボランティアな部分に対する依存度を強めていかざるを得ないであろうと考えられる介護保険制度とあわせて、今後の行方について、これまで以上の注意を払っていくことが求められるのではないのでしょうか。成年後見制度を活用していくことはもとより、専門職と連携した相談体制を整備するなど、権利擁護につながる施策を推進することは住民福祉の増進を図る上でも極めて重要であって、行政が積極的に担うべきことが求められている責務だと考えます。

そこで、次の3点について質問いたします。

1点目です。津幡町の障害者福祉に関するアンケート調査の結果によれば、成年後見制度を知っていますかという問いに対して、身体、知的、精神障害をお持ちの方のそれぞれ49.8、45.1、65.5パーセントが「知らない」と回答されており、制度を知っていて利用されている方につきましては、いずれもわずか数パーセントにとどまっています。また、制度の利用意欲に関する質問に対して、「分からない」と回答された方がいずれも6割程度に上っていますが、そもそも制度そのものが一般的に広く認知されているとはいいたため、当然の帰結とも言えます。判断能力が不十分な方々を保護し支援するための制度として、現在でも潜在的なものを含めたニーズは少なからず存在するものと思われ、今後もそのニーズは確実に高まっていくものと想定されますが、制度の普及や利用促進に向けたさらなる取り組みについて、いかがお考えでしょうか。

2点目は、いわゆるオレンジプランでは、地域での日常生活、家族の支援の強化につながる市民後見人の育成、支援組織について、将来的にすべての市町村における体制整備を目指すことが掲げられていました。これの改訂版とも言える新オレンジプランでは、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進につながる安全確保のための権利擁護施策について、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行うとしています。これらを受け、当町でも検討課題として俎上にのせられ多角的な議論がなされているものと思いますが、市民後見人制度の必要性和市民後見人に求められる役割について、いかがお考えでしょうか。

最後、3点目です。当町では、平成25年度に権利擁護ネットワーク連絡会を設置したことによって、弁護士や社会福祉士など、高度の識見を有する専門職による協力体制がしかれ、同26年度には金沢弁護士会との間で高齢者・障害者支援に係る法律支援に関する協定が結ばれています。こうした流れは、判断能力が不十分な方が当事者となるトラブルが増加していることに伴い、権利擁護の機運が高まりを見せた結果によるものですが、高度専門職による権利擁護に関する体制を機動的に活用していくための課題とこれからの方向性について、いかがお考えでしょうか。

以上、町民福祉部長にお聞きいたします。

○向 正則議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 成年後見制度等、権利擁護施策の推進についてのご質問にお答えいたします。

初めに、制度の普及、利用促進に向けたさらなる取り組みについてですが、本町では平成18年度の地域包括支援センター設置を機に、高齢者の権利擁護に関して町民の方々の理解が深まるよう、毎年、成年後見制度に関する研修会の開催や各種相談支援業務の中で制度説明など、成年後見制度の普及に努めてまいりました。こうした中、町長が本人や親族に成りかわり、成年後見の申し立てを行う市町村長申し立ての本町における件数は、平成27年度末までの実績が32件と県内自治体の中でも最も多く、これまでの取り組みの成果があらわれているものと考えております。また現在、知的、精神障害のある人やその家族の方からも成年後見制度に関する勉強会の開催要望もあり、引き続き研修会などを通して制度の普及と利用促進に努めてまいります。

次に、市民後見人の必要性和役割についてですが、高齢化社会の進行とともに、今後成年後見人を必要とする高齢者がふえてくることが予想されております。市民後見人は、同じ地域で生活しているからこそきめ細かい対応ができると考えられ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手となる市民後見人が必要となってくことは十分認識しております。しかしながら、現在本町においては、市民後見人の養成およびその後の支援体制が整備されていないこともあり、市民後見人の育成は今後の課題であり、検討事項であると考えております。

最後に、町の権利擁護に関する課題とこれからの方向性についてですが、町が受ける相談の中には法律の知識を必要とする内容もよくあることから、現在法律支援に関する協定を締結している金沢弁護士会や権利擁護ネットワーク連絡会の支援は大変助かっております。また、弁護士会のほうからも、それぞれの専門性を生かした役割分担で、司法と福祉の協働を進めていきたいという心強いご意見もいただいているところであります。

加えて、この4月からの町民福祉部再編により、地域包括支援センターの機能強化を図り、今後も高齢者やその家族の方々に対し、迅速かつ適切な支援が行えるよう努めてまいりますので、ご理解願います。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 ありがとうございます。

町長申し立てが現在まで32件あったということなんですけれども、恐らく非常にデリケートな事案であろうと思いますし、実際そういったデリケートな問題を抱えていらっしゃる方が、やはり町内にいらっしゃるということで、これからもそういう方のためにしっかりと施策を進めていただきたいとも思います。

そして市民後見人については、多分、恐らく都会のほうで先行しているわけなんですけども、そう遠くない将来には、津幡町にもそういった養成された市民後見の方が活躍される場がまた訪れるのかなとも思います。

そして成年後見制度につきましては、恐らく、いわゆる福祉分野のさまざまな制度とそれこそ一体となって住民の皆さまのボランティアな部分に対するお願いもふえていくのだろうと思いますが、一つの大きな権利擁護施策として、その旗振り役を担っていただくことに心からご期待を申し上げ、2番、竹内竜也の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、2番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

私のほうは通告に従い、3点だけ質問させていただきます。

その前に、先ほどもお話がございましたけども、西田消防長、それから浅木次長、そして酒井河北病院事務長。本当に長い間ご苦労さまでございました。これからもまた第2の人生を、実りある人生にさせていただきたいと思います。本当にご苦労さまでした。

それでは、質問の1番に移らせていただきます。

まず、津幡町における介護職員の現状と人材確保の考えはということで質問させていただきます。

我が国は世界有数の長寿国となりましたが、その一方で、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる方々が、今後ますます増加すると思われます。そして、このような方々を自宅で家族が世話をすることができればいいのですが、それも限界があります。さらに高齢者施設では、そこに働く介護職員の役割はますます重要となってきます。特に介護職員については、継続した雇用を安定的に確保することは当然必要であります。しかしながら全国的に見てもこの介護分野における離職率は高い傾向にあります。適切な人材確保が喫緊の課題でもあり、今後2025年の超高齢化社会を迎えるに当たり、より多くの介護労働者が必要になると思われることから、私は今以上に介護人材が不足するのではと懸念を抱いております。

昨年12月、新聞紙上で谷本石川県知事は介護人材の確保をめぐって、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に県内で必要となる介護職員は2万3,000人で、従来の施策を継続したならば3,000人が不足する懸念があると述べ、関係業界と一丸となり確保に向けた新たな施策を展開していると記載されていきました。さらに、県の山本陽一健康福祉部長は介護職員増につながる国の施策として、平成27年4月に拡充された介護職員処遇改善加算、これは月額1万2,000円引き上げでございますが、これについての指導、周知徹底に努めている。加えて経験に応じて昇給する仕組み等を構築した場合、さらに月額1万円相当を上乗せすることも国で議論されており、制度が固まり次第、周知を図るとしています。このことは、県としても国の指針を踏まえながら危機感を持って対策を講じていくことがよく分かります。

さて、津幡町の高齢者の推移を見た場合、平成27年には65歳から74歳までが4,453名、75歳以上が3,894名、合計で8,347名でございます。懸念される2025年、平成37年には65歳から74歳までが4,151名、75歳以上が4,785名、合計で8,936名、差し引き589名が増加と報告されております。

これは着実に超高齢化が進展する中で、さらに認知症高齢者数も1,340名と予想もしています。

また、第6期介護保険事業計画から介護サービスの利用状況を見た場合、平成12年8月末と平成26年8月末を比較した場合、介護サービス利用者数は473名から何と1,157名と大幅にふえ、要介護認定者に占める介護サービス利用者数も87.3パーセントとなっており、施設利用を含め年々増加傾向にあることが報告されています。

しかしながら、この計画では介護職員の人材の確保については、108ページの4番にわずか2行のみ記載されております。中身には、介護職の人材確保と定着率を上げキャリアアップを図るため、ケアの質の向上を保つことができるよう、介護職の研修の充実、職員同士の交流の場づくりを支援しますにとどまっています。

私は、町にはいろんなネットワークを通じて介護について話し合われていると思います。恐らく、人材確保についても話し合われていると思いますが、景気回復などの社会事情も介護離職を促しているとの情報もあり、私は今こそ懸念されている人材確保について、町と受け入れ施設とが重要な問題として取り組むべきではないかと考えます。

また別の報道として、民間の介護施設が多い中、介護職員の確保は民間の資金力や営業力に尽きるとし、将来小規模な施設が資金力のある大きな施設に淘汰されていく懸念があるとの報告もあります。町内の介護施設はそれぞれ目的がある施設として、このようなことはあってはなりません。

私は今こそ町が中心となり、町内の介護職員人材確保について、介護資格者の情報登録、それから離職者の施設への再就職など、一括した情報の確立と体制づくりが必要と考えています。加えて、受け入れ側である介護施設との情報交換もしかりです。

これらの構築の考えと、さらに知事が示した今後従来の施策のまま継続した場合、将来の当町での介護職員不足数はいかほどか。当町の現状と課題を踏まえた今後来るべき超高齢化社会に備えた将来の介護職員人材確保についての考えもあわせて、矢田町長のご見解をお聞きいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 団塊の世代の私のほうからご答弁をさせていただきます。

八十嶋議員の介護職員の現状と人材確保についてのご質問にお答えいたします。

平成28年12月末現在、本町の65歳以上の人数は8,487人、介護サービス利用者は1,240人であり、団塊の世代が後期高齢者となる8年後の2025年には、65歳以上が約8,900人、介護サービス利用者が約1,400人と推計しております。

まず、八十嶋議員ご提案の介護の体制づくり等については、県が平成27年3月に策定いたしました石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画に基づきまして、市町では、県と事業者等と連携し、広報活動などにより、地域の実情に応じたきめ細かい人材の確保対策を推進することが求められております。具体的には、介護分野での就職支援を行っている石川県社会福祉協議会が運営する石川県福祉の仕事マッチングサポートセンターの活用を考えております。同センターでは、求職登録や福祉の仕事に関する情報提供、資格の取得に関する相談を行っていることから、本町といたしましても、事業者と必要な情報の共有化に努めるとともに、勤労意欲のある中高年の方々も含め、新たに介護分野での就業を促進してまいりたいと思います。

次に、本町の将来の介護職員不足数についてであります。石川県の推計値や今後の介護サー

バス利用者数などから推計いたしますと、2025年に約500人の介護職員が必要となり、このままでは60人程度の不足が生じると見込んでおります。

次に、不足する介護職員の人材確保、定着を図るための方策といたしまして、国では賃金水準の引き上げ等の処遇改善の強化が重要であると考えておりまして、平成27年度には、介護職員の処遇改善加算の拡充が図られました。さらに、平成29年度からは離職防止や職場定着促進を目的とした職場定着支援助成金を交付する取り組みも予定されていると聞いております。町といたしましては、国の動向を注視し、制度設計が固まり次第、事業者に対し周知を図り、介護職員の賃金のさらなる引き上げによる処遇改善につながるように、しっかりと働きかけてまいりたいと思っております。そのほか、介護職員の負担軽減を図るため、国の交付金を活用し、今年度は町内4事業所に利用者を見守るセンサーやセンサーつきベッドなどの介護ロボット導入を支援する地域介護・福祉空間整備事業を実施したところでございます。

今後も県や介護事業所と連携を図り、将来の介護人材の確保、定着に向けました取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○向 正則議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

私も父親、母親が今介護の真ただ中にいまして、よく介護の方々と話をする機会がありまして、まさしく不足しているという話をよく聞きまして、二、三の事業所を回ってきましたけども、やはり切実な問題として話されていました。ぜひまた、町が主体となってその辺の対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、質問の2番に移らせていただきます。

中学校部活動での車移動手段の見解を問うということで質問させていただきます。

昨年10月、のと里山海道で珠洲市緑が丘中学校の野球部員を乗せたマイクロバスとワゴン車が正面衝突し、部員2人が亡くなった痛ましい事故は記憶に新しいところでございます。過去にも全国でこのような痛ましい事故が報道もされていまして。この珠洲市の中学校の事故では、保護者が運転をされていたものであり、恐らく生徒のためには思い運転をされたものと思います。

事故の大小や原因はさまざまと思いますが、こうした事故を起こした場合、事故によっては運転者が相応の罪に問われるだけでなく、同乗者が死亡に至るような重大事故では、その家族が一生かけて償っていかねばならない責任が生じてきます。さらに一言で言うと、学校管理下にある部活動とはいえ、移動中の事故はすべて責任を、保護者であっても運転者が負わなければならない状態に置かれているわけです。

報道によると、珠洲市はこのような重大事故を受け、市長が部活の移動手段は基本的には事業者のバスをチャーターする考えを指示、運転手を委託して市や中学校が所有するマイクロバスやワゴン車も活用とするとし、2017年度からの中学校の部活動についての協議の中で明示し、県中体連や各種競技団体主催の公認大会への参加を全額補助し、市外での練習試合の移動費の2分の1を補助すると、そのような案も示されたと聞いております。さらに市の中学校長会からは、移動手段と運転手の確保や補助対象となる大会数の増、それから保護者の負担軽減のための補助制度の拡充、練習試合への補助を求める要望書が提出されていると報道もされていまして。

このようなことから、県内の各市町でも部活動でのバス利用助成拡大の動きがあり、隣の内灘町ではスポーツや吹奏楽の公式大会出場には、移動にかかる経費を旅費として全額助成するとし

て、加えて8市町でも移動についての助成を含めて検討していると聞いております。部活動移動については、安全性と万が一の事故が起きた場合の対応を考える動きであると認識いたします。

さて、津幡町の2中学校は大変部活動も盛んであり、多方面で活躍し、私は誇れる中学校であると思っております。さらに移動面では、奥能登から見れば、県内外の大会ではところによっては短時間で行け、交通アクセスにも恵まれております。それゆえに、県内はもとより県外へ出かける機会も当然多くあります。

しかしながら反面、保護者など運転する機会も当然ふえてくることから、安全面での対策も検討していかなければなりません。町として費用負担を含め何ができるのか。さらに、学校側に対し保護者会の中で移動方法についてどのような思いがあるのかなどを調査することも重要なことと思います。

このように珠洲市の中学の事故を教訓として、部活動の移動手段に町として何らかの対策を講じていくことが望まれます。

そこでお尋ねいたします。

1つ目に、珠洲市の中学校の事故を踏まえ、当町の小中学校は部活移動に関しどのような見解を示されたのか。

2つ目、部活移動にさらなる助成が必要と考えるが、それらを含めた拡充の考えを吉田教育長にお聞きいたします。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 中学校部活動での車移動手段の見解を問うについてお答えいたします。

昨年10月ののと里山海道で発生した珠洲市の中学校野球部員が巻き込まれた交通事故には、大変心が痛み、いたたまれない気持ちでありました。改めて、児童生徒の安全確保について、できる限りの配慮、支援をしていかなければならないとの思いを強くしました。

本町では、部活動において石川県内で行われる公式大会やコンクールに参加する場合、公共交通機関の利用を原則としていますが、公共交通機関の利用が不便な場合については、貸し切りバスの利用を認めています。公共交通機関または貸し切りバスに係る交通費は、従来から町が全額補助し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。これは北信越大会や全国大会の場合も同様で、宿泊を伴う場合は交通費のほか、宿泊費、現地での行動費なども補助しております。

練習試合や、県外遠征等につきましては、部により回数にかなりばらつきがあります。それぞれの部の指導方針や目標によって強化の方法も異なるため、中学校では各部ごとに保護者会の理解、協力を得ながら、練習試合や遠征を実施しているという状況です。

教育委員会では、部活動の引率について、教職員が安易に自家用車に生徒を乗せて引率することがないように、津幡町立小中学校に勤務する県費負担教職員の自家用車等の児童生徒の引率業務使用に関する要綱を定め、本年4月から運用することといたしました。これは、小中学校において、やむを得ず児童生徒の引率に教職員の自家用車を利用しなければならない場合を想定したもので、教職員個人にのみ負担を負わせることがないようにするものです。

また、練習試合の生徒の移動に関し、保護者会の協力を得ながら実施している場合については、その負担が大きくなり過ぎないように、実施方法、回数等を保護者、顧問で協議していくことも大切であると思います。

次に、部活動の移動における助成の拡充についてですが、先ほども述べましたとおり、遠征や練習試合の回数は部によってかなり違いがあり、補助の公平性の観点からも、現時点では今以上の助成は難しいと考えております。町では、公式大会の移動費、宿泊費、参加料等の補助のほか、備品や消耗品等の部活動費を補助しております。部活動費から遠征費の補助に充てることも可能としており、その部活動費を部の実情に応じて有効に活用してもらいたいと思っております。

部活動の移動に係る問題につきましては、引き続き中学校の実情に的確に対応するため、県内各自治体の動向にも注視しながら、よりよい対応策を常に中学校と協議、検討し、安全確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○向 正則議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

ぜひまた、保護者ならびに学校関係者といろいろお話ししながら、事故がなきよう進めていただきたいと思います。

私も二十何年間、ジュニアのスポーツの指導をしてまいりまして、よく子どもたちを乗せていきます。そのときには必ず、当然のことですけれども、運転には注意してくださいということは、どの人たちにも共通することですけれども、言っております。ぜひまた、そういう機会をいろいろ設けていただきながら、よろしくをお願いしたいと思います。

最後ですが、質問の3番です。

避難所におけるアレルギー対応食品備蓄対策を問うということで質問させていただきます。

東日本大震災の被災地では、食物アレルギーに対応した食品の備蓄や受け入れ体制が整備されていなかったことから、アレルギー体質の避難者が命の危険性にさらされたと報告されております。この問題を受け国は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針の中で、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマイ等の白米、牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄することや配られた食事の原材料を避難者が確認できるようにすることを盛り込んでいます。また、平成27年8月には日本小児アレルギー会からも大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案がなされ、乳児に飲ませるアレルギー用ミルクの備蓄も提案しております。

さて、津幡町における食品としての備蓄物資は、主にアルファーマイとビスケット、これは乾パンだと思うのですが、主たるアルファーマイはアレルギー物資不使用備蓄食品です。一方で、このビスケット、乾パンは小麦でありアレルギー物質です。アレルギーの主要原因となる食物は鶏卵、牛乳、小麦といわれる中で、ビスケット、乾パンなどを食べられない方に配慮したアレルギー物資の不使用食品の備蓄は、アレルギーを持つ関係者にとっては必要不可欠と考えます。

加えて、町には食物アレルギーを持つ幼児、子ども、生徒たちが、幼稚園、保育園では108名、小中学校では68名、合計176名が食物アレルギーの対象者としてそれぞれ把握されています。万が一の災害時の際、避難所のアレルギー対応食品備蓄には、保育園などでは大変安心と話されていきました。

国の平成27年3月の報告によると、指定避難所での備蓄実態調査では、アレルギーに配慮した備蓄をしてないと答えた地方自治体が全体の36パーセントとなっているとし、その理由として、財源不足、対応が困難と消極的な回答が報告されております。私はこのような消極的な回答した自治体には、人命にもかかわることとして疑問を持たざるにはられません。幸い当町は、災害時の備蓄に対しては年々民間企業との協力協定により、備蓄品に際しても拡充されてきていると

思います。

しかしながら、今後起こりうるかもしれない大規模災害を想定し、避難所には避難者の方々に対応した食品備蓄を行政としてできるだけの備蓄をしておかなければならないと思います。東日本大震災の教訓を生かしたさらなる取り組みを期待するものであります。

以上、安心、安全な町として先に述べた国が示した指針、あるいは日本小児アレルギー会の提案など、これらを踏まえた現状の取り組みと避難所におけるアレルギー対応食品備蓄対策の見解を総務部長にお聞きいたします。

○向 正則議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 避難所におけるアレルギー対応食品備蓄対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にもある国が示す避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針や日本小児アレルギー学会の提案は、東日本大震災の教訓として配慮すべき事項と認識しております。

現在本町が備蓄している食料は、アルファーマイ 1 万 3,361 食、乾パン 5,592 食でございます。このうち、アレルギー対応食品は、アルファーマイのワカメ御飯 3,361 食となっております。

本年度、さらに充実を図るため、アルファーマイ、山菜おこわも特定原材料等 27 品目不使用の商品を採用し、3 月中には新たに 2,500 食備蓄いたします。さらに、米を原料としたアレルギー対応食品を乾パンの代用品として採用し、こちらも 3 月中に 150 食備蓄する予定となっております。

次に、指針や提案にあるアレルギー対応のミルクについては、災害協定締結先のコープいしかわや町内の薬局または石川県からの確保を予定しております。確実に調達できる体制づくりのため、協定先の拡充や調達計画の充実に努めてまいりたいと思います。加えて、アレルギー対応のミルクは入手しにくい製品であることから、災害時に備え町の備蓄品に加えることについて検討していきたいと考えております。

あわせて、アレルギー対応で重要となることは、避難所受け入れ時でのアレルギーの有無の確認であると考えております。避難者名簿にアレルギーに関する項目を設け、避難された方々の情報を正確に把握し、食事の配膳時にも安全、確実に対応食を提供できるようにしたいと思っております。

今後も町民の安全、安心のため計画的に備蓄の充実を図るとともに、いざという時のために家庭での備蓄も推奨していきたいと思っておりますのでご理解願います。

以上で、答弁を終わります。

○向 正則議長 4 番 八十嶋孝司議員。

○4 番 八十嶋孝司議員 ありがとうございました。

先ほど申しましたように、町のほうもいろんな協定を結びながらそれぞれ備蓄に対する拡充を図っていらっしゃいますし、これからは拡充を図るということで、町にはいろんな方々がいらっしゃいますけども、それすべてには対応できないかもしれませんけども、いろんなこういう分かっているアレルギーの方々とか、そういう方に対しては最善の努力をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔です。

単独浄化槽管理が行われていないことに対しての行政指導のあり方についてお尋ねいたします。

本町内に設置してある単独浄化槽の管理と公共下水道への接続に関して、町はどのような対策をとっているのか。また、幾つかの対策等を聞いておりますが、改善の兆しが見えないように思いますので、お尋ねいたします。

現在、町の公共下水道の加入率は、設置可能なところで90.2パーセントに達しているとのことですが、これは目標どおり進捗しているのかどうか。進んでいないようであれば何が原因なのか、一般町民から見た目では何ら行政からの指導も受けていないように思われます。

先日、ある方から浄化槽が詰まって悪臭がして困ったという言葉を目にしました。浄化槽の使用すら知らない人でした。これまで十数年間、管理について考えたこともない、業者に点検委託することも知らないというご返事でした。こんな問題について行政側ではどんな指導をしたのか、基本的な事例をもって説明していただきたいと思います。

私は、浄化槽は決して悪いというわけではありませんが、管理をしていないことが問題ではないかと思います。公共下水道に接続することはよりよいかと思いますが、現在生し尿で放流されているものだけでも防止できないものか。こんな状態はいつまでに解消できるのか確約してほしいと思いますので、上下水道課長にお尋ねいたします。

○向 正則議長 山本上下水道課長。

〔山本幸雄上下水道課長 登壇〕

○山本幸雄上下水道課長 西村議員の浄化槽管理が行われていないことに対しての行政指導のあり方についてのご質問にお答えいたします。

初めに、公共下水道の加入率ですが、いわゆる公共下水道への接続率は、平成28年3月現在90.2パーセントであり、一部において伸び率が鈍化している地区はあるものの、おおむね当初の目標どおりに推移しているものと認識しております。

私たち担当職員はその状況を甘受することなく、日ごろから接続率100パーセントを目指し、国が定める毎年9月10日の下水道の日をめぐりに未接続世帯への個別訪問や未接続理由アンケートを実施し、接続のお願いをしております。そのアンケートの中で多いのは、接続費用の調達が困難であるとの回答であり、本町としては、訪問の際に接続時の融資、助成金利用について説明をしております。今後も下水道事業の必要性についてご理解をいただくよう、戸別訪問等を継続し、接続率のさらなる向上に努めてまいります。

次に、浄化槽の維持管理についてであります。浄化槽法により浄化槽の設置届の受理や管理の指導等については、都道府県知事が行うこととなっております。管理が不十分な浄化槽管理者への対応について石川県に確認したところ、浄化槽設置について、平成28年3月までは管理者より適正に保守管理を行うとの確約書の提出で済んでいたものが、平成28年4月からは保守点検業務の契約書の写しの添付が義務化され、管理について強化されたものとなっております。さらに設置後、排水される水質の確認を行うため、年1回の法定定期検査も義務づけられており、石川県では法定定期検査を受けてない浄化槽管理者に対して、2年に1回文書による指導を実施してい

ると伺っております。

また、設置後の管理について津幡町に周辺住民から悪臭などの苦情があった場合には、現場状況を確認した上で、下水道が使える区域であれば接続を促すなどの措置をとり、必要に応じて石川県にも報告し、行政指導をお願いすることとしております。

なお、浄化槽の不適切な管理をいつまでに解消できるのかとのことでございますが、前に述べましたように、あくまでも浄化槽の管理指導主体は石川県であり、本町として管理徹底の時期について確約をとれるものではないことにご理解をお願いします。

以上です。

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 再質問をさせていただきます。

先ほど来答弁を聞きますと、努力する、取り組むとか、対応しているとか、前向きに検討している、重視している、今後の課題であると、こういう答えばかりで。本当にこの90パーセントの達成というのは、8パーセントの消費税がね、我々にすごく負担がのしかかって、10パーセントなるのは大変だからということで国会でも先送りしているわけなので、やっぱりこの10パーセントという1割の人ができるのにしないという、これをもう少しやっぱり徹底して指導してもらわないと。浄化槽に関しては知事があれしているの、一応促す程度っていうことなのですが、町は県の指導に基づいて行政を行っているわけですから、町自身でもそういう促しはできると思いますので、もう少し積極的に取り組んでいただかないと、文書を配布しているとか、広報に載せているとか、でも前も聞いたのですが、この90パーセントの数字が一向にふえていないこの現実はいかななものかと思っておりますので、お答えをお願いします。

○向 正則議長 山本上下水道課長。

〔山本幸雄上下水道課長 登壇〕

○山本幸雄上下水道課長 西村議員の再質問にお答えします。

下水道の接続率90.2パーセントであります、こちらの数字はここ約5年間ほどで3パーセントから4パーセント増加したという数字でありまして、地道に数字は伸びてきているものと認識しております。

公共下水道の接続率以外でも、町で補助しております合併浄化槽の補助制度、そちらのほうの補助した割合からいっても、実際にはそちらのほうも90パーセントには達していないという数字が出ております。

90パーセントっていうのは一つの目標であり、今後さらにその数字をいかに伸ばしていくというのがこれからの課題になってくるとかと思っておりますので、先ほど述べたとおり、訪問等を繰り返し、継続して努力していきたいと思っております。

以上です。

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 余りくどくど言っても仕方ありませんので、ただ住宅の側溝で、水は上流から下流のほうに向かって流れるのですけれども、上のほうの人が公共下水につながらないから自分もできないというような人もおいでますので、積極的に指導のほうをよろしく願いまして、質問を終わらせていただきます。

○向 正則議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党、塩谷です。

今回は4点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点目です。

これまでも何度か質問させていただいていますが、外出困難な高齢者にタクシー券を発行せよということで質問させていただきます。

町の人からの声です。「運転免許証を返納したかわりにバスの無料券を50枚もらったけど、1枚も使っていない。だってバス停まで遠いからバスには乗れないのよ」という声でした。自家用車を手放してみても初めて車のある生活がいかに大切だったかをしみじみ感じるとも話しておられました。

12月議会で、高齢者の運転の安全性を考えて、免許証を自主返納した方へのさらなる支援を求めるという一般質問が行われました。町営バス無料回数利用券がすでに交付されており、さらなる支援は考えていないとの答弁でした。この答弁を受けての、冒頭の免許証を自主返納なさった高齢者の声になります。町は支援を行っているという胸を張って答えておられますが、大切なことはそれが当の本人にどう受けとめられているかということです。バス停が家の近くにあつて、多少頑張ればバス停まで行けるという方はバスの回数券を使っておられます。しかし、バス停までが遠い方はどんなにたくさんの町営バス無料回数利用券が交付されても使えず、外出がほとんどできない状態にあるわけです。

町は実質的に高齢者の外出を支援する制度をつくることが求められていると思います。そのためにも免許証を自主返納した高齢者への支援策として、タクシー券の交付もぜひ選択肢に入れていただきたいと思います。バス停まで行くのが困難な方もいることを考慮していただきたいと思います。

また、高齢者の外出という観点から見た場合、タクシー券の交付も必要な方はまだいらっしゃいます。高齢者を一人にしない、家に引きこもらないために町が力を入れている事業に各地域のいきいきサロンがあります。現在、町内全域で60ものいきいきサロンが立ち上がっていますが、地域によっては自分で行けない方は参加できないということです。ある民生委員の方から、サロンの会場まで歩いて行けなくなったので、これからは参加できませんという電話があつたことをお聞きしました。その民生委員の方は、その方の家に出向いてお話をなさっているそうですが、皆さんと会えなくなった寂しさはよく分かります。また、近所の方から「いきいきサロンに行く話を聞くけれど、私は自分で行けないので寂しい」というお話も聞きました。「タクシーを使わないと病院に行けないので、行く回数が減ってしまった」というお話も聞いています。

免許証自主返納の方のみならず、介護認定を受けていない高齢者の方でも、町営バス無料回数利用券かタクシー券を選択して外出がしやすくなるような支援ができないでしょうか。そうすることによって、安心して安全な津幡町になるのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、外出支援策はつくったからそれでよしではなく、その支援策が本当に喜ばれるものになっているのか、不備はないのかを検討していくことで、本物の安心な津幡町になるのだと思います。

安心、安全な住み続けたい津幡町を標榜されている町長にお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の外出困難な高齢者へのタクシー券の発行についてのご質問にお答えいたします。

塩谷議員も言われましたとおり、以前にも何度か同様のご質問をいただき、これまでの担当部長が答弁しておりますけども、私も同じ考えであり、外出が困難な高齢者であるかどうかを判断する際には、身体状態に一定の基準が必要であると思います。したがって、本町では高齢者のタクシー利用助成券の交付対象者は、在宅で要介護等認定を受けた方としており、現時点では対象者の変更は考えておりません。

なお、高齢者で運転免許証を返納された方につきましては、昨年の議会12月会議で八十嶋議員からのご質問にもお答えいたしましたように、健康維持、介護予防の観点から町営バス、福祉バス等をご利用いただければと考えております。

しかしながら、全国的に高齢者の外出するための交通手段の確保が重要な課題となっていることも認識しております。そのような中で、本町の一部地域におきましては、各地区で設置されたくらし安心ネットワーク推進委員会が中心となって、地域の実情に合わせた取り組みが始められております。現在、井上地区と河合谷地区では、いきいきサロンや地域の行事に参加するために、タクシーや自家用車の乗り合わせなどの取り組みが試行的に行われていると聞いております。

今後町といたしましても、地域独自のニーズに対応できる外出支援の仕組みづくりが地区くらし安全ネットワーク推進委員会によって推進されていくよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問ではありませんが、高齢者の方にとっては、出られるということは大変な喜びだと思います。バス停が近くにあればそれで十分なんです、家の前から出られるということはバス停が遠いとなかなかできないということがあると思うので、何とか引きこもらない、一人にならないということを大事に考えてらっしゃる町なので、それが可能となるような取り組みをぜひお願いしたいと思っています。

くらし安心ネットワークのこともお聞きしましたので、これが広がればいいと思いますし、またよく民間で移送サービスっていう事業をしてらっしゃるところもあって、病院までは安いお値段で行けるっていうことを実施している町もあるように聞いていますので、必ずしもタクシーだけにこだわっているわけではないので、本当に行きにくくなっている方をどうやって外へ行っていただくことができるかということを、ぜひ今後とも引き続き検討していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

2つ目の質問です。

図書館で購入する図書についての要望を聞く手続を広報せよということで質問いたします。

津幡町立図書館のホームページで平成27年度の統計を見ますと、図書館の利用状況は次のとおりです。来館者数16万8,903人、1日平均で561人、貸出人数5万5,588人、1日平均で184人、貸出冊数25万4,684冊、1日平均846冊です。毎月の行事も定例の行事も多く、さまざまな読書会や絵本、昔話、紙芝居の会も定着しているようです。津幡町立図書館は、多くの町民が利用する図

書館になっていると思います。

平成24年度からは2年ごとに来館者へのアンケートを実施しています。アンケートを見ると、職員の方の対応については大変好感を持たれていると思います。「笑顔で対応くださる館員さんには大変ほっとさせられ、来てよかったと思わされます」という回答もありました。私も本を借りに行ったときにどこにあるか分からず、職員の方にお尋ねしましたところ、借りたい本の名前、置いてある場所など大変親切に対応していただきました。

何年度の実施の結果なのかは分かりませんが、図書館のアンケート結果の中から、私の気になったこと3点について質問いたします。よりよい図書館になるための質問です。

初めに蔵書についてです。

アンケートの中の満足できなかった項目に、蔵書のことなどが幾つか取り上げられています。「本が古く、最近の新しいものが少ない」、「はやりの本、話題の本がなかなか入庫されなかったり、すぐ借りられなかったりする」、「新刊書など予約してもなかなか借りられないことがある」、「幼児用の本をたくさん置いてほしい」、「蔵書不足」、「質と量、種類が少なかったり古かったりする」、「図書の種類をふやしてほしい」、「本の数を全体的にふやしてほしい」、「欲しい本の要望を入れる箱を設置してほしい」、「新刊書購入はどのような基準で購入しているか知りたい」。読みたい本が手に入る図書館になってほしいという、またもっと本をふやしてほしいという思いなのだと思います。

本の要望を聞いてほしいという思いは、かなりの方が持っているのではないかと思います。図書館は、津幡町のためにあるのではなく町民のためにあります。町民がどんな本を読みたいと思っているのか、それを知ることはとても重要なことです。要望したから購入してもらえとは思いませんが、要望が言えるという制度をきちんと町民に伝えることが大切です。図書館の関係者の方が、誰も彼もがこの本を買ってよと言うようになって要望が殺到したら困るという旨の発言をなさったこともありますが、図書館の主人公は町民ですから困る必要はありません。町民からの要望も聞き、最終的に司書の方々に結論を出せばいいと思います。

ただ書名を伝えても内容が分かりませんから、書名、原作者、発行所、内容の紹介、価格ぐらいいは必要かと思います。新聞などに掲載されている書評の切り抜きを添付することもあってもよいと思います。要望したい本の申込書を分かりやすく、図書館のカウンターに備えていただけないでしょうか。

2点目です。

図書館により多くの新聞を置いていただきたいと思います。

図書館はほかではなかなか読めないものも読める、調べられるという機能を生かして、今置かれている新聞のほかに、政党の発行する新聞も置いてはいかがでしょうか。比べて読むこともできますし、政治への関心を持ってもらえるという点では、図書館の機能に合致していると思います。

今の津幡町の図書館は、政治的なことは持ち込まないというスタンスだと思いますが、ほかの図書館では政党の発行する新聞も置いているところがあります。政治から離れて私たちの生活はあり得ませんから、いろんな主張を比べ読みできるということは大変貴重なことだと思います。いかがでしょうか。

最後です。

閉館時刻のことですが、これについてもアンケートには幾つかの要望がありました。特に働いている方にとっては、7時閉館では利用しにくいようです。開館時刻ももう少し早くならないのかという意見もありました。図書館員の方の働き方もありますので、時間を変えることは大変なことだと思いますが、検討していただけるとありがたいことです。

図書館長も兼ねておられる教育部長にお聞きいたします。

○向 正則議長 竹田教育部長。

〔竹田 学教育部長 登壇〕

○竹田 学教育部長 図書館で購入する図書についてのご質問にお答えいたします。

津幡町立図書館では、おはなし会や図書館招待事業などさまざまな事業を開催し、年間16万人を超える多くの方に利用していただいています。

昨年7月には利用者ニーズを捉え、一層のサービス向上、利用拡大につなげるため利用者アンケート調査を実施いたしました。アンケートの実施に当たっては、広報つばたや町ホームページでお知らせするとともに図書館入り口とカウンターにアンケート用紙と回収ボックスを設置し、多くの方から回答をいただきました。その集計結果につきましては、館内や町ホームページで公表しています。

ご質問の1点目の、要望したい本の申込書を図書館のカウンターに備えることについてですが、現在図書館では個人からの資料の購入希望は受け付けておりませんが、図書館にない資料については、予約・リクエスト申込書により県内他図書館等から借り受け、貸し出ししております。資料の購入希望につきましては、今後予約・リクエスト申込書を活用し、その要望を司書による選書の際の参考とし、図書館サービス、資料の充実を図ってまいりたいと思います。

2点目の図書館に政党の発行する新聞を置くことについてですが、現在図書館では北國新聞（朝夕刊）、北陸中日新聞（朝夕刊）、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、朝日小学生新聞、日本農業新聞、ザ・ジャパントाइムズの10紙を配置し、各紙1年分を保存しています。新聞は各社独自の視点で記事が書かれており、10紙の新聞を幾つか読み比べることで、塩谷議員が言われます政党の主張や政治の状況は知ることができると思いますので、現在新たな新聞の購入は考えておりません。

3点目の開館時間の変更についてですが、開館時間につきましては、限られた職員の中で最大の利用者サービスを展開できるよう設定したもので、近隣の市町と比べても差はなく、適当な時間と考えております。また、アンケート集計結果でも約8割の利用者の方から、おおむね満足しているという回答をいただいております。

なお、当町の住民は、図書館資料の貸し出しに関する協定を結んでいます金沢市、かほく市、内灘町、小矢部市で図書貸出カードを作成することができ、その市町で直接本を借りることが可能となっています。

今後もアンケートの実施などにより、利用者からの要望、提案をいただくことで、さらなるサービスの向上を図り、町民の皆さまが利用しやすい身近な図書館としての運営に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後 0 時00分

〔再開〕 午後 1 時00分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 午前中の図書館に本を購入していただく場合の要望を聞いていただきたいということについての答弁、1 番目の質問についての答弁についての再質問をいたします。

先ほどの教育部長の答弁では、個人からの資料の購入はしていないというお話でしたが、購入を決めるのは司書の方だと思うので、私が言っているのは、こんな本も入れていただきたいという要望ができないかということをお聞きしたわけです。

他の図書館からっていうお話もありましたが、新刊本であれば他の図書館でも借りる人が多いと思うのでなかなか回ってこないと思います。またあるかどうか分かりません。

もう一つ、予約・リクエストという方法もあると述べられたと思いますので、この方法についてもう一度ご説明いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○向 正則議長 竹田教育部長。

〔竹田 学教育部長 登壇〕

○竹田 学教育部長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

新たに購入希望申込書といった書類を作成するのではなく、図書館のカウンターに備えてあります、既存のこういう紙です。

〔竹田 学教育部長、「予約・リクエスト申込書」を提示〕

予約・リクエスト申込書という形で、予約、リクエストができるものとなっております。これを活用させていただきまして、司書による選書、購入の際の参考としたいと考えております。なお、この予約・リクエスト申込書ですけれども、年間1,800件の利用があります。

以上でございます。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 実は、私もこの間図書館のほうに行きまして、購入について要望を聞いていただけないでしょうかっていうことを言ったときに、それを見せていただきまして、予約、リクエストというのができるんですけどと言われたんですけど、私は新しいものを入れていただきたいという思いがあったもので、いやそれには書きませんって言って帰ってきました。でも、それがきちっと使われるというのであれば、それでもいいかなと思います。

ただ、今図書館にない本でもいいし、新刊本でもいいですよっていうことを言われてないと、私みたいに、予約じゃないのでいいですっていうふうに思われる方もおいでるんじゃないかなと思ったので、そういう旨もちょっと書いていただければうれしいなと思います。

それから最後ですが、一言ちょっとつけ加えさせていただきますが、再質問ではありません。

2 番目の質問の答弁に関しまして、政党の主張っていうのは一般紙があれば十分それで分かるんじゃないかっていうご答弁でしたが、例えば政権与党についての考えは割合詳しく書かれると思うのですが、他の政党の考えについては発言の一部しか載せていただけないことが多いと思いますので、全体の主張についてはやっぱり分かりません。読むとか調べるっていう活動のできる

図書館だからこそ、政党の新聞も置いていただけると大変ふさわしいかなと思います。若い人たちも含めて政治に関心を持っていただくいい契機となるんじゃないかなと思いました。ちょっと一言付け加えさせていただきます。

では次に、3番目の質問、ヒバクシャ国際署名を広く町民に訴えていただきたいということで質問いたします。

毎年、町は核兵器廃絶署名に参加していただき、多くの署名を集めてくださっていることに河北原水協の一員として感謝しています。

さて、昨年12月に国連総会で核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を130か国の賛成で採択しました。いよいよ来月3月に国連本部で核兵器禁止条約の締結交渉が開始されます。国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて法律違反となります。そうなれば世界は、核兵器廃絶に向けて新しい段階に入ります。艦船や航空機などに核兵器を積んで海外に行く場合、核兵器禁止条約に調印した国に立ち寄ることや寄港することはできなくなります。核兵器に頼った世界支配は破綻に追い込まれることになり、世界平和が一步進みます。

核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議が行われたことは、日本で粘り強く行われてきた署名運動が大きく寄与しています。日本の原水爆禁止運動の出発点となったのは、1954年3月1日のビキニ環礁での水爆実験でした。第五福竜丸を初め、実験での被曝が広く知られるようになると、それへの抗議運動はその月のうちに全国に広がり、さまざまな平和大会が開かれました。その中で署名運動が自発的にわき起こりました。その運動は連綿と今日まで引き継がれ、毎年何百万もの署名が国連に送られてきました。

また、1957年には平和首長会議が設立され、世界の都市と連帯して核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。津幡町の矢田町長も平和首長会議に参加しておられます。昨年11月7日、8日に千葉県佐倉市で第6回平和首長会議が開催され、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に賛同、協力することを決めました。日本政府に対しても核兵器禁止条約の早期実現に向け、これまで以上に力強いリーダーシップを発揮して力を尽くしていただくよう要請文を出しています。

町長も加入している平和首長会議が、核兵器廃絶に向けて行動宣言を行っている意義は大きいと思います。ことしの署名は、初めて広島、長崎の被爆者が直接署名を訴えています。署名の名前は、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」です。自分たちの命が消えるまでに核兵器禁止条約の締結をとという強い思いがあらわれています。

核兵器禁止条約締結交渉が開始されることし、全町民挙げての取り組みとなるよう、町長は先頭に立って取り組んでいただけないでしょうか。

町長にお尋ねをいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ヒバクシャ国際署名を広く町民に訴えてはどうかとのご質問にお答えをいたします。

本町では、平成4年第2回津幡町議会定例会で平和都市宣言が決議され、核の悲惨さや平和の尊さを考えるさまざまな取り組みを町民の皆さまとともに行っております。また、平成26年に核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴える平和首長会議に加盟し、多くの首長とともに強く平和

を願い、その思いを世界に発信するなどの活動を行っております。核兵器や戦争のない平和で安全な社会への願いは、日本国民のみならず世界の人々の共通の願いでもあると思っております。

本町での平和を願う取り組みといたしましては、毎年、原水爆禁止国民平和大行進が本町を訪れた際に、核兵器廃絶への思いを込めた署名簿にメッセージを添えてお渡ししているほか、8月には原爆の悲惨な被害を伝えるパネルの展示、成人式では終戦記念日を強く意識した平和宣言を行っております。

ほかにも、町立図書館では戦争と平和と題した特設のコーナーを設け、平和への思いを町民の皆さまと共有する企画を展示しており、学校におきましても平和についての教育活動を8月の学校登校日に行っております。

ご質問の町長が先頭に立って取り組むというのは、具体的な内容が何を指すのかよく分かりませんが、今後も平和を願う活動は核兵器廃絶への願いも含め続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問いたします。

ちょっと私の言葉足らずというか遠慮した部分がありまして、具体的にどういうことをということを書いてありませんのでと言われたので、その部分について申し上げます。

今津幡町で本当にいろんな取り組みをしてくださっていることには、大変感謝をしています。

ことはさきにも申しましたように、核兵器廃絶の条約を締結しようという交渉にまで広がっているわけで、10月にはそういうことについての採択も行われます。それで、ことは本当に大事な年だと思うので、今まで以上のご協力をいただけないかということによって言っています。

例えば町内の区長会を初め各種団体がありますが、その方たちへのヒバクシャ署名の参加というか、ご賛同が得られないかということを町長から訴えていただくということもできないかなということ具体的には考えているのですが、その点ではいかがでしょうか。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、相談をさせていただくそれぞれの団体もありますので、団体それぞれにいろんな主張を持っていらっしゃる方もありますので、町長が言ったからそうまいかと、そういうわけにもいかん部分もあるだろうというふうにも思います。

そういう要請をすることも含めて、また相談もさせていただきますし、そのほかの市町等ともまた連携をしながら考えていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 ありがとうございます。

当然のことだと思いますので、相談していただければ大変うれしく思います。

先ほども言いましたように、ことは本当に大変かなめの年だということと、被爆者自身が署名をということで立ち上がってらっしゃって、本当に残り少ない命を何とかこの願いをかなえたいという思いでしていらっしゃると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問を行います。

滋賀県野洲市の債権管理条例を調査、……研究って変な書き方ですね、これ。検討ですね、きっと。検討していただきたいということで質問をいたします。

滋賀県野洲市の山中市長は、「税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならぬ。市民の生活を壊してまで滞納整理するのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則」という考えのもと、2015年に債権管理条例を制定しました。条例では、著しい生活困窮状態で徴収の見込みがないと市長が認めた場合には、徴収金を取り立てず放棄できることにしました。さらに、住民税や固定資産税、国民健康保険税のほかに給食費や水道料金などによって生じる滞納債権を債権管理室が一元的に管理、市民相談課と連携し、滞納を解決するだけでなく、生活困窮状態から抜け出して、生活再建を支援する仕組みをつくりました。

野洲市で行われている税金滞納者との面談では、生活再建のための市の応援が必要かどうかの判断をして、生活支援が必要だと判断された場合には、生活再建支援として就労の紹介、分納計画の策定などが行われます。野洲市の場合には、さらに必要な場合は徴収の停止や債権の放棄を生活再建の視点で行っています。支援をすと言っても納税してもらうための相談、支援なのか、相談者の生活再建まで考えての支援なのかが問われていると思います。悪質な滞納か、本当に生活に窮しているのかは役場のプロの職員にはできます。役場に行けば滞納の督促が先行すると思えば足は役場に向きませんが、実質的に相談に乗ってもらえると分かれば滞納している人でも相談に来るものです。野洲市では毎年200人近くの人が相談に訪れていると言います。山中市長は、「全体の奉仕者である公務員が個人のためにそこまでやっていいのかなどの指摘もある。しかし、目の前の一人を救えなければ問題は解決しない。」とも言っています。

津幡町でも相談に来た人には親切に対応したり、各課の横の連携を強めたりしています。ことは、包括支援センターと子育て支援の連携や消費生活センターの立ち上げなど、相談活動に力を入れることも表明されており、その姿勢には共感しています。

にもかかわらず、私が野洲市の施策を取り上げたのは、相談活動の充実に加えて、必要な場合は徴収の停止や債権の放棄を生活再建の視点で行えるようにしているということです。それによって、当局の本気度が伝わるのではないかと思います。

労働者の賃金はわずかしか上がり、年金は減られ、中小業者や小規模業者の営業が危機に直面している今、役場が本当の意味で親身に相談に乗ってくれる、生活の再建に力を貸してくれると分かれば、生きる力を取り戻します。これこそ安心の町ではないでしょうか。

町長は、この野洲市長の考え方をどのように受けとめられるでしょうか。また、その野洲市の取り組みを調査、検討するお気持ちはありますか、お聞きいたします。

よろしくお願いします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 野洲市の債権管理条例を調査、検討してみればいかがかというご質問にお答えをいたします。

初めに、本町の債権は、各自治体においてもほぼ同様であると思いますが、強制徴収が可能な町税や介護保険料などの公債権のほかに、強制徴収できない町営住宅家賃、給食費や水道料などの私債権がございます。これらの滞納整理につきましては、各法令に基づき各担当課で対

応しているところでございます。

本町では、野洲市のような全債権の一元化を図っておりませんが、これまで町税については平成20年度に納税推進室を設置し、納付、納税相談により判明した滞納者の抱える諸問題について、例えば詐欺の問題、虐待の問題、健康問題、労働問題、それに自立支援など積極的に関係課や関係機関との連携を図り、対応に取り組んできたところでございます。また、町税以外の債権につきましても、担当各課で同様の対応を図っております。このようなことから、納税者に寄り添った対応をしており、また生活困窮者には一層親身になって対応しているところでございます。

よって、ご質問の野洲市長の考え方につきましては、本町も意を同じくしているところであり、ほとんどの自治体でも同様であると思います。

野洲市の債権管理条例では、債権整理における事務マニュアルや再建滞納者の情報共有のほか、私債権等を含めて放棄することができるとうたっております。これは、生活が著しく困窮する特定の方が対象であり、生活困窮者を自立支援する中で、最終段階としての債権放棄であると認識しております。

本町では、現在のところ条例の制定は考えておりません。引き続き現制度の中で、先進自治体の対応にも注視しながら、生活困窮者の生活支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問はいたしません。

私の経験からも、役場へ来て相談すれば、本当に親身になって相談に乗ってくださるということもよく分かっておりますので、本当に役場のほうに出向いていただいて、相談に乗っていただくということは、とても大事なことだと思います。

そのためにも、町が本当に真剣になって、町民の方の生活っていうものを考えているっていうメッセージはとても大事なかなと思ひまして、これも一つの方法かなと思ひました。

今町長からお聞きしますと、現制度の中であるけれども生活支援はしっかりしていきたいというお話もお聞きしましたし、ことしまたそういう相談体制も充実させるということもきのうの提案で言われましたので、ぜひそういう方向で進んでいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

これで私からの一般質問を終わります。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、9番 酒井義光議員。

〔9番 酒井義光議員 登壇〕

○9番 酒井 義光議員 9番、酒井でございます。

今回は、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目に、津幡バイパス東側側道（JR七尾線沿い）の植栽の維持管理について、国土交通省に改善を要望していただきたいとのことで質問いたします。

当植栽は、能瀬南交差点から町内方向約230メートルについては樹木がなく、地元にて毎年除草剤を3回程度散布しており、草丈が低く維持されています。そこから舟橋踏切までの約280メートルは高木のサルスベリが植えられ、その脇にツツジが植えられています。この区間では、樹

木に除草剤がかからないように散布し、何とか管理されています。

しかし、舟橋踏切からＪＲの変電所のある約320メートルの区間については、ススキやヨシが2メートル近くに伸び放題となっており、余りに見苦しく、昨年地区で草刈りを実施しました。長いススキなどが一面に生えているため、中にある空き缶、ごみ、ところどころに植えられているツツジなど見分けがつかず、刈りやすいところだけの草刈りとなりました。この区間については集落から離れており、地区で何度も草刈りすることはできません。

国土交通省でも管理できない状況となっており、これらの植栽の撤去、最悪でも防草シートの敷設を、町として国土交通省に強く要望をお願いしたいと思います。

岩本都市建設課長に答弁をお願いします。

○向 正則議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 酒井議員の津幡バイパス側道の植栽撤去をとのご質問にお答えいたします。

初めに、地元の皆さまには、日ごろからボランティア活動による定期的な除草管理を行い、環境保全に努めていただいていることに対し、心から感謝を申し上げます。

ご要望の舟橋踏切からＪＲの変電所までの約320メートルの区間については、酒井議員のご指摘のとおり、ススキやヨシが繁茂しており、見苦しい状態となっております。

これまでも英田地区振興会からの要望を受け、道路管理者である国土交通省金沢河川国道事務所に対して要望を行い、部分的ではありますが、改善をいただいております。

今後も、引き続き景観上の観点から植樹の撤去、あるいは防草シートの敷設など国土交通省金沢河川国道事務所に対して、強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○向 正則議長 9番 酒井義光議員。

○9番 酒井 義光議員 どうもありがとうございました。

草が生えて草むらになりますと、どうしてもごみを捨てるというのがふえてきますので、少しでも早くきれいになるように要望をしていただきたいと思います。

2点目に入ります。

河北縦断道路下り線からあがたの里前、新町道の交差点改良をと質問をいたします。

昨年11月6日に河北縦断道路が開通しました。完成した縦断道路は道幅も広く、道路全体の見通しもよく、通勤ラッシュ時には混雑が見られるものの、それ以外は今のところ余り混雑が見られないようです。しかし、路面には傾斜した部分があり、凍結時には滑って危ないと危惧されていたものの、今年度はそれほどの凍結も少なく、事故は1件の発生と聞いています。

縦断道路の完成に伴い、県道59号線の加茂交差点から能瀬集落に向けては町道となりました。この町道は、集落から縦断道路へ出るときは左右確認がしやすいように直角にしてあるのですが、加茂方面から能瀬集落に入るときにも並行してほぼ直角に曲がる必要があり、自分が曲がろうとするとガードレールで車線が見にくく、曲がりにくいと開通当初より指摘されておりました。縦断道路へ出るため一旦停車している車があるときには、さらに狭く感じます。縦断道路へ出るのは直角でよいのですが、集落に入るには隅切りを大きく取り、少しのカーブで曲がれるようにすればスムーズに進行ができ、事故になることもないと考えます。

町道入り口の県管理の部分となりますが、関係機関に改善の要望をしていただきたいと思います。

岩本都市建設課長に再び答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 河北縦断道路下り線からあがたの里前、新町道の交差点改良をとのご質問にお答えいたします。

昨年11月6日に念願の河北縦断道路が全線開通し、新たなネットワークが形成されることによる広域交流の拡大や移動時間の短縮による地域間連携の強化、災害時の国道159号の代替道路としての安全、安心の確保などの整備効果が期待されるところです。また地元能瀬区の住民からは、「旧県道の交通量が減少したことから、子どもたちが安全に通学できるようになり、また沿道が静かになった」との喜びの声もいただいています。

ご質問の箇所は、新しく整備された河北縦断道路と県道から移管された町道御門加茂線との取りつけ部として石川県が整備、管理している交差点であります。交差点部の設計は、道路構造令に基づき実施していると聞いていますが、交差点部では減速しての走行が基本であり、またかほく市側からの右折車の乗り入れの安全確保も必要であるため、慎重な検討が必要であると考えております。

ご要望の点につきましては、道路管理者であります石川県に対しまして、早急に現地調査を含め協議を進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○向 正則議長 9番 酒井義光議員。

○9番 酒井 義光議員 どうもありがとうございました。

安全にということで、余りにも格好よく直線にすると、集落のほうへスピードを出して入っていくということで、逆に安全面に関してはマイナスになる部分もありますけども、角度の少し訂正ということで、またいろいろと検討をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

これで終わります。

○向 正則議長 以上で、9番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博でございます。

今まさに、国会論戦真っただ中でありまして、新年度予算審議中でありまして、1月29日の安倍総理の施政方針演説のポイントは、一億総活躍の国づくりであります。経済はもちろんですが、働き方改革、また女性の活躍、成長と分配の好循環、また子どもたちが夢に向かって頑張れる国づくりについて議論がされているところであります。我々国民といたしましても、少しでも過ごしやす、また多くの人が活躍して、そして幸せを享受できる、そういう国会論戦を見守りながら、いい方向にいていただきたいと思いますということを願っております。

それでは私の質問、今回4点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、若い世代の結婚、妊娠、子育ての応援をということで質問をさせていただきます。

この質問の中で、大きく3項目について質問いたします。

①新婚生活支援事業の採用をということで提案します。

②不妊治療費助成制度の実績と課題について質問いたします。

③子ども医療費の無料化に関連してについて、この3つの質問をいたします。

まず最初に、①新婚生活支援事業の採用を提案いたします。

厚生労働省によれば、2015年の結婚件数は63万5,156組で、戦後最少を更新したそうです。価値観の違いや出会いの場が少ないことなどが背景に挙げられておりますが、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者が多いと聞きます。国立社会保障・人口問題研究所が、結婚の意思のある未婚者を対象に1年以内に結婚するとしたら何が障害なるかを調べたところ、男性で43.3パーセント、女性で41.9パーセントに上り、また「結婚のための住居」との回答がありました。男性で21.2パーセント、女性で15.3パーセントの結果でありました。経済的な理由で結婚に踏み出せない若者がふえれば、出生率の低下にもつながり、少子化が進むおそれもあります。内閣府が20代から30代の未婚、結婚3年以内の男女を対象に、結婚を希望する人に対して行政に実施してほしい取り組みを聞いたところ、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」を挙げた人が42.3パーセントに上っていました。

国は、2015年度補正予算に、夫婦合計で年間所得300万円未満の新婚世帯を対象に、結婚に伴う居住費や引っ越し費用に対して、国と自治体で最大18万円交付する内容で、国が必要経費の4分の3を補助し、残りの4分の1を自治体が負担するものであります。昨年9月現在で、全国36都道府県101自治体で実施しているそうであります。昨年秋の国会では、2016年度第2次補正予算に結婚新生活支援事業費補助金として10.3億円が盛り込まれました。さらに、2017年度予算案にも盛り込まれていると聞いております。

この取り組みのメリットを考えてみますと、若者が町に住み続けられるようになれば、町の人口流出に歯どめをかける効果が期待できるということであります。定住促進につながると思いますので、新婚生活支援事業の導入を提案いたします。

続きまして、②不妊治療費助成制度の実績と課題について伺います。

不妊治療に取り組む夫婦に対する県の補助件数が、6年連続で過去最多を更新したそうであります。晩婚化などで高齢出産を望む人がふえ、制度の周知も進んできたと見られます。ただ、昨年度始めた男性の不妊治療への助成は、想定を大幅に下回った結果が新聞で紹介されておりました。不妊治療では、男性の治療が必要なケースは全体の半数に上るため、男性の不妊治療の利用促進策が課題となっています。

そこで質問いたします。

②の1、不妊治療費補助制度をまだ十分に理解していない方のために、本制度の概要の紹介と実績紹介を県単位と町の状況を報告願います。

②の2、制度利用者のうち、妊娠、出産に結びついた実績の紹介を、分かればお願いをいたします。

②の3、昨年度から始めた男性の不妊治療の利用者促進への対策を伺います。

大きな項目③の質問に続いて移ります。

③子ども医療費の無料化に関連して、国の補助金額（ペナルティー）見直しのその財源をほかの少子化対策の拡充に充てることになっておりますが、どの少子化対策に充てる予定になってい

るのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、大きな質問①から③について、矢田町長よりお答えいただきたいと思います。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の若い世代の結婚、妊娠、子育ての応援をとのご質問にお答えをいたします。

初めに、結婚新生活支援事業の採用についてですが、この事業は経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業であります。この事業は、新たに開始した自治体を国が支援することで婚姻数の増加につなげるという目的で、内閣府子ども・子育て本部が、平成27年度の補正予算により創設したものでございます。創設当初は、結婚する夫婦の所得合計が300万円未満で、補助金の上限が18万円でしたが、平成28年度の第2次補正予算により、夫婦の所得合計を340万円、補助金の上限は24万円に変更されております。

この事業の実施状況につきましては、平成29年1月24日現在で、全国約1,700市町村のうち130の市町村、石川県内では小松市と能登町が実施しております。

本町としましては、制度自体が平成27年度補正予算による創設で、その後の制度存続が不明瞭であったことに加え、当町独自の定住促進策や結婚奨励策を実施していたことから当該事業の実施を見送ったものでございます。

石川県少子化対策監室に確認いたしましたところ、平成29年度も引き続き結婚支援生活支援事業制度は存続するとのことでございますが、1次申請の受け付けがすでに終了しているとのことでございました。このため、平成29年度内に受け付けを開始する見込みの2次申請に備え、当町の結婚新生活支援事業補助要綱の策定と事業の実施計画書の作成を行い、当該事業の導入に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、不妊治療費補助制度の実績と課題についてお答えをいたします。

不妊治療には、タイミング療法、薬物療法などの一般不妊治療と体外受精、顕微受精などの特定不妊治療があります。

本町の一般不妊治療助成につきましては、県と町の財源で治療費合計額の2分の1、年5万円を上限に最高2年間の助成を行っております。なお、県費には所得制限が設けられておりますが、本町では所得制限を超えた場合においても町単独で費用負担をさせていただき、申請者全員が助成を受けられることにしております。一方、特定不妊治療では、県の助成に加えて、町が1回の治療につき5万円まで上乗せ助成し、不妊に悩むご夫婦のサポートをさせていただいております。

これらの事業実績につきましては、平成27年度で一般不妊治療が延べ17件、県が関与する特定不妊治療は、県全体で延べ1,108件、うち本町では延べ54件でした。その中で妊娠された方は、一般不妊治療で9人、特定不妊治療で17人であり、そのすべての方が出産されております。

また、男性不妊治療につきましては、昨年度から助成対象となったばかりのこともあり、まだ実績はありませんが、引き続き石川県と連携を図りながら不妊治療助成制度の活用周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、子ども医療費無料化等に伴う国の補助金額の見直しが行われた際の本町の少子化対策についてお答えいたします。

これまで地方単独事業により、現物給付方式で子ども医療費助成をしている市町村に対し、国

民健康保険国庫負担金の減額調整措置が行われておりました。この措置により、本町では平成28年度国庫補助金を申請いたしましたところ、未就学児分約50万円が削減されております。

今回、国におきまして少子化対策の取り組みを支援する観点から、未就学児までは所得制限などの条件をつけずに平成30年度から国庫補助金の削減が廃止されることとなりました。

ご質問にありますとおり、減額調整措置廃止により生じた財源につきましては、国から少子化対策の拡充に充てるよう求められており、具体的にどのように活用するのかは、平成30年度当初予算の編成を進める中で検討したいと考えております。

今後も、津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略や第5次津幡町総合計画を推進し、すべての町民が安全、安心に暮らせる町、若い世代が安心して結婚、妊娠し、子育てしていけるまちづくりを目指すとともに、切れ目のない支援の充実を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いする次第でございます。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ご答弁ありがとうございます。

ぜひともまた進めていただきたいと思います。

それでは2点目に移ります。

スマホ、パソコンから無料でがんのリスクを判定できるシステムの導入を提案いたします。

携帯電話やスマートフォン、パソコンから無料でがんのリスクを判定できるシステム、「がん検診のすすめ」の導入を提案いたします。

全国初の取り組みを進めている神奈川県平塚市の取り組みで、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの5種類のがんリスクが、それぞれ10から15問の設問にチェックを入れると判定できるようになっています。設問例として、「たばこを1日に吸う本数掛ける吸った年数が600以上である」や、「風邪など呼吸器系の病気にかかりやすい」など10の設問があり、当てはまるものにチェックを入れるだけで、携帯電話やスマートフォンなどからでも気軽にアクセスでき、その場ですぐに判定結果を知ることができるものであります。判定結果の画面では、市内で検診を実施している医療機関やがんの予防に関する情報、相談窓口などを案内しています。

「がん検診のすすめ」は、6月23日の公開から8月末までに計2万2,000件余りのアクセスがあったそうで、がんの種類ごとのアクセス件数の割合では、肺がん24パーセント、胃がん24パーセント、大腸がん22パーセント、乳がん17パーセント、子宮がんが13パーセントだったそうです。

このチェックシステムで自身のがんリスクに関心を持ち、がん検診を受けるきっかけになれば、そして受診率向上につながれば、がん対策が進むものと信じます。

よって、受診率の向上のため「がん検診のすすめ」の導入を提案いたします。

小倉町民福祉部長に答弁を求めます。

○向 正則議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 スマホ、パソコンから無料でがんのリスクを判定できるシステムの導入をとのご質問にお答えいたします。

本町では、がん検診を受けるきっかけづくりとして、数年前から河北中央病院と連携を図り、町の検診実施前に各種がんに関する予防講演会を開催しております。また、乳幼児健診や町成人

式などにおいて、子宮頸がんおよび乳がんに関するリーフレットを配布するなど、さまざまな機会を捉えて、住民の方々に対し、がん検診を受ける必要性や重要性について周知を図っているところであります。

ご質問の神奈川県平塚市では、厚生労働省や国立がん研究センターなどのデータを参考に、平成28年6月から「がん検診のすすめ」という名称で、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんについて、各設問に答えることでリスクを3つに分けて簡易的に判定ができる独自システムを導入し、スマートフォン等から気軽にアクセスできる仕組みとなっております。

これとは別に、国立がん研究センターが研究結果をもとに、がんなどの罹患リスクを判定できる「がんリスクチェック」というサイトがあり、非商用目的であれば一般的なホームページ等への掲載が可能となっております。

そこで、同センターのサイトを本町のホームページのリンク先に掲載し、がん検診の受診率向上につながる一つの方策にならないかどうか、試行的に実施してみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ぜひともまた試行していただいて、そしてまた受診率向上につなげていただきたいと思います。

続きまして、第3番目の質問に移ります。

マイナンバーカードの交付率向上への取り組みとカードを活用した母子健康情報サービスを提案いたします。

国民一人一人に12桁の番号を割り当てる社会保障と税の共通番号（マイナンバー）制度が導入されてから約1年がたちます。

宮崎県都城市では現在、人口に対するマイナンバーカードの交付率が16.11パーセントで、申請率は19.75パーセントと、本年1月現在で全国市区で1位になっているということが新聞で紹介をされておりましたので、まず最初に少し紹介をさせていただきます。

都城市は、ことし4月からコンビニエンスストアでの住民票の写しを初めとした交付サービスなどを見据え、15年10月の制度開始からカードの申請に不安を抱える高齢者などに対し、積極的に支援を始めました。市役所内にマイナンバー特設会場を設置し、丁寧な説明や相談、証明写真の撮影やオンライン申請のお手伝いなどにより、申請から交付までスムーズにできるようにいたしました。市職員がタブレット端末を使って写真撮影をするため、写真の申請不備を未然に防げるだけでなく、交付に必要な本人確認書類の漏れも解消できるようになります。そのほか、手続のために市役所へ行く時間を確保できない人への支援も充実しており、希望があれば市内の企業や公民館などに市職員が出向き、その場で申請することができるサービスも行っております。交付後は、マイナンバーカードを持参すれば市内の温泉施設でポイントがつき、ポイント数に応じて料金を無料にするなどカード普及を進めた結果、全国1位の結果となったのであります。

今ご紹介いたしました都城方式に学び、①マイナンバーカード交付率向上への取り組みについて質問をいたします。

①の1といたしまして、申請から交付までスムーズにできるように職員が手伝いできる体制の強化を提案いたします。

①の2といたしまして、手続のために役場に行けない人のための支援体制の整備を提案いたし

ます。

①の3、交付後は、マイナンバーカードを持参すれば、都城市内の温泉施設等でポイントがつき、ポイント数に応じて料金を無料にするなどのサービスでカード普及を進めてきたことなどを参考に、当町でもこういったサービスの工夫の提案をいたします。

続いて、大きな質問②に移ります。

マイナンバーカードを活用した母子健康情報サービスと電子母子手帳について紹介し、制度を提案いたします。

②のAといたしまして、発展的にマイナンバーカードを利用した母子健康情報サービスを始めた静岡県焼津市の取り組みを紹介し、提案いたします。

妊婦や子育て中の保護者が、パソコンやスマートフォン（スマホ）を使って子どもの健診記録や予防接種履歴などをいつでも閲覧できるよう情報を配信するほか、子どもの成長段階にあわせて必要な情報を届けるサービスを行っています。

②のB、発展的にマイナンバーカードを利用した電子母子手帳をスタートさせ、マイナポータル先の先駆けとして富山県南砺市の取り組みに学び、スマホの画面から検診日時などの確認、電子母子健康手帳の活用、薬の購入記録に関する個人情報を確認できるものであります。健康手帳は子どもの体重や身長を入力できることに加え、子育て日記を書くことも可能、などに活用できる取り組みであります。

津幡町では、今3月会議の予算案に入っておりますマイナンバーカードの申請可能な証明写真機を役場庁舎内に民間業者が設置することになっております。そこでの証明写真がオンラインで申請手続に移行するので、スムーズに交付手続ができることになると考えられます。

ここで紹介いたしました母子健康情報サービスと電子母子手帳などの発展的な活用策の提案についても、同時に答弁をいただきたいと思います。

以上、大きな項目2点について、矢田町長のほうから答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 マイナンバーカードについてのご質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードは、平成28年1月から交付が開始され、本町におきましては、石川県内では初めての証明書コンビニ交付サービスを同じ1月から開始したところであります。平成29年2月末現在でのカード交付枚数は2,465枚、証明書コンビニ交付サービスは、月平均で20件ほどの利用件数となっております。

まず、交付率向上への取り組みについてであります。これまでの専任の嘱託職員の配置に加え、来年度はさらに申請がしやすい環境整備の一つといたしまして、石川県内初の試みとなるマイナンバーカードを直接申請可能な証明用写真機の庁舎内設置を予定しております。現在、担当課では設置業者と打ち合わせを行っており、実現すれば、カードの申請が簡便化されるとともに、機器の操作が分からない町民の方の求めに応じて職員が操作説明を行うなど、カードの交付率向上に役立つと考えております。

次に、手続のために役場に行けない人のための支援体制の整備をとのことでございますが、カードのさらなる交付率向上を図るため、来年度はマイナンバーカード出張受付サービスの実施を考えております。このサービスは、町民の身近な公民館などへ担当職員が出向き、必要書類の確

認と本人の写真撮影を行い、その後、でき上がったカードを本人が確実に受け取ることができるよう郵送するもので、これから具体的な実施方法を検討してまいりたいと思っているところでございます。

次に、町内の施設利用などにポイントをつけ、カードの普及をとのことでございますが、自治体と商店街などが協力し、自治体ポイントやお店での購入ポイント、そしてクレジットカードなどのポイントを、マイナンバーカードを通して活用するといった方策を、国が主導となり早ければ平成29年度中に実証実験を開始する予定となっております。本町といたしましては、こうした国の取り組みを注視し、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、カードを活用した母子健康情報サービスをとのことでございますが、国は若い世代へのカードの普及を進めるため、マイナポータルを活用し、予防接種履歴の閲覧や母子健康手帳の電子申請などができる子育てワンストップサービスを平成29年7月から稼働するよう準備を進めております。本町では、子育てワンストップサービスを利用できる環境を整えるため、平成29年度において母子保健・予防接種データ管理システムの改修を予定しております。

今後、国におきましては、マイナンバーカードと健康保険証との一体化など、マイナンバー制度の拡充に向けた検討が進められております。本町といたしましても、町民の皆さまにさらにマイナンバー制度の理解を深めていただくよう広報してまいりますとともに、マイナンバーカードの利活用と普及促進について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 それでは引き続き、4番目の質問に移ります。

無電柱化の推進をということで、提案をさせていただきます。

我が国の電柱は、戦後の経済復興の歩みとともにふえ続け、今や3,500万本を超え、現在も毎年約7万本のペースでふえ続けています。

ただ、電柱や電線は災害に弱く、1本が影響を受けると連鎖的に倒壊しやすいのであります。東日本大震災では5万6,000本以上が倒壊し、被災者や緊急車両の通行の妨げとなりました。また、台風や竜巻が襲来するたびに停電を引き起こしており、無電柱化は重要な防災対策の一つといえます。

景観の改善につながる点も大きな魅力であります。例として、歴史的な商家が建ち並ぶ一番街商店街で知られる埼玉県川越市が無電柱化を進めたところ、約350万人だった観光人口が、現在は660万人にまで増加し、地域振興に恩恵をもたらしているそうであります。さらに、今後も増加すると見られる外国人観光客によい印象を与えるためにも都市景観の改善を急ぐべきであり、また無電柱化が進めば、歩道の快適性の確保も期待できます。そういったメリットもあります。

海外ではどうかというと、無電柱化が戦前から進むロンドンやパリでは100パーセントの無電柱化を達成しており、アジア地域でも香港が無電柱化を終えているほか、台北やシンガポールでも達成率は9割を超えています。これに対して、日本の中では最も整備が進む東京23区でも5パーセント弱にとどまり、大きく水をあけられているのが現状であります。

日本の無電柱化が進んでいない最大の要因は、高いコストであります。電柱を立てる場合に比

べて10倍から20倍かかります。国交省は電線を地中に埋める深さの基準を緩和して低コスト化を促しています。

昨年末の臨時国会で無電柱化推進法が成立しました。この法律は、空中に張りめぐらされた電線の地下埋設を進めるために制定されたもので、ポイントを挙げてみますと、

- A、国土交通省に電柱の新設抑制や撤去に向けた目標を盛り込んだ計画の作成を義務づける。
 - B、都道府県や市区町村にも地域計画をつくるよう求める。
 - C、電力会社などには道路の新設、改修などの際に、既存の電柱を撤去し、新設しないことを促す。
 - D、政府は関連の施策を実施するために必要な財政、税制上の措置を講じなければならない。
- 以上の4点であります。

その中で、市区町村にも地域計画をつくるとありますが、津幡町として今後、地域計画を作成する予定はあるのでしょうか。

例えば新規住宅団地等の開発の場合などについては、開発者負担、電力会社負担などで無電柱化を推進するような条例づくりなどの地域計画を作成するのかをお伺いいたします。

矢田町長はどうお考えでしょうか。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 無電柱化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

国土交通省では、景観、安全、防災の観点から無電柱化の推進に関する法律を平成28年12月に制定し、これまで以上に無電柱化に向けた取り組みが進められております。

本町での無電柱化事業は、石川県の施工により加賀爪地内のおやど商店街で、また旧石川県住宅供給公社の施工により井上の荘地内で実施されております。両地区とも良好な景観が形成され、道路も広く利用できております。無電柱化は、防災性や道路のバリアフリー化という観点からも安全、安心なまちづくりに大いに期待されると考えております。

しかしながら、無電柱化の推進には、電柱を使用する場合に比べ、非常に高い整備費用が必要となります。

そのため、本町では、民間事業者による宅地開発の際には、道路敷地内ではなく宅地内に電柱を立てるよう指導し、道路の有効幅員確保に努めているところでございます。

ご質問の無電柱化推進計画につきましては、現在のところ策定する予定はございませんが、無電柱化の推進に関する法律が制定されたことにより、建設コストの縮減のための技術開発がさらに進むことを期待し、また財政上の支援を含めた国・県の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

無電柱化につきましては、費用も期間も相当かかることと思います。着実な取り組みを、また今後進めていただければと思います。

私のほうから大きな項目4点について、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時20分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後2時05分

〔再開〕 午後2時20分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 森川 章議員。

〔1番 森川 章議員 登壇〕

○1番 森川 章議員 議席番号1番、森川 章です。

本日は、3点の質問をさせていただきます。

まず初めに、保育園への入園申し込みと受け入れの現状について問うということで質問させていただきます。

現在、津幡町内保育園、認定こども園の入園申し込み状況で、乳幼児における申し込みの現状と受け入れの現状についてお聞きしたいと思います。

乳幼児は、2か月から受け入れをしているところが私立認定こども園の4園、そして町立保育園の1園であり、また6か月からの受け入れをしているのが5園であります。現実的には、ゼロ歳児の入園希望者がなかなか入園できないという現状を耳にすることがあります。

全国的にも保育士の確保や雇用形態や労働条件など、大変厳しい現状があるのは理解できます。それは、過去に国庫負担金を廃止し、地方交付税まで大幅にカットしてきた三位一体の改革の代償であり、それまで公立保育園に入っていた国庫負担金がばっさりと消え、すべて町の一般財源で保育園の人件費や維持管理を行わなければならないとなっている現状の中、保育園落ちた、待機児童、保育士の待遇など、保育園問題はいろいろ言われています。また、公立保育園の建てかえの国の補助もなくなりました。

自治体で保育園を運営していくには大変厳しい現状ではありますが、しかし女性の社会進出、職場復帰、子育て世代の地域定着を考えるに、保育サービスの充実は欠かせないものであります。しかし、求められている保育サービスは、量ではなく質であることも重要であります。テレビであるコメンテーターが、保育士の確保を考えるに、子育ての経験を生かし保育する人を配置しようという議論をしていることを耳にしましたが、私は無資格の専門性に欠ける人をふやして保育サービスを実施するという考えではなく、有資格者の保育者をしっかりと確保した上で、受け入れ体制の強化に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

今後、保育園の運営の問題は、津幡町にとっても大きな課題であると考えています。公立保育園園舎が古くなっています。保育士の確保、保育サービスの多様性など検討していくべき課題が多いですが、今回急務で改善していただきたいと思いますのは、乳幼児保育の申し込み状況と受け入れ体制であります。

現状と今後、どう改善していく計画であるのか、町の所見をお伺いしたいと思います。

小倉町民福祉部長、どうぞよろしくお願いいたします。

○向 正則議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 森川議員の保育園の入園申し込みと受け入れの現状についてのご質問

にお答えいたします。

初めに、本町における保育園および認定こども園の入園申し込みの現状についてですが、昨年10月に平成29年度の園児募集を行ったところ、ゼロ歳児から5歳児まで1,359人の申し込みがあり、その後の入園辞退者や転出者を除き、本年4月には入園を希望するすべての乳幼児の受け入れができることとなっております。

受け入れ体制についても、毎年4月当初、育児休業明け等による途中入園者数がある程度見込んだ上で、各園に保育士を配置しているところであります。しかしながら、転入者や育児休業復帰の方が見込み以上にふえた際には、保育士を急に確保できない場合もあり、現在健康こども課では年間を通して保育士の募集を行い、定数基準の遵守と質の高い保育に努めているところであります。

また町立保育園では、平成28年度途中からゼロ歳児の入園希望の増加に適切に対応し、より安全に保育を提供するため、看護師等の配置を3園から5園にふやし、受け皿の拡充と受け入れ体制の強化も図ってまいりました。

そのほかにも、子育て中の保育士が働きやすい短時間の雇用形態を組み入れるとともに、臨時、嘱託保育士の賃金についても、平成26年度から28年度にかけて5.4パーセント、金額で月額1万円近くベースアップし、保育士の処遇改善も図っております。

今後も必要な保育の量の確保に努めるとともに、保育の質とサービスの向上を図り、子育てに優しい町を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○向 正則議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 答弁ありがとうございました。

保育の雇用の条件で、1万円のベースアップも考えた上で保育士を常に募集しているということで、なかなか保育士がじゃあって言って来ている現状ではありませんが、ぜひ津幡町で、保育のサービスをしていただける保育士が雇用できる環境を整えばなと思っております。今後もまた、よろしくお願いいたします。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、地域力を高めるための組織を構築していく取り組みについてということで質問させていただきます。

地域力とは、地域資源の蓄積力、地域の自治力、地域への関心力により養われるものであります。地域資源の蓄積力とは、地域における環境条件や地域組織およびその活動の積み重ねのことであり、地域の自治力とは、地域住民自身が地域の抱える問題をすべてみずからのことと捉え、地域の組織的な対応により解決する力のことを指し、地域への関心力とは、常に地域の環境に関心を持ち、可能性があるなら向上していこうという意欲で、地域に関心を持ち、定住していこうとする気持ちがまちづくりにつながるというものであります。単に今の事柄を重要なことと捉えるなら、地域力の重要なことは参加意欲で、また参画する意欲を構築することであると考えています。

このように地域力という言葉が使われるようになったのは、災害により地域防災が強く言われるようになってからであろうと思われます。近年、現代社会の情勢の変化や住民ニーズの多様性により、防災のみならず防犯や福祉、そして教育など、多様な分野で地域力を活用していくことが多くなっています。

津幡町の福祉の分野を考えると、地区社会福祉協議会の構築において、この地域力を活用することがあると思われます。また、教育の分野においても、地域と学校の連携、協働の推進について、文部科学省や県社会教育委員会などにおいても議論がされています。いろいろな分野で、地域におけるマンパワーの確立が重要視されてきております。

この地域力を考えるに、地域の社会教育団体の組織が重要と思われます。個々のつながりででき上がっている地域ではありますが、青年団や女性会、子ども会、壮年団、老人会と組織が構築されていることは、地域力の増進にもよいことであります。

しかし現状は、女性会などの組織が休止するなど、地域力に重要な存在の組織が守られていない現状があります。またその反面、そのような厳しい現状の中でも、壮年組織が構築され始めている地域もあります。

このような社会教育組織の広がりや、津幡町教育委員会においては理解しているのか。また、このマンパワーの広がりをさらに広めていくことこそが重要と考えています。

なぜ社会教育団体の構築の話をするのかといいますと、過去にこのような社会教育団体の存在を守り切れなかった政策があったのではなかろうかと感じているからであります。個々の団体は、自己で自主的に活動する団体なのですが、連絡協議や連携をとれる体制を構築することで、存在を守れていました。生涯学習と強く言われるようになってからは、社会教育というものが時代とかみ合わなくなってきたような風潮があったようにも感じています。

話を地域力に戻しますと、地域を構成するに壮年層の組織は重要であり、その存在や活動次第で、地域力の大きな役割を持つと考えています。福祉の分野では高齢者の親を持つ年代、教育の分野では小中学校に子どもを持つ年代であります。この年代がしっかりと地域の力になっていくことこそが、地域力を高めていくものと考えています。

しかし、団体はあくまでも自己、自主的な活動であります。行政がかかわり、強制的に団体をつくることは困難ではありますが、仕組みづくりを構築して、誘導していくことができると考えています。他自治体には、壮年団協議会なるものがあります。社会教育団体をサポートしていき、活動を推進していくことも行政の重要な責務であると考えています。

このことを踏まえて、津幡町における壮年層の社会教育団体、また他の世代の社会教育団体の活動状況と、今後町教育委員会として地域力を高めるための政策についてお伺いいたします。

吉田教育長、どうぞよろしくお願いいたします。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 地域力を高めるための組織を構築していく取り組みについてのご質問にお答えいたします。

森川議員のご指摘のとおり、現在の社会情勢の変化や住民ニーズの多様化により、地域力は防災、防犯、福祉、教育など、さまざまな分野で重要な役割を果たすものと認識しております。

まず、本町社会教育団体の活動状況についてのご質問にお答えいたします。

子どもの世代では、各区の子ども会活動を初めとして、各小学校区子ども会で町子ども会育成委員連絡協議会主催の相撲大会や卓球大会、地域の美化運動に参加するなど、活発な活動をしています。青年、壮年層では、各区や各地区において青年団や壮年会が組織され、祭礼の奉納や美化運動への参加、公民館など地域が主催する社会体育大会の運営、参画などの活動をしています。

しかしながら、地区青年団においては団員の確保と役員のなり手不足が、また各地区青年団で構成される町青年団協議会でも年々参加する地区が減少しているという課題を抱えています。女性会は、現在津幡地区のみで組織されており、県女性県政会議への参加、講座や教室の開催、津幡地区敬老会の企画、運営などに参加するなどの活動をしています。高齢者層では、各地区に老人クラブが組織され、健康づくりや生きがいづくり、地域の奉仕活動への参加などの活動に取り組んでいます。このように、本町ではどの世代においても、課題はあるものの活発に活動が行われており、今後も確実に後継者を育成しながら、活動されることを期待しています。

次に、教育委員会としての地域力を高めるための政策としましては、次の3点が柱となっています。1つ目が家庭教育の充実、2つ目が地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実、3つ目が社会教育団体の育成と活動の推進です。

1つ目の家庭教育の充実に向けては、学校、PTAと連携しながら、教育センターだよりの発行や講演会等で啓発活動を推進します。

2つ目の地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実については、地区公民館の各種事業の狙いを明確にして工夫改善に努め、幅広い世代が地域とつながるようにしていきたいと思います。

3つ目の社会教育団体の育成と活動の推進については、団体に対する相談や活動のコーディネート、専門的、技術的な指導、助言を行いながら育成に努めるとともに、団体の活動拠点としての公民館の利用に関する支援を行っていきます。

地域力を高めるためには、社会教育団体を育成し、団体本来の主体的な活動を促し、地域住民の自主性を尊重し、活動の奨励、支援を行い、地域住民が自主的、自発的に行う社会教育活動を推進することが重要であると考えます。そのためには、長期的な視点に立って、地域を担うリーダーの育成を図ることも重要だと考え、その支援も行っていきたいと思います。

今後も、着実に地域力の向上、社会教育団体の活動の推進のために取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

○向 正則議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 ありがとうございます。

ご丁寧な答弁をいただきまして、ぜひその地域をつくっていくのは自分たちみずからがつくっていくものだということ認識した上で、先ほど言われました教育だけではなく、防災、防犯、そして福祉の分野でも、地域力がもっと高まっていければなと思っております。

また、行政内におかれましては、ぜひ横の連携も密にさせていただいて、また地域力の強化に努めていただければなと思っております。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

津幡町の婚活支援について問うということで質問させていただきます。

まず初めに、町ホームページからリンクの張られている「きまっし！やさしさの街つばた」のページですが、内容も充実してきて、検索したユーザーが欲しい情報を十分に取得できるようになっていると感じております。津幡町への定住促進に関するメリットが分かりやすくなってもいいです。

近年の情報社会の中で、情報をいち早くユーザーに届けること、また分かりやすく伝えることは、大変重要だと考えております。

そこで、この情報をさらによくするためには、津幡町の婚活支援のページなのですが、概要は書かれているものの、今一步踏み出せないように感じてしまいます。

以前は、このような婚活支援は、地域のお世話をやいてくれる方々やビジネスを通して支援をしていたかと思いますが、近年人のつながりの希薄化が進み、婚活事業などが多く行われるようになってきました。各個人の生活状況がさまざまになる中で、結婚だけが選択肢になっていないのも、この現状が生まれるのかもしれませんが。

しかし、社会を構成する上で、結婚して家庭を持つことは、地域社会を構成することにおいても大変重要であります。私の同年代、同世代でも独身がおります。結婚し、家庭を持つことを考えていないのかということを知ると、「考えているが、なかなか。」という声を耳にします。

そこで考えると、まずは婚活、この情報なのだろうと考えます。婚活の情報が多くの方々に伝わり、また声をかけていただくことで、さらに広がるものだと考えています。

まず、この「きまっし！やさしさの街つばた」のホームページですが、どのくらいのアクセス数があるのでしょうか。

また、このページのアクセスを伸ばすために、リンクを張るなどの取り組みはしているのでしょうか。

そして、婚活支援や要望や婚活パーティーなどの開催、参加人数等はどのくらいなのでしょう。

また、婚活支援の情報の充実化を図っていくべきだと考えますが、町の所見をお伺いしたいと思います。

石庫総務部長、よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 津幡町の婚活支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成28年1月末に開設した移住定住のPRサイトである「きまっし！やさしさの街つばた」のアクセス数につきましては、昨日の時点で累計5,351件でございます。このポータルサイトは、津幡町への移住定住の促進を目的に開設したもので、総務省が開設している全国移住ナビにリンクを張っております。森川議員がご質問の、婚活事業に重点を置いたサイトではございませんが、結婚され、新しい生活を始めようとしたときにこのサイトが目にとまり、本町に住んでいただくようになれば幸いです。

さて、本町の婚活支援事業でございますが、平成26年度より2つの内容をもって取り組んでおります。

1つは、結婚を希望する独身男女に対する相談やお見合い相手の紹介、新たな出会いの場を創出するイベントの企画や実施に係る事業でございます。この事業は、津幡町が委嘱した結婚推進員によるもので、これまで結婚相談事業への登録者は22名であり、婚活イベントは計5回の開催で、参加者の合計は延べ238名、成立したカップルは31組となっております。その中、結婚にまで至ったケースは2件でございます。

もう1つは、いわゆる婚活イベントを実施する団体に対する補助金交付事業でございます。町内の企業や各種団体等の方々が、出会いの場を設けるためにイベントを企画、実施していただくことを期待して創設した補助制度でございます。こちらについては、当初期待したほどの利用申

請がなかったことから、本年1月に要綱を一部改正し、イベント参加者との連絡に要する電話代やガソリン代を事務連絡に要する経費として補助項目に加え、使い勝手がよくなるようにしたところでございます。

本町の結婚推進事業を盛り上げるため、担当の企画財政課では結婚推進員と定期的な情報交換の場を持っております。

また、広報つばたには、「あなたのしあわせお手伝い。結婚相談受付中」の募集広告をたびたび掲載し、結婚を希望する男女を募っております。

さらに、結婚を支援する取り組みについては、昨年度から石川県および公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団により拡充されており、県内の婚活イベント情報や各市町の婚活事業情報が閲覧できるポータルサイトも開設されました。

今後はこれらの組織とも連携をとりながら、より一層の情報発信を図ってまいりたいと考えております。

なお、津幡町結婚相談員が主催するイベントについては、参加者を集めることに苦勞する場合があるということでございますので、森川議員の身近にいらっしゃる独身の方へイベント参加を呼びかけていただければありがたいと思います。

以上で、答弁を終わります。

○向 正則議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 ありがとうございます。

ぜひ、うちの周りにいるメンバーにも声をかけていきたいなと思います。

このことはやっぱり、お世話をやく人がたくさんになればなるほど盛り上がることなのかなと思っておりますし、また情報もどんどん発信して、皆さん意識を持って見ていただければなと思っております。

これで1番、森川 章の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○向 正則議長 次に、15番 洲崎正昭議員。

〔15番 洲崎正昭議員 登壇〕

○15番 洲崎正昭議員 15番、洲崎正昭です。

本日予定された一般質問者9人中の最後、9番目ということでもあります。傍聴席の皆さん方、そしてまた議員諸君、そして執行部の皆さん方には、長時間の一般質問大変お疲れだと思いますけれども、もうしばらくおつき合いを賜ればというふうに思っております。

先日実は、私も能登地区である会合がありまして、そこへ出ておりまして一般質問をするんだっていう話をしたら、こんな年寄りが今さらという、年寄りというのは期を重ねたっていう意味だと思いますけれども、年寄りが今さらせんでも若い者に任しておけばいいがいねという話がありました。まあ確かにそのとおりだと思わんではないんです。私も1期、2期の間は毎回のようにして登壇しておりました。ただ、そのおかげと言ったらおかしいですけど、それを端緒として、学童保育も充実していただきましたし、また特養ホームのあがたの里も建設していただきました。そして、中条小学校の分離をして、条南小学校の建設、そしてまた中条公園の併設、そして清水丘陵公園で予定されていた文化ホールと図書館を北中条で整備していただきました。お願いもしなきゃいかんし、思っていることを提案もしなきゃいかんのかなっていうふう

には思っております。ただ振り返ってみますと、3期目で副議長をしてから随分登壇する機会が減ったようにも思っています。年寄りになったから質問することがなくなったわけじゃなくて、やっぱりどちらかというやすきに流れたような感じもします。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、今回一般質問させていただくことにいたしました。今さら年寄りが、というご批判があることも十分分かってはいますが、実は3点について質問させていただきたいと思います。

私も冒頭で申し上げましたとおり久しぶりの一般質問でありますけれども、前回質問に立ったのは、25年の9月の会議でした。このときのメインの質問は、津幡駅の東口の新設ということでありました。答弁では前向きの答弁をいただきました。そして平成27年度には調査費として、新倶利伽羅駅も含めてでありますけれども151万2,000円をつけていただきまして、また昨年28年度には当初では250万を計上していただきましたけれども、年度途中に地方創生加速化交付金を利用した地方創生推進事業として1,100万円の予算を計上して、事業の進捗を図っていただいております。そして、今議会に提案された29年度の予算案では、昨年等との当初と同額でありますけれども250万円が計上されております。

しかし、質問から4年が経過しようとしているわけであります。

そこで今回の一般質問としては、第1番目の質問として、この津幡駅の東口に関する質問をさせていただきます。

津幡駅の東口は、この地域に関係する南中条、北中条、浅田、浅谷の方々は言うまでもなく、石川工業高等専門学校生徒さん方も待望の施設であります。

私自身さまざまところでよく聞かれるのは、以前一般質問で提案していた東口の件はどうなったということがあります。そういうときの答えとしては、町では予算をつけていただいて調査をしていただいています。しかし詳細は分かりませんと、大変歯がゆい思いをしながら答えております。相手もいることですから、簡単にいかないことは十分に分かっております。

I Rは現在、関与している沿線自治体は金沢市と津幡町であります。今後新幹線の金沢以南への延伸によってI Rの構成自治体が増加します。それによってさまざまな課題が出てくることも懸念されます。現状に課題がないとは言いませんが、現体制の間に進めることができるならば、そのほうがいいのではと思っております。

先般の内示会で、担当課長から説明がありました。また、昨日の町長さんの提案理由の説明の中でも、この津幡駅の東口の整備を進めて交流人口をふやすというお話もございました。しかし、いま一つこの現在の状況が見えていないのも現実です。

現在の手続の状況、今後の見通しについて答えることができる範囲で、I Rの役員でもあります町長さんにお聞かせ願いたいというふうに思っております。

次に、この東口に関連してのまちづくりについてお聞きいたします。

私どもの津幡町は、以前は県下で最も活気のある元気な町との評価を受けておりました。しかし、私は現在の津幡町の活気は停滞しているんじゃないかというふうに思っております。それ以上に、周辺市町を見渡しますと、金沢市は別として、小矢部市にはアウトレットがあり、かほく市にはイオンかほくがあります。そしてまた内灘町では、川口町長の2期目がスタートし、町の活性化を目指してさまざまな施策を進めようとしております。このような状況下で、当町は沈下してしまうのではないかという危惧さえ抱いております。

そこで、この津幡駅を核としてのまちづくりを今から進めるべきだと思っております。

現在当町では、定住人口増を目指して、定住促進事業としてさまざまな補助制度を実施しております。それなりの効果はあるようではありますが、顕著な人口増加につながっていないような感じもいたします。そうであるならば、先ほど申し上げた町長さんの説明にもあったように、交流人口をふやす施策も同時に模索する必要があるのではと思います。

過去に当町でも大型商業施設建設の動きがありました。実現しなかったのは、今思えば町の消極的な姿勢に原因の一端があったように感じております。かほく市や小矢部市では、市を挙げて誘致に邁進されました。その結果、あそこにショッピングができたように聞いております。

今津幡町に求められるのは、これは適切な方法がどうか分かりませんが、用途指定等を積極的に見直したり、町の目指すビジョンを発信したりして、さまざまな職種の事業者等に魅力ある町として注視してもらえるような施策づくりが必要だと思っております。

この点についても、町長さんのお考えをお尋ねいたします。

またもう1点、さまざまな施策を模索すると同時に、石川高専と連携することができるような企業の誘致や当町にはない都市型ホテルの誘致も目指すべきだと思いますが、この3点についてお答えをいただければというふうに思います。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 洲崎議員からは手厳しいことにつきましてとも言われまして、何となくお答えしにくいような気もしないではございませんが、近辺の市町に比べますと、というようなお話もございましたが、どこの市長、町長にも負けないように、これからも前面に立って、町長みずから営業活動を続けながらやってまいりたい、町の活性化につなげるようにしてまいりたいというふうに思っております。

まず冒頭にそういう話はさせていただきましたけども、津幡駅の東口設置に向けましては、現在の進行状況でございますが、昨年度は基礎的な段階として設置までの調査業務、事業計画のスケジュールや補助事業につきまして調査を行いました。その結果、津幡駅東側に新たな改札口を設置するには、まちづくり計画とあわせて事業を進めることが重要であるため、今年度は国の地方創生加速化交付金が採択されたこともあり、津幡駅周辺まちづくり基本構想を策定することといたしました。

この基本構想は、津幡駅東口の設置と津幡駅、倶利伽羅駅間での新駅設置構想も含めた本町の東部地区における土地利用の方針などにつきまして、地域住民や有識者の方々と構成される津幡町東部地区まちづくり協議会によるご意見も十分に反映させ、策定するものでございます。

来年度は、この構想をもとに津幡駅東口の必要性について、鉄道事業者や国・県等との協議を行うため、その協議資料となる基本計画を策定し、引き続き事業化を目指します。

次に、津幡駅を核としたまちづくりについてでございますが、今ほど申し上げました津幡駅周辺まちづくり基本構想において、この東部地区での企業、住居、宿泊施設、商業施設などコンパクトな魅力ある街の形成を考えております。

洲崎議員の言われるとおり、石川高専と連携する企業や都市型ホテルなど多種多様な企業立地を絡めたまちづくりは、本町の定住人口や交流人口の拡大と活性化に大きな期待をもたらすものと思われまますので、この構想にも盛り込んだ上で、積極的に誘致活動に取り組みたいと考えてお

ります。

津幡駅東口の設置、そして竹橋周辺での新駅の設置、これらは本町が発展していく上で、大きな鍵となるのではないかと考えております。

本町といたしましても、第5次津幡町総合計画や都市計画マスタープランを基本として、東部地区はもちろん、町全体のまちづくりに対して、商工業振興促進助成制度の拡充や新たな振興策に対する推進、助成などあらゆる可能性を考え、必要に応じて用途指定を見直すなど、積極的に魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○向 正則議長 15番 洲崎正昭議員。

○15番 洲崎正昭議員 ありがとうございます。

町長さんが動いてないということを、私は申し上げたわけではない。かほく市、小矢部市の各市長さん方も一生懸命やっておりますけれども、確かに町長さんは営業マンとして、トップセールスマンとしてさまざまところへ行っていただいている。それは重々私も分かっております。これ余談ですけども、先般、来年度の予算にありました町長さんの交際費、これはトップセールスマンとしては少ないんじゃないかという感じさえ持っている一人でもあります。

ぜひ、できるだけ早く進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは第2問目に入ります。

次に、町の体育施設は適正な配置になっているのかということについて質問をいたします。

私は常々、津幡町内の体育施設は適切な配置になっていないのではと考えております。と申しますのは、津幡中学校区には学校体育館のほかに総合体育館があり、また運動公園体育館もあります。反面、南中学校区には確かに津幡中学校体育館より2階建ての関係から大きい体育館となっておりますけれども、この体育館しかありません。ただ、この規模についての違いについては、津幡中学校の建設を計画したとき、隣接の総合体育館を考慮してあの規模になったということも聞いております。

それにしても、津幡中学校と南中学校の生徒数、校下人口を対比してみますと、津幡中学校は生徒数634名であり、校下人口2万820名、この数字はことしの1月1日現在の数字を参考としておりますけれども、南中学校は生徒数594名で、校下人口は1万6,967名であります。

体育施設面積としては、津幡中学校区には3体育館で延べ1万1,114平方メートル、南中学校区には1体育館で2,994平方メートルでありますので、それぞれの中学校の校下住民1人当たり施設面積は、津幡中学校下0.534平方メートル、南中学校下0.176平方メートルとなり、約3倍の格差があります。

以前、全協でこの問題を取り上げたこともありますが、そのときの町の答えとしては、総合体育館、運動公園体育館は、津幡中学校に限定しているものではなく、南中学校の部活でも、町民どなたでも利用していただけるようになっていたとの答えがありましたが、現実には地理的にも空き時間等でも使えない状況は明白であります。

昨日の町長さんの予算の説明の中にもありましたが、教育環境の充実、競技スポーツ、生涯スポーツの振興を進めるというふうにおっしゃっておいでだと思いますけれども、当町で最も

発展途上にある井上地区、北中条区画整理地区を抱える南中学校下としては、スポーツ施設が著しく不足していると考えております。

この点について、昨年3月まで南中学校の校長先生をしていらっしゃいました教育長さんの正直な感想をお聞かせいただければというふうに思っております。

また、この格差を是正するためにも、欲を言えば南中学校の隣接地に南部体育館を建設していただければなというふうに思っています。

この点についてもお考えをお聞かせ願いたいと思います。

昨年当町は、川井選手のオリンピックでの金メダル、全中ボート選手権大会での優勝、そして全中相撲大会での準優勝と、スポーツで県下では最も元気のある町との評価を受けております。このように高い評価の反面、体育施設の不均衡という課題を抱えていると私は考えております。このような施設の配置を子どもたちや町民が使いやすいように整備することも行政の役割であります。

昨年、馳浩前文部科学大臣が、津幡町にこそレスリングの練習施設をつくるべきだとの発言があったと聞いておりますが、そうであるならば相応の補助等が期待できるのではないかなと、これはちょっと甘い考え方ですけれども、思います。

そのような施設を含めた体育館を熱望するものであります。

役場庁舎の改築、温水プールの整備、体験型観光交流公園の整備など、財政的には大変厳しいものがありますが、早急にこの不均衡を是正していただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いします。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 前津幡南中学校長、現教育長として答弁をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

町の体育施設は適正な配置になっているかのご質問にお答えいたします。

昨年の川井梨紗子選手のオリンピックでの金メダル獲得を初めとして、小中学生や高校生、大学生、スポーツ団体が全国大会等で好成績を上げるなど、本町のスポーツ分野での活躍には目を見張るものがあり、元気な町をアピールできたことを大変うれしく思っております。

本町の体育施設としては、津幡町総合体育館、津幡運動公園体育館、中学校の体育館2施設、小学校の体育館9施設、河合谷地区の体育館1施設、笠谷地区の屋内ゲートボール場1施設があります。

まず総合体育館は、津幡中学校分離以前の昭和56年に建設されたものです。当時、大規模校であった津幡中学校の生徒が使用できるよう、中学校の体育館を補完することも建設目的の一つとされ、津幡中学校分離後の現在も、町民の使用時間との調整を図りながら使用しております。平成11年に津幡南中学校を設立する際には、2階にアリーナ、1階に武道場と卓球場を備えた中学校の体育館を建設いたしました。

なお、津幡運動公園の体育施設につきましては、主に一般の方々を対象とし、町内どの地域からも車を移動手段として来館していただき、利用されておりますので、中学校区の体育館との比較とせず、町全体の施設として考えたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、生涯スポーツの推進においては、各地域の拠点である小中学校の体育館やグラウンドを

夜間や休日など学校が使用していない時間帯に開放し、一般の方々が利用することもできるようにしており、地区のスポーツ団体や地域のレクリエーションの場として活用されております。また、地区公民館や文化会館においても、健康体操教室やダンスサークルなどの団体が活動しているように、町内の既存施設を利用した軽スポーツの取り組みが展開されております。このように既存の施設を有効に活用して、町民の皆さまがスポーツを楽しんでおられます。

私は平成25年4月から3年間、津幡南中学校の校長として生徒たちが学習や運動に励む姿を見てまいりました。体育の授業においては、体育館はもとよりグラウンド、プール等大変恵まれた学習環境にあります。部活動においては、運動部の数が多いため、既存の体育施設をそれぞれの部が互いに協力し、調整を図りながら使用しておりました。体育館を使用できないときは、別の場所でランニングやトレーニングを行うなど、練習内容を工夫することで競技力の向上を図っていました。特に冬場や雨天時は、練習場所の確保に苦労しましたが、与えられた環境の中でいかに効率よく工夫した活動を行うか考えることが、指導者のレベルアップにもつながっていたものと思います。

洲崎議員のご指摘どおり、中学校区という単位で考えた場合、津幡南中学校区には体育施設が少ないという状況にありますが、学校教育活動においては、両中学校とも県内ではかなり恵まれた環境にありますことをご理解願いたいと思います。

本町では、今後、既存体育施設の整備のほか温水プールの建設も計画されていることから、新たな体育施設の建設につきましては、町当局と相談しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○向 正則議長 15番 洲崎正昭議員。

○15番 洲崎正昭議員 南中学校と津幡中学校の格差についてお答えいただけないのかなと思って、再質問しなきゃいかんかなと思って準備しておりましたけど、お答えいただきました。

確かに教育長さんがおっしゃったように、南中学校、津幡中学校の体育施設の格差は存在すると思うんです。やはり同じ中学校で勉強する子どもたちのためにも、教育環境、教育施設を平等にしなきゃいかんのじゃないかなという感じはしております。ぜひその点も今後の検討課題として、執行部、町当局、町長さん方としっかり議論していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。この問題は、なかなか簡単に結論が出る問題じゃないでしょうからこのあたりにしておきます。それと、重ねて申し上げますけれども、格差は是正していただければというふうに重ねて申し上げておきたいと思います。

それでは3問目になりますけれども、これも教育長さんにお答えをいただくわけですが、本日最後の質問であります文化財の保護についてであります。

これはちょっと問題としては捉え方が大きいのですが、内容的には文化財と言えるのかどうかちょっと疑問な点もございます。いわゆる文化財といっても、津幡町史にも掲載されております浅田地区にある中橋久左衛門の記念碑についてであります。

私がかねてから、津幡町は文化財保護については積極性に欠けているのではという思いがあります。と申しますのも、平成7年6月会議で丸山水遺跡の保護、これは太田地内にあるんですけれども、を提案した折、当時の矢田剛町長さんの答弁で、専門家の意見も取り入れながら、周辺の保存整備等を検討してまいりたいと答えていただいております。にもかかわらず、全く対策を講じず、今まさに朽ち果てようとしている現状があるからです。

唐突に丸山水遺跡といっても何のことやら分からない方がほとんどでしょう。議員さんの中にも、それは何やと言う方がほとんどだと思いますけれども、少し説明させていただきますけれども、この施設は太田地内のなにわや仏壇店さんの奥の山から旧検問所の山まで一山、山をくり抜いた農業用水の水路なんです。いわゆる農業用水のトンネルであります。これは江戸時代に掘られたもので、明治、大正、昭和と太田の生産組合が管理してきた農業トンネルですけれども、近年の宅地化により、農業水路としての用途がなくなった施設でもあります。このトンネルは、私どもが子どものころに中に入って遊んだトンネルでありましたが、このままでは朽ち果ててしまうなと思っていましたところ、平成7年6月6日の北國新聞でありましたけれども、このトンネルは昭和40年代に郷土史家で松任在住の中井安治さんという方が調査をされまして、寛文12年、1672年ごろの築造と推定され、当時の水利、測量技術を駆使した県内でも珍しい施設であるというふうに評価をされました。そして、その折に丸山水遺跡と命名されたものであるというふうに掲載されておりました。

そこで、町の保護、保存を訴えたところ、前述の矢田剛町長の答弁になったものであります。

しかし、その後全く対策も何もなく、現在に至っておりますが、そのトンネル自体、山崩れによりまして、もう水が流れなくなっております。トンネルは水が流れなくなったら自然に風化していくものなんです。もう今では危険で中へ入れない状態であるなと思っております。まさに今朽ち果てようとしているところであります。私はこの水遺跡を今何とかせよと言うわけでありません。これは、こういうこともありますという事例として申し上げただけであって、今さら対策しようとしても無理だということも分かっております。

私の言いたいのは、先人の残した貴重な財産が行政の怠慢によって失われるようなことがあってはならないということであります。それがまさに冒頭申し上げました中橋久左衛門についても言えるのではないかと考えております。

中橋久左衛門とは中橋村に生まれ、浅田村に住んだ算術に詳しく、量田に巧みな人で、河原市用水を築いた人であります。この人の功績を後世に伝えるため、浅田区の有志が井上、加賀爪等も含め、寄附金を募り、大正14年6月に記念碑を建立したものであります。

浅田区として毎年法要を営み、管理しているものでありますが、近年この碑の土台にひびが入ったり、参道の石段がかたがたりしていました。この部分については、浅田区で何とか応急処置をされたようであります。しかし今後、大規模の修繕が必要となった場合は、一浅田区では対応できなくなるのではという心配される声も聞いております。

このような碑は町内でどのぐらいあるのか、私は分かりません。また、この碑自体、文化財としての価値があるかどうかは私自身は分かりませんが、しかし郷土の偉人であります中橋久左衛門の功績を後世に語り継ぐ上からも、この碑を町としても保存する。そして残すべきではないかというふうに思っております。

中条小学校では、この碑のところへ子どもたちを連れていって、そして授業の一環として子どもたちにも教えているということも聞いております。今やっているかどうかは分かりません。過去にそういうことをやったということも聞いております。

この点について、町としてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 浅田地区の中橋久左衛門の碑の保護を町も検討すべきではとのご質問にお答えいたします。

中橋久左衛門は、ご指摘のとおり、測量方法が十分確立されていなかった江戸時代において、卓越した技術で河原市用水を初め、津幡町内外で多くの水利工事を成功させた本町の偉人であります。その偉業をたたえ、大正14年に浅田地内に顕彰碑が建てられ、地元の方々に守られてきております。

現在、教育委員会ではこうした先人の偉業をたたえた顕彰碑29基を初め、300を超える石碑を町内で確認しております。それぞれが過去の偉業や事業の記念碑、由来碑や文学碑など未来へ継承するため、朽ちにくい石という素材に思いを刻み込んだものであり、一つ一つが意義深いものであります。

この多くの石碑の中で、江戸時代につくられた為広塚と猪塚の2つが、町指定の文化財となっております。教育委員会では、町指定文化財に限り、その適正な保存のため管理者や保持団体などが実施する修理、復旧、管理、または保存などの事業に要する経費に対し、津幡町指定文化財保護事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、適切な指定文化財の保存継承を行っております。町文化財の指定につきましては、文化財保護審議会で議論され、価値を有すると判断し、答申されたものについて、教育委員会が指定するという流れとなっております。特に価値判断の難しいものにつきましては、外部識者を招くなどして十分審議を尽くした上で指定をしております。

中橋久左衛門につきましては、我が町の近世史を語る上でなくてはならない人物であり、その業績は未来にわたり語り継がれていくべきものと認識しております。町では、観光ホームページでの掲載や「津幡町のみてあるき」、「つばたの石碑」などの冊子の中で紹介しておりますが、関係部署とも連携しながら、さらなる周知、継承に努めていきたいと思っております。

また、顕彰碑の保護につきましては、補助対象となる町指定文化財となり得るのか調査、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○向 正則議長 15番 洲崎正昭議員。

○15番 洲崎正昭議員 教育長さんもなかなか答えにくいところだろうというふうには、十分に分かっています。

これ今は浅田区で管理しています。今回の修繕費は勤労奉仕、ボランティアで皆さん作業をされたんですけれども、材料を購入したり、そういうものはわずかなお金で済んだっていうことも聞いています。これは浅田区の万雑の中で見られたということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、何分古い碑ですから、大正時代の碑ですから、土台にひびが入ってそこから水が回っていると。この前私碑を見てまいりました。そして名板の後ろが欠けまして、その名板が読みにくくなっていることも事実なんです。

ですから、そういうものを少しでも、全部町が見てというわけではなく、少しでももし地元に対してお手伝いをしてあげていただければ、あと10年もつのか、20年もつのかわかりませんが、それが少しでももつような格好になるんじゃないかなというふうに思っています。ぜひまたひとつお考えをいただければというふうに思います。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、15番 洲崎正昭議員の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終結いたします。

＜散 会＞

○向 正則議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時20分

平成29年 3 月14日 (火)

○出席議員 (16名)

議 長	向 正 則	副議長	角 井 外喜雄
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	宮 崎 寿
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	山 嶋 克 幸
社会福祉課長	葉 名 貴 江	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	河 上 孝 光	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	本 多 延 吉	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
消 防 次 長	浅 木 喜久男	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	舛 井 重 夫
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
管財用地係長	河 島 敬	企画財政課主査	高 倉 喜 美

○議事日程（第3号）

平成29年3月14日（火）午後1時30分開議

日程第1 議案第1号 平成29年度津幡町一般会計予算から

議案第35号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで
請願第1号

陳情第1号

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 議会議案第1号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議会議案第2号 北朝鮮による核・ミサイル問題および日本人拉致問題の早期解決
を求める意見書

議会議案第3号 指定給水装置工事事業者制度の更新制を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○向 正則議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○向 正則議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

＜議案等上程＞

○向 正則議長 日程第 1 議案第 1 号から議案第35号まで、請願第 1 号および陳情第 1 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○向 正則議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

荒井 克総務常任委員長。

〔荒井 克総務常任委員長 登壇〕

○荒井 克総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、会計管理者、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議案第 1 号 平成29年度津幡町一般会計予算

第 1 表 歳入歳出予算中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費から

第 6 項 監査委員費まで

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第12款 公債費 第 1 項 公債費

第13款 予備費 第 1 項 予備費

第 2 表 債務負担行為

第 3 表 地方債

以上、一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第 7 号 平成29年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算、
議案第 8 号 平成29年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、
以上、2 件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可
といたしました。

次に、議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費

第 5 項 統計調査費

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第12款 公債費 第 1 項 公債費

第 2 表 繰越明許費

第 3 表 債務負担行為補正

第 4 表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）、

議案第19号 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）、

以上、2 件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可
といたしました。

次に、議案第21号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当
と認め、可といたしました。

次に、議案第22号 津幡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、

議案第23号 津幡町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例について、

議案第24号 津幡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、

議案第25号 津幡町種谷地区防災センター条例について、

以上、1 件の条例の制定および 3 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一
致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第32号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、

議案第33号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、

議案第34号 筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、

議案第35号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、

以上、4 件の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をも

って原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 八十嶋孝司文教福祉常任委員長。

〔八十嶋孝司文教福祉常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第1号 平成29年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
第3款 民生費	第1項 社会福祉費から
	第3項 災害救助費まで
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費
第10款 教育費	第1項 教育総務費から
	第6項 保健体育費まで

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第2号 平成29年度津幡町国民健康保険特別会計予算、

議案第3号 平成29年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第4号 平成29年度津幡町介護保険特別会計予算、

以上、3件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第9号 平成29年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
第3款 民生費	第1項 社会福祉費
	第2項 児童福祉費
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費
第10款 教育費	第1項 教育総務費から
	第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、
議案第14号 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、
議案第15号 平成28年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）、
以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可
といたしました。

次に、議案第20号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2
号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第26号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例について、

議案第27号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について、

議案第28号 津幡町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第29号 津幡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、

議案第30号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び津幡町職員の特殊勤務手当に関す
る条例の一部を改正する条例について、

以上、5件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と
認め、可といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するもの
であります。

報告を終わります。

○向 正則議長 森山時夫産業建設常任委員長。

〔森山時夫産業建設常任委員長 登壇〕

○森山時夫産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設
部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告
いたします。

議案第1号 平成29年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第5号 平成29年度津幡町簡易水道事業特別会計予算、
議案第6号 平成29年度津幡町バス事業特別会計予算、
以上、2件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第10号 平成29年度津幡町水道事業会計予算、
議案第11号 平成29年度津幡町下水道事業会計予算、
以上、2件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第2項 道路橋梁費から
	第5項 住宅費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第17号 平成28年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第31号 津幡町農業委員会の委員等の定数条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○向 正則議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○向 正則議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

私は、議案第1号、議案第12号、議案第21号については反対の意見を、陳情第1号については賛成の意見を述べます。

まず、議案第1号 平成29年度津幡町一般会計予算についてですが、本年度は中条小学校区、津幡小学校区の放課後児童クラブの新築整備、多子世帯の第2子以降の学童クラブ利用料原則無料化、児童の養育が困難になったときのショートステイ事業、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援、中学校入学前に新入学学用品費等購入費の一部前倒し支給など、大変よい政策が含まれています。

しかし、私は3点にわたって納得できない政策がありますので、反対いたします。

1点目は、2款1項14目、自衛官募集事務に係る事務費5.3万円です。

金額はわずかですが、自衛官募集に当町はかかわるべきではないという理由から反対します。

安倍政権は、3月10日に陸上自衛隊の南スーダンPKO派遣部隊を5月末に撤収させることを決めました。PKO5原則が満たされていない状態で、自衛隊の派遣を続けることには国民の強い反対運動がありましたので、安倍政権のこの決定は国民の運動の一定の成果だと思います。しかし、この決定には幾つかの問題点があります。

1つは、撤収を決めながらなぜすぐ行わないのかということです。南スーダンの情勢は大変厳しく、国連と南スーダン政府や関係当事者が内戦状態、大虐殺が起こる危険と繰り返し指摘している状況です。今までは奇跡的にも自衛隊員が殺されたり、殺したりという事態には至っていませんが、あと数か月の間にどんな事態が起こるか分かりません。元内閣官房副長官の柳沢協二さんも、「残務処理に2か月以上かけるのは部隊の安全にとってリスクだ。昨年7月の衝突発生当時の現地部隊の日報から判断すれば、薄氷を踏む思いで活動していたはずだ」と語っています。5月末の撤収といわず、3月末に帰ってくるべきです。家族もそれをどんなにか待っていると思います。昨年7月の衝突でも南スーダン政府軍によって国連軍が攻撃されており、政府軍との交戦に至れば、政府の定義によっても国際的武力紛争に当たり、

〔「予算となんの関係がある」と呼ぶ者あり〕

もし自衛隊が反撃すれば、憲法違反の武力行使になります。

〔「演説している場合ではない」と呼ぶ者あり〕

問題点の2つ目は、撤収に関し稲田防衛大臣がジュバ近郊は安全を確保し、有意義な活動ができる状況だった。治安の悪化を理由に活動終了するものではないと強調していることです。国会で追及され、やっと出された日報には、

〔「議長、発言の停止を求めます」と呼ぶ者あり〕

7日の銃撃戦を発端とする政府軍と反主流派との衝突は、ジュバ市内全域の戦闘へと拡大。10日、11日も戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘が国連ハウス、国連トンピン周辺で確認されるなど、緊張は継続と書かれています。日報にははっきり戦闘と書かれていたにもかかわらず、稲田防衛

大臣は戦闘という言葉を決して使いません。その理由を憲法9条上の問題になる言葉を使うべきではないから、一般的な意味で武力衝突と言っていると説明しています。意図的な言葉の置きかえだと思われます。はっきり治安状態の悪化を認めるべきです。正しい判断をしなければ、いたずらに自衛隊員の命を危うくします。

〔「簡潔をお願いします」と呼ぶ者あり〕

問題点の3つ目は、安倍政権が自衛隊の撤収を9月には検討しておきながら、11月には駆けつけ警護を付与しているということです。新任務付与の必要性よりも安保関連法を適用するという実績づくりを優先し、自衛隊の派遣期間を半年引き延ばししたとの意見も成り立つのではないのでしょうか。そうであれば、自衛隊の命をもてあそんでいると非難されても仕方ありません。最近の南スーダンからの自衛隊の撤退を求める集会で、自衛隊員を稲田防衛大臣から守れというプラカードがありましたが、状況をととてもよくあらわしていると思いました。憲法は、自衛隊員の命を海外での戦闘で奪うことはないと言っていますが、安倍政権のもとではその約束が守られるかどうか分かりません。

このような状況下で、当町が自衛隊員の募集に手を貸すことはやめるべきです。

一般会計に反対する2点目は、8款2項3目、町道庄能瀬線道路改良工事費5,251万円です。

現在、河北縦断道路は完成しています。完成した道路を見ると、今工事中の町道庄能瀬線道路改良工事現場の存在が大変不適切であると映ります。河北縦断道と谷内地内へ至る道との交差点、河北縦断道と御門地内へ至る道との交差点には、すでに信号が2か所設置されています。町道庄能瀬線が完成すれば、さらにもう1つ信号がつくことになるでしょう。信号をつけなければ、この道の存在そのものが危険なものになると思われるなりません。河北縦断道から国道8号線への車の流れに問題はないと思います。一度決めたことの中止はあり得ないと言わずに、ここで一度中止すべきだと思い、この予算には反対します。

一般会計に反対する3点目は、同じく8款2項3目、町道竹橋大坪線道路改良工事費1億501万円です。

ことしの予算は、道路改良工事費8,000万円、道路改良用土地購入費1,900万円で、平成28年度から31年度までの全体工事費3億5,300万円となります。工事場所はすべて町の土地かと思っていましたら、私有地も入っていました。

私は、農業公園と言われていたときから、体験型観光交流公園をつくることには反対してきました。町道竹橋大坪線道路改良工事費とはいうものの、国庫支出金や地方債を使うための名目で、工事自体は体験型観光交流公園を一周するための道路づくりです。テーマパークとかフルーツランドとかフラワーパークとかがもてはやされた時期もありましたが、今はそういうものが求められている時代ではないと思います。別の場所でアンズやもみじの植栽も行われ、イチゴのハウス栽培から始めるという計画になっていますが、そのために山を多額の税金を使って整備することには反対です。町が計画するほどの誘客は見込めないと思います。町民の方に意見を聞くと、多くの方が多額の税金を使って体験型観光交流公園をつくるより、町民への福祉を手厚くしてほしいと願っています。

安倍政権は、福祉や社会保障に対して、自然増さえ抑え込んでいます。国民年金は額が少なく、その上年金制度の改悪も行われ、物価が上がっても平均給与が上がらなければ年金は上げないという制度になりました。原発の廃炉費用の上乗せも検討されています。非正規雇用もふえました。

今は国が引き下げる福祉、社会保障制度を地方自治体がどう保障していくかが問われる時代に入っています。子どもの医療費、保育料、給食費さえ無料にという自治体が広がっています。

一度手をつければなかなか引き返すことができません。体験型観光交流公園づくりはやめるべきだと思います。

次に、議案第21号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を述べます。

常勤の特別職の職員、議員には相当の報酬や期末手当が支払われており、これ以上の期末手当の引き上げは必要ないと思いますので反対します。

したがって議案第12号、3月補正、1款1項1目、期末手当改定による議員職期末手当75.1万円、2款1項1目、期末手当改定による特別職期末手当21.4万円には反対します。

最後になりますが、陳情第1号について賛成意見を述べます。

この陳情は、平成29年度給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載の中止を求める陳情書です。この陳情は、個人番号制度に反対する趣旨のものではなく、平成29年度分から地方税当局が特別徴収義務者に送付する給与所得等に係る市長村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されたことに対する不安を訴えるものです。給与から天引きする納付手続、つまり特別徴収においては、従業員のマイナンバーは必要ない上、取り扱いにおいて重大な問題が生じるからやめてほしいという訴えです。重大な問題というのは、個人番号法には個人に対して個人番号の提供を強制する規定はないし、個人情報情報を誰にどのように提供するか、あるいは提供しないかは自由なので、強制されるのはおかしいというものです。

さらに番号法には、個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとなっており、万が一情報漏えいなどを行ったときには、4年以下、200万円以下の罰金が科せられます。安全管理措置を行うことは事務負担、費用負担も大きく、事業者に過大な負担を強いる上に情報漏えいのリスクを高めることになると訴えています。通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏えいよりさらに深刻な事故となり、市民からの損害賠償請求など、自治体が高リスクが高まることも危惧しています。

この主張はもっともなことであると思います。町内には多くの中小業者、小規模業者があり、同じような不安や危惧を感じているものと思われます。

この陳情にあるように、通知書に個人番号の記載をしないことを求める意見書を提出するように求めます。

以上で、私からの意見は終わります。

○向 正則議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「はい、6番、荒井」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 6番 荒井 克議員。

〔6番 荒井 克議員 登壇〕

○6番 荒井 克議員 私は、議案第1号、第11号、第12号から20号まで賛成、そして陳情第1号に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本町の平成29年度一般会計当初予算は、総額121億2,300万円と継続事業の終了等により前年度

比4.1パーセント、5億1,300万円の減となっております。

主な減要因は、倶利伽羅公園整備事業やほっと石川観光プラン推進ファンド貸付金の終了等により商工費で47.1パーセント、1億7,822万円の減、林道西山線整備事業や加茂地区農業基盤整備促進事業の終了等により農業水産費で17.3パーセント、1億654万円の減などがあげられています。

重点事業として、ハード事業では、継続事業で実施設計を終えた体験型観光交流公園の幹線道路となる町道竹橋大坪線道路改良事業に1億501万円を計上するほか、社会資本整備総合交付金・防災安全を活用した湖北大橋の橋梁補修事業に1億291万円、町道加賀爪18号線ほか1路線の通学路安全対策事業に5,435万円が計上されるなど、計画決定事業を中心に緊急度の高い事業に予算計上されております。

また、ソフト事業では、早期の庁舎建てかえに向けた庁舎整備基本計画策定費に1,000万円を計上するほか、温水プールの建設や津幡駅東口および新駅設置に向けての基本計画策定費や倶利伽羅峠周辺の日本遺産登録に向けた調査費を計上するなど、本町のさらなる発展と住んでよかったと実感できる町の実現に向けた予算計上となっております。

歳入については、町税のうち町たばこ税以外すべての増額を見込んでおり、景気の回復基調により個人町民税で2.4パーセント増の19億9,433万円、平成28年度は補正対応した北陸新幹線に係る償却資産を当初から見込み、固定資産税で14.5パーセント増の16億4,672万円などとなっております。

町債は、町債発行額を各年度償還元金以内とする概算基準に合ったものとしており、特別会計、事業会計においてもそれぞれの目的に応じながら、経費の抑制、効率化を図り、必要度に応じた予算となっております。

各補正予算についても、年度末を迎えての各種事業実績に基づく増減が中心であり、必要な予算措置を行ったものと言えます。

今後、各予算の実際の執行に際してはさらなる経費削減を図りながら、効率的で効果的な行財政運営に努められることを期待するものであります。

そして、町民の一体感の醸成を図りながら、町民と行政が一体となったまちづくり、町長の目指す笑顔があふれるまちづくりを推進されることを確信し、29年度当初予算、28年度の補正予算の賛成討論といたします。

次に、陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情項目には、個人番号の記載や様式変更の撤回など2項目について述べられておりますが、マイナンバー制度の開始に当たり、平成26年3月に個人番号・法人番号の基本的な考え方が示されました。その中で、番号制度における法制面での整備が進み、税分野、社会保障分野における準備状況、地方団体の意見等を踏まえ、平成27年7月に利用範囲等が見直されております。そして改めて、その年の12月より見直され、「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」と示されております。その中で、今回の陳情書にある特別徴収義務者への税額通知・変更通知については、個人番号を記載するとしております。

当町においても、地方税法施行規則および「地方税分野における個人番号・法人番号の利用に

ついて」に基づき、平成29年度の通知準備が行われていると聞いております。

個人番号制度においては、番号法が目的とする公平、公正な課税や事務の効率化につなげるため、行政や事業者等においてもこれを遵守し、適切な安全管理措置を講ずることは当然と考えております。

今はスタートした第一歩であります。これからの利用環境の整備にも期待されますことから、陳情第1号に反対意見といたします。

これで私の討論を終わります。

○向 正則議長 ほかに討論はございませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議案第1号 平成29年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成29年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第11号 平成29年度津幡町下水道事業会計予算までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第11号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度津幡町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第20号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第20号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 津幡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてから議案第35号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第35号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者2人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 2 人 不起立者 13 人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、陳情第 1 号は、不採択とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○向 正則議長 日程第 2 議会議案第 1 号から議会議案第 3 号を一括して議題といたします。

角井外喜雄議員ほか 2 名提出の議会議案第 1 号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を求めます。

角井外喜雄議員。

〔 8 番 角井外喜雄議員 登壇 〕

○ 8 番 角井外喜雄議員 議会議案第 1 号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 112 条ならびに津幡町議会会議規則第 14 条第 1 項および第 2 項の規定により、提出するものであります。

提出者、私、角井外喜雄。賛成者、荒井 克議員、そして多賀吉一議員であります。

この件につきましては、これまで議員協議会で協議されております。したがって、改正理由のみを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

平成 27 年の議員定数の削減に伴い、常任委員会の見直しを検討した結果、委員会審査の充実と活性化を図るため、現行の 3 常任委員会を 2 常任委員会に改組するものであります。

よろしくお願いいたします。

＜質 疑＞

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○向 正則議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第 1 号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 14 人 不起立者 1 人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議会議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、多賀吉一議員ほか 2 名提出の議会議案第 2 号 北朝鮮による核・ミサイル問題および日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について、提案理由の説明を求めます。

多賀吉一議員。

〔11番 多賀吉一議員 登壇〕

○11番 多賀吉一議員 議会議案第2号 北朝鮮による核・ミサイル問題および日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。

提出者、多賀吉一。賛成者、道下政博議員、谷口正一議員。

本議案を地方自治法第112条ならびに津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により、提出するものであります。

皆さまのお手元に意見書を配付させていただいておりますので、朗読により意見書の提案理由の説明とさせていただきます。

北朝鮮による核・ミサイル問題および日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。

北朝鮮は、我が国を初め、国際社会からの累次にわたる自制要請を無視して2月12日、3月6日と、弾道ミサイルの発射を強行した。3月6日に発射された弾道ミサイルのうち1発は、能登半島沖200キロメートルの海域に落下したと推定され、これまでのミサイル発射で最も日本本土に接近した可能性がある。これまで繰り返されてきたミサイル発射や核実験等の一連の行動は、国連安全保障理事会の決議に明らかに違反し、国際社会の平和と安心を著しく損なう行為であるほか、漁業関係者の安全な操業を脅かすだけでなく、我が国の安全保障そのものに対する直接的で重大な暴挙であり、断じて容認できるものではない。

また北朝鮮は、拉致した多数の我が国国民を今も不法に抑留し続け、数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐は、もはや限界を超えている。政府は、すべての被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題とし、あらゆる方策を講じて拉致被害者全員の早急な帰国を実現させるべく、全力を挙げて取り組むべきである。

よって、政府におかれては、六者会合共同声明および日朝平壤宣言の趣旨に鑑み、下記の事項について、全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

1、国際社会との連携を一層密にし、北朝鮮に対して国連決議の遵守を平和的に働きかけるとともに、北朝鮮における核・ミサイル問題の早急な解決を図ること。

2、あらゆる手段を通じ、日本人拉致問題の早期解決を図り、拉致被害者の一日も早い救出を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議員各位のご理解、ご賛同をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

<質 疑>

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 議会議案第2号について、質問いたします。

ここに北朝鮮によると書いてありますが、北とか南朝鮮というのは通称名であって、正

式な国名を上げて朝鮮人民共和国と改めて書いたほうがいいと思いますので、その点について質問いたします。

○向 正則議長 多賀吉一議員。

〔11番 多賀吉一議員 登壇〕

○11番 多賀吉一議員 質問にお答えします。

ちょっとあの、私耳が遠いものではっきり聞こえなかったんですけども、北朝鮮という名がおかしいんじゃないかというご質問だったかと思うんですけども、現在日本と北朝鮮と正式に国交はしていません。今いろんな報道、テレビを通じても北朝鮮という名でなっております。だからこの意見書についても、北朝鮮という名を使わせていただきました。

以上です。

○向 正則議長 ほかに質疑はございませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○向 正則議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第2号 北朝鮮による核・ミサイル問題および日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を採決いたします

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、森山時夫産業建設常任委員長提出の議会議案第3号 指定給水装置工事事業者制度の更新制を求める意見書について、提案理由の説明を求めます。

森山時夫産業建設常任委員長。

〔森山時夫産業建設常任委員長 登壇〕

○森山時夫産業建設常任委員長 議会議案第3号 指定給水装置工事事業者制度の更新制を求める意見書。

この議案は、委員会発議として提出をさせていただきます。

提出者、津幡町議会産業建設常任委員長、森山時夫。

以上の議案を次のとおり、地方自治法第109条第6項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出をいたします。

趣旨のほうはかいつまんで言いますので、よろしくお願いします。

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきた。

現行制度では新規の指定のみが規定されているため、廃止、休止等の状況が把握されないことや工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導、監督等が困難になっていることが指摘されている。

よって、政府におかれては、建設業と同様に現行制度に更新制を導入するよう、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

1、指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

これで、議案の説明を終わります。

議員各位のご賛同のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

<質 疑>

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 議会議案第3号について、質問いたします。

記の1番で、指定給水装置工事事業者制度を更新制とすることと書いてありますけれども、これは趣旨からいうと改定すべきであると思ふべきだと思いますし、あとそこにつけ加えるなら、免許、許可とすべきであると思いますが、その2点について原案でよいのかどうか、説明を求めます。

○向 正則議長 森山時夫産業建設常任委員長。

〔森山時夫産業建設常任委員長 登壇〕

○森山時夫産業建設常任委員長 西村議員のほうから、更新制のほうで出ましたけども、給水のほうの許可ですけども、水道のほうは給水、排水があつて、現在排水のほうは5年に一度の更新、また給水のほうは一度とつたらずっと更新はないわけでありまして、水道事業者、これは町の管轄になるわけなんですけども、やはり免許の更新制度ということは実際に技能者が今持っている免許でありますし、これがずっと更新されてないということで、町のホームページを開くと津幡町内の指定業者30者ぐらい、それと津幡町に関する指定業者も石川県に160者近くあるわけなんで、その認定時の規定、要するに事業者には技能者がいるか、また機材があるかそういうことを踏まえての認定であり、今回は中身が更新制と違うようなことを言っていましたけど、これは実際に免許を持っているわけなんですから、更新でよいと思われまふので、そのようにしております。

以上です。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 ただいま委員長の答えをいただいたんですけど、私の質問している意味

と全く違いまして、先ほど述べられたことは十分我々は知っているわけですし、こういう国に対して請願する場合の文章を適切に書いたほうがいいんじゃないかということで質問しているわけですし、単なる更新というのは、今の制度そのものが続くという意味ですから、全くこれを提出したのもしないのも同じでありますので、改定とかに改めるべきでありますし、この文書をまた変更するときには、免許または許可を更新すべきであるとして書いてはどうかということをお尋ねしているわけですし……。

〔「そのままでいいよ」、「委員長の提案なんだから」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 森山時夫産業建設常任委員長。

〔森山時夫産業建設常任委員長 登壇〕

○森山時夫産業建設常任委員長 今の問題は、委員会で1時間ほど審議いたしました結果、全員一致で更新制ということで決まりましたので、このとおりいたします。

○向 正則議長 ほかに質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします

＜討 論＞

○向 正則議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第3号 指定給水装置工事事業者制度の更新制を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

以上、本3月会議で可決されました議会議案第2号および議会議案第3号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉議・散会＞

○向 正則議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成29年津幡町議会3月会議を散会いたします。

午後2時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 向 正則

署名議員 森川 章

署名議員 竹内 竜也

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表.....	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表.....	6

平成29年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
1	7番 森山 時夫	1	イノシシの今後の取り組みについて	農林振興課長
		2	木造家屋密集地帯の消火活動の対応について	消 防 次 長
2	2番 竹内 竜也	1	土曜授業について	学校教育課長
		2	教職員の労働時間管理について	教 育 長
		3	成年後見制度等、権利擁護施策の推進について	町民福祉部長
3	4番 八十嶋孝司	1	津幡町における介護職員の現状と人材確保の考えは	町 長
		2	中学校部活動での車移動手段の見解を問う	教 育 長
		3	避難所におけるアレルギー対応食品備蓄対策を問う	総 務 部 長
4	5番 西村 稔	1	浄化槽管理が行われていないことに対する行政指導のあり方について	上下水道課長
5	10番 塩谷 道子	1	外出困難な高齢者にタクシー券を発行せよ	町 長
		2	図書館で購入する図書についての要望を聞く手続きを広報せよ	教 育 部 長
		3	ヒバクシャ国際署名を広く町民に訴えよ	町 長
		4	野洲市の「債権管理条例」を調査、研究せよ	町 長
6	9番 酒井 義光	1	津幡バイパス側道の植栽撤去を	都市建設課長
		2	河北縦断道路下り線からあがたの里前、新町道の交差点改良を	都市建設課長
7	13番 道下 政博	1	若い世代の結婚、妊娠、子育ての応援を	町 長
		2	スマホ、パソコンから無料でがんのリスクを判定できるシステムの導入を	町民福祉部長
		3	マイナンバーカードの交付率向上への取り組みとカードを活用した母子健康情報サービスを提案	町 長
		4	無電柱化の推進を	町 長
8	1番 森川 章	1	保育園への入園申し込みと受け入れの現状について問う	町民福祉部長
		2	地域力を高めるための組織を構築していく取り組みについて	教 育 長
		3	津幡町の婚活支援について問う	総 務 部 長
9	15番 洲崎 正昭	1	津幡駅東口の現在の進行状況とこれを核としたまちづくりについて	町 長
		2	町の体育施設は適正な配置になっているのか	教 育 長
		3	浅田地区の中橋久左衛門の碑の保存を町も検討すべきでは	教 育 長

平成 29 年 3 月 14 日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者	津幡町議会議員 角 井 外喜雄
賛成者	津幡町議会議員 荒 井 克
同	津幡町議会議員 多 賀 吉 一

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会
会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例

津幡町議会委員会条例（昭和 62 年津幡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

(1) 総務産業建設常任委員会 8 人

- ア 議会事務局の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 産業建設部の所管に属する事項
- エ 環境水道部の所管に属する事項
- オ 会計課の所管に属する事項
- カ 消防本部の所管に属する事項
- キ 監査委員の所管に属する事項
- ク 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 文教福祉常任委員会 8 人

- ア 町民福祉部の所管に属する事項
- イ 教育委員会の所管に属する事項
- ウ 河北中央病院の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、この条例の公布の日以後最初に行われる任期満了に伴う常任委員会の委員の選任
の時から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の津幡町議会委員会条例第2条の規定による常任委員会に付託され、審査又は調査を継続している事件については、それぞれ改正後の津幡町議会委員会条例第2条の規定により、その事件を所管することとなる常任委員会に付託された事件とみなす。

改正理由 平成27年の議員定数の削減に伴い、常任委員会組織の見直しを検討した結果、委員会審査の充実と活性化を図るため、現行の3常任委員会を2常任委員会に改組するもの。

平成29年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者 津幡町議会議員 多 賀 吉 一
賛成者 津幡町議会議員 道 下 政 博
同 津幡町議会議員 谷 口 正 一

北朝鮮による核・ミサイル問題および日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

北朝鮮による核・ミサイル問題および日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮は、我が国を初め、国際社会からの累次にわたる自制要請を無視して2月12日、3月6日と、弾道ミサイルの発射を強行した。3月6日に発射された弾道ミサイルのうち1発は、能登半島沖200キロメートルの海域に落下したと推定され、これまでのミサイル発射で最も日本本土に接近した可能性がある。これまで繰り返されてきたミサイル発射や核実験等の一連の行動は、国連安全保障理事会の決議に明らかに違反し、国際社会の平和と安心を著しく損なう行為であるほか、漁業関係者の安全な操業を脅かすだけでなく、我が国の安全保障そのものに対する直接的で重大な暴挙であり、断じて容認できるものではない。

また北朝鮮は、拉致した多数の我が国国民を今も不法に抑留し続け、数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐は、もはや限界を超えている。政府は、すべての被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題とし、あらゆる方策を講じて拉致被害者全員の早急な帰国を実現させるべく、全力を挙げて取り組むべきである。

よって、政府におかれては、六者会合共同声明および日朝平壤宣言の趣旨に鑑み、下記の事項について、全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国際社会との連携を一層密にし、北朝鮮に対して国連決議の遵守を平和的に働きかけるとともに、北朝鮮における核・ミサイル問題の早急な解決を図ること。
- 2 あらゆる手段を通じ、日本人拉致問題の早期解決を図り、拉致被害者の一日も早い救出を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者 津幡町議会産業建設常任委員長 森 山 時 夫

指定給水装置工事事業者制度の更新制を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

指定給水装置工事事業者制度の更新制を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3,000者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では新規の指定のみが規定されるため、廃止、休止等の状況が把握されないことや工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導、監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心、安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。

よって、政府におかれては、建設業と同様に現行制度に更新制を導入するよう、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年津幡町議会 3 月会議
常任委員会議案審査結果表
総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 1 号	平成29年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 6 項 監査委員費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第12款 公債費 第 1 項 公債費 第13款 予備費 第 1 項 予備費 第 2 表 債務負担行為 第 3 表 地方債	原案可決
議案第 7 号	平成29年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算	〃
議案第 8 号	平成29年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第12号	平成28年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第12款 公債費 第 1 項 公債費 第 2 表 繰越明許費 第 3 表 債務負担行為補正 第 4 表 地方債補正	〃
議案第18号	平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第19号	平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第21号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	津幡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	〃
議案第23号	津幡町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	津幡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	〃
議案第25号	津幡町種谷地区防災センター条例について	〃
議案第32号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第33号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第34号	苅谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第35号	朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
陳情第1号	平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書	不採択

平成29年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 1 号	平成29年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 2 項 児童福祉費 第 3 項 災害救助費 第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第10款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	原案可決
議案第 2 号	平成29年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第 3 号	平成29年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第 4 号	平成29年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第 9 号	平成29年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算	〃
議案第12号	平成28年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 2 項 児童福祉費 第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第10款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	〃
議案第13号	平成28年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第14号	平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第15号	平成28年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第20号	平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第 2 号）	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第26号	津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第27号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第28号	津幡町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第29号	津幡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	〃
議案第30号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例及び津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	〃

平成29年度津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 1 号	平成29年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 2 款 総務費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 2 項 環境衛生費 第 3 項 清掃費 第 5 款 労働費 第 1 項 労働諸費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 2 項 林業費 第 7 款 商工費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 1 項 土木管理費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第11款 災害復旧費 第 1 項 公共土木施設災害復旧費	原案可決
議案第 5 号	平成29年度津幡町簡易水道事業特別会計予算	〃
議案第 6 号	平成29年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第10号	平成29年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第11号	平成29年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第12号	平成28年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 2 項 環境衛生費 第 3 項 清掃費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 2 項 林業費 第 7 款 商工費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費	〃
議案第16号	平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第17号	平成28年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第31号	津幡町農業委員会の委員等の定数条例について	原案可決
請願第 1 号	指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出を求める請願	採 択